

令和元年度
教育行政の点検及び評価

令和2年7月

鳥取県教育委員会

はじめに

「教育」は、人格の形成を目指し、個性を尊重しつつ、個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現するために不可欠なものです。そのためには、県民が、幸福で充実した人生、より良い社会を創っていく責任は自分たち一人ひとりにあるという公共の精神を自覚し、これからの社会の在り方について考え、主体的に行動することが求められます。また、社会の中で、互いを認め合いながら、協働、協調していくことも重要です。さらに、急激な人口減少や少子高齢化、グローバル化の進行など、大きく変化する社会情勢の中で、新しい課題を発見し、解決していくことで、誰も経験したことのない社会に柔軟に対応することが求められます。

鳥取県教育振興基本計画は、このような中長期的に取り組むべき本県の教育課題や目指すべき姿の共通認識とその実現に向けた取組の方向性を示すもので、平成21年3月に第一期計画を策定後、令和元年度からは令和5年度までの第三期計画における取組を進めているところです。

第三期計画では、基本理念である「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」の実現や自己肯定感の醸成に向けて、「自立して生きる力」、「豊かな心と健やかな体」、「社会の中で支え合う力」、「ふるさと鳥取県に誇りを持ち、未来を創造する力」の4つの「力と姿勢」を定め、本県の教育の総合的な指針となる5つの目標と22の施策のもと、「特に力を入れたい重点施策」、「目指すところ」、「数値目標」を掲げ、その推進に当たっては、県民の皆様との情報共有と連携・協働を大切にしながら、具体的な施策・事業を毎年アクションプランとしてまとめ、その推進への取組を進めております。

この度、令和元年度アクションプランに基づき実施した各施策・事業が着実に実施されているか、また、効果的に行われているかについて、外部の有識者である教育審議会委員からの評価をいただきながら、令和元年度の点検及び評価をとりまとめました。令和元年度の点検及び評価を踏まえ、鳥取県教育振興基本計画の目標等の達成に向けて取り組んでいきます。

今後とも、鳥取県教育の充実に向け、得られた評価や意見を、施策・事業の改善に役立てながら着実に取り組んでいきたいと考えておりますので、県民の皆様のご理解と御参加をお願い申し上げます。

鳥取県教育委員会

参 照

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。））の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

目次

| | |
|--|----|
| 教育委員会の活動状況（教育委員会の主な動向） | 1 |
| 鳥取県教育委員会事務局の各所属の事務分掌 | 2 |
| 令和元年度の取組についての点検及び評価 | 7 |
| (1)点検及び評価に当たって | 7 |
| (2)「重点施策」に係る点検及び評価内容 | 8 |
| 1 社会全体で学び続ける環境づくり | 8 |
| 【施策目標】1-(1) 社会全体で取り組む教育の推進 | 8 |
| 1-(2) 家庭教育の充実 | 10 |
| 1-(3) 生涯学習の環境整備と活動支援 | 11 |
| 2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進 | 13 |
| 【施策目標】2-(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進 | 13 |
| 2-(5) ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実 | 15 |
| 2-(6) 幼児教育の充実 | 17 |
| 2-(7) 確かな学力・学びに向かう力の育成 | 19 |
| 2-(8) 特別支援教育の充実 | 22 |
| 2-(9) 社会の変革期に対応できる教育の推進 | 25 |
| 3 学校を支える教育環境の充実 | 28 |
| 【施策目標】3-(10) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進 | 28 |
| 3-(11) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成... | 29 |
| 3-(12) 安全、安心で質の高い教育環境の整備 | 32 |
| 3-(13) いじめ、不登校等に対する対応強化 | 34 |
| 3-(14) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築 | 36 |
| 3-(15) 私立学校への支援の充実 | 38 |
| 4 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進 | 39 |
| 【施策目標】4-(16) 健やかな心と体づくりの推進 | 39 |
| 4-(17) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実 | 40 |
| 4-(18) トップアスリートの育成（競技力向上） | 41 |
| 5 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造 | 43 |
| 【施策目標】5-(19) 文化芸術活動の一層の振興 | 43 |
| 5-(20) 未来を「つくる」県民立美術館整備による文化芸術の創造・発展 | 44 |
| 5-(21) 文化芸術の発展を担う人材の育成 | 45 |
| 5-(22) 文化財の保存、活用、伝承 | 46 |
| 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制 | 49 |
| 【施策目標】(1) 県民との協働による計画の推進 | 49 |
| (2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進 | 50 |
| 条例、規則の制定・改廃 | 51 |
| 附属機関等の開催状況 | 51 |
| 参考資料 | 59 |
| (1)教育行政記録 | 59 |
| (2)教育委員会等の開催概要 | 71 |
| (3)刊行物一覧 | 73 |

教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会の主な動向

教育長、教育委員の在任状況

(R2.4.1現在)

| 職名 | 氏名 | 年齢 | 職業 | 就任年月日 | 任期 | 保護者 |
|----------|-------|----|------|-----------|----------|-----|
| 教育長 | 山本 仁志 | 60 | | H30. 4. 1 | R3. 3.31 | |
| 教育長職務代行者 | 中島 諒人 | 54 | 演出家 | H20.10.26 | R2.10.25 | |
| 委員 | 若原 道昭 | 73 | | H23.12.27 | R5.12.26 | |
| 委員 | 佐伯 啓子 | 67 | | H25.12.21 | R3.12.20 | |
| 委員 | 鱸 俊朗 | 69 | 医師 | H28.12.27 | R2.12.26 | |
| 委員 | 森 由美子 | 54 | 会社役員 | R2.3.25 | R4.12.22 | |

(ア) 委員の異動

令和2年2月20日をもって佐藤淳子委員が辞職し、同年3月25日に森由美子委員が任命された。

教育委員会の会議の開催回数 日時・提出議案等は参考資料参照()は30実績

| 会議名 | 回数 | 備考 |
|-------|---------|--|
| 教育委員会 | 13(12)回 | 議案 41(50)件, 報告事項 122(161)件, 協議事項 1(2)件 |
| 委員協議会 | 15(14)回 | 協議題 104(106)件 |
| 委員研修会 | 2(1)回 | 研修題 2(1)件 |

教育委員会の会議の公開状況

(ア) 傍聴者数: 10人 傍聴者が1人以上だった会議回数: 4回

(イ) 議事録の公開状況: ホームページにおいて、議事録を公開している。

その他

(ア) 学校訪問等 15箇所

スクールミーティング 白兔養護学校(R1.10.30)
倉吉農業高等学校(R1.11.18)
大山町立中山小学校、中山中学校(R1.11.22)

式典等 鳥取湖陵高等学校、米子高等学校、鳥取中央育英高等学校入学式(H31.4.8)
湯梨浜町立学校給食センター竣工式(H31.4.9)
白兔養護学校入学式(H31.4.10)
境高等学校創立80周年記念式典(R1.11.1)
米子東高等学校創立120周年記念式典(R1.11.15)
米子工業高等学校卒業式(R2.3.2)

その他 全国高等学校総合体育大会視察(R1.7.26~7.28)
全国高等学校総合文化祭視察(R1.7.27~7.28)
エキスパート教員公開授業参観視察(鳥取市立湖山西小学校)(R1.12.4)
鳥取県立美術館整備運営事業県民参加型公開プレゼンテーション(R2.1.9)

(イ) 意見交換会 3回

総合教育会議(第1回: R1.5.30、第2回: R2.2.10)
中国五県教育委員会委員全員協議会(鳥取県)(R1.12.9~10)

鳥取県教育委員会事務局の各所属の事務分掌

| 所属 | 分掌事務 |
|-------|--|
| 教育総務課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。 (3) 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関(以下「事務局等」という。)の組織、職員の定数及び任免その他の人事に関すること。 (4) 表彰に関すること。 (5) 教育行財政の総合企画及び広報並びに教育行政に関する相談に関すること。 (6) 市町村教育委員会(市町村の組合に置かれる教育委員会を含む。以下同じ。)の組織及び運営に関する指導、助言及び情報提供に関すること。 (7) 地方分権の推進に関すること。 (8) 教育分野における国際交流の総括に関すること。 (9) ユネスコ活動に関すること。 (10) 教育の調査及び統計に関すること。 (11) 本庁の各課及び本庁機関(以下「課等」という。)の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。 (12) 公印の管守に関すること。 (13) 公文書の保管に関すること。 (14) 教育局に関すること。 (15) 公益法人に係る事務の総括に関すること。 (16) 事務局等の職員並びに県立学校及び市町村立学校(幼稚園を除く。以下同じ。)の教職員の厚生福利に関すること。 (17) 事務局等の職員及び県立学校の教職員の衛生管理に関すること。 (18) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の公務災害に関すること。 (19) 公立学校共済組合の業務に関すること。 (20) その他他課等の所管に属しないこと。 |
| 教育環境課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育財産の管理に関すること。 (2) 県立学校の校地、校舎その他施設設備の整備に関すること。 (3) 市町村立学校及び市町村立幼稚園の施設整備に係る補助事業に関すること。 (4) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関すること。 |

| | |
|---------|--|
| 教育人材開発課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 県立学校及び市町村立学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。 (2) 県立学校の管理及び市町村立学校の管理の指導に関すること。 (3) 事務局等の職員並びに県立学校及び市町村立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。 (4) 事務局等の職員並びに県立学校及び市町村立学校の教職員の給与に関すること。 (5) 市町村立学校の学級編制に関すること。 (6) 事務局等、県立学校及び市町村立学校における業務の改革及び改善の総括に関すること。 |
| 教育センター | <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育関係職員の研修に関すること。 (2) 教育(特別支援教育を除く。)に関する研究調査、資料の整備及び提供に関すること。 (3) 情報教育の推進に関すること。 (4) 学校教育の総合的かつ専門的な支援に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか教育の充実及び振興を図るために必要な事業に関すること。 |
| 小中学校課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村立学校及び市町村立幼稚園の設置及び廃止に関すること。 (2) 市町村立学校(特別支援学校を除く。)及び市町村立幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導(いじめ・不登校に関するものを除く。)及び職業指導に関すること。 (3) 市町村立学校(特別支援学校を除く。)の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。 (4) 市町村教育委員会との連絡調整に関すること(他課等の所掌に属するものを除く。) (5) 教育職員の免許状に関すること。 (6) 学校に在籍する児童、生徒等の保護者及び当該学校の教職員で構成される団体の連合会に関すること。 (7) 学校、家庭及び地域が連携して行う教育に関すること。 (8) 児童及び生徒の学力向上に関すること。 |
| 特別支援教育課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 県立特別支援学校の設置及び廃止に関すること。 (2) 公立の特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 (3) 公立の特別支援学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。 (4) 公立の特別支援学校及び特別支援学級の生徒、児童及び幼児の就学 |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>奨励に関すること。</p> <p>(5) 特別支援教育に関する地域の中心的な役割を果たす県立特別支援学校の体制の整備に関すること。</p> |
| 高等学校課 | <p>(1) 県立高等学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 県立高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。</p> <p>(3) 県立高等学校の入学選抜に関すること。</p> <p>(4) 県立高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。</p> <p>(5) 県立高等学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 県立高等学校の授業料に関すること。</p> <p>(7) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。</p> <p>(8) 県立高等学校の在り方に関すること。</p> <p>(9) 生徒の学力向上に関すること。</p> <p>(10) 児童及び生徒の英語教育に関すること。</p> |
| いじめ・不登校総合対策センター | <p>(1) いじめ・不登校対策の総括及び企画立案に関すること。</p> <p>(2) 教育相談及びいじめ・不登校についての相談に関すること。</p> <p>(3) いじめ・不登校についての生徒指導に関すること。</p> <p>(4) いじめ・不登校対策を行う学校に対する支援に関すること。</p> <p>(5) いじめ・不登校についての研修に関すること。</p> <p>(6) 特別支援教育に関する研究調査、資料の整備及び提供に関すること。</p> <p>(7) 児童等の発達の特徴を把握するための検査に関すること。</p> |
| 社会教育課 | <p>(1) 生涯学習の推進に関すること。</p> <p>(2) 社会教育の充実に関すること。</p> <p>(3) 情報教育(社会教育に関するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 県立船上山少年自然の家及び県立大山青年の家に関すること。</p> <p>(5) 社会教育施設に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(6) 社会教育主事の資格認定に関すること。</p> <p>(7) 社会教育関係団体に関すること(他課の所管に属するものを除く。)</p> |
| 人権教育課 | <p>(1) 人権教育の企画に関すること。</p> <p>(2) 進学奨学事業に関すること。</p> <p>(3) 人権教育の指導に関すること。</p> <p>(4) 育英奨学事業に関すること。</p> |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>体育保健課</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校体育に関すること。 (2) 学校保健に関すること。 (3) 学校安全に関すること。 (4) 学校給食及び食育に関すること。 (5) 学校医の公務災害補償に関すること。 |
| <p>図書館</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 図書館資料(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条第 1 号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)の調査、研究、収集、整理及び保存に関すること。 (2) 図書館資料の利用に関すること。 (3) 図書館資料に係る参考相談に関すること。 (4) 他の図書館又は図書室との連絡及び協力に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか県民の教育及び文化の発展のために必要な事業に関すること。 |
| <p>博物館</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 博物館資料(博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 3 項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。)の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。 (2) 博物館資料の利用に関すること。 (3) 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究に関すること。 (4) 教育活動その他の活動の機会の提供に関すること。 (5) 他の博物館、図書館、学校等との連絡及び協力に関すること。 (6) 博物館の登録等に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか県民の教育、学術及び文化の発展のために必要な事業に関すること。 |
| <p>東部教育局 中部教育局 西部教育局</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 公印の管守に関すること。 (2) 職員の身分及び服務に関すること。 (3) 市町村教育委員会の組織及び運営に関する指導、助言及び情報提供に関すること。 (4) 市町村立学校の教職員の人事に関すること。 (5) 市町村立学校及び市町村立幼稚園の学校運営、教育課程、学習指導及び生徒指導に関すること。 (6) 市町村立学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。 (7) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の児童及び生徒の就学義務の免除及び猶予に関すること。 (8) 教育の調査及び統計に関すること。 (9) 学校保健及び学校給食に関すること。 |

| | |
|-----------|--|
| | <p>(10) 学校体育及び社会体育に関すること。</p> <p>(11) 生涯学習及び社会教育に関すること。</p> <p>(12) 公立学校共済組合に関すること。</p> <p>(13) 教育関係団体との連絡及び必要な指導及び助言に関すること。</p> |
| 船上山少年自然の家 | (1) 自然体験活動・集団生活活動やボランティアなどの社会体験活動を提供すること。 |
| 大山青年の家 | (1) 自然体験活動・集団生活活動やボランティアなどの社会体験活動を提供すること。 |

令和元年度の取組についての点検及び評価

(1) 点検及び評価に当たって

鳥取県教育振興基本計画の「目指すところ」等の推進に向けて取組を進めているところであり、その取組状況を「令和元年度の取組」及び「今後の課題、今後の取組」としてまとめました。

また、数値目標については、項目ごとに以下の評価区分の判断基準に基づき、「A～C」により評価を行いました。

<評価区分の考え方>

| 区分 | 判断基準 |
|---|---------------------------------|
| A | 目標を達成 (目標値に対して100%以上) |
| B | 目標を概ね達成 (目標値に対して90%以上100%未満) |
| C | 目標を下回る (目標値に対して90%未満) |
| (C評価のうち、目標値に対して80%以上90%未満の項目について、当該年度が前年度を上回っている場合はB評価とする。) | |
| (評価時点(令和2年5月末)で令和元年度数値が判明していない項目については、平成30年度の数値で評価) | |

(2) 点検及び評価について

| | 項目 | 点検内容 | 評価内容 | | | |
|----|---------------------------|--------------------------------|------|----|----|-----|
| | | | A | B | C | 合計 |
| 1 | 社会全体で学び続ける環境づくり | 社会全体で取り組む教育の推進 | 7 | 0 | 3 | 10 |
| | | 家庭教育の充実 | | | | |
| | | 生涯学習の環境整備と活動支援 | | | | |
| 2 | 学ぶ意欲を高める学校教育の推進 | 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進 | 28 | 44 | 14 | 86 |
| | | ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実 | | | | |
| | | 幼児教育の充実 | | | | |
| | | 確かな学力・学びに向かう力の育成 | | | | |
| | | 特別支援教育の充実 | | | | |
| | | 社会の変革期に対応できる教育の推進 | | | | |
| 3 | 学校を支える教育環境の充実 | 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進 | 9 | 6 | 9 | 24 |
| | | 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成 | | | | |
| | | 安全、安心で質の高い教育環境の整備 | | | | |
| | | いじめ、不登校等に対する対応強化 | | | | |
| | | 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築 | | | | |
| | | 私立学校への支援の充実 | | | | |
| | | 39ページ | | | | |
| 4 | 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進 | 健やかな心と体づくりの推進 | 5 | 10 | 4 | 19 |
| | | ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実 | | | | |
| | | トップアスリートの育成(競技力向上) | | | | |
| 5 | 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造 | 文化芸術活動の一層の振興 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| | | 未来を「つくる」県立美術館整備による文化芸術の創造・発展 | | | | |
| | | 文化芸術の発展を担う人材の育成 | | | | |
| | | 文化財の保存、活用、伝承 | | | | |
| 合計 | | — | 50 | 60 | 31 | 141 |

目標1 社会全体で学び続ける環境づくり

1 - (1) 社会全体で取り組む教育の推進

<重点施策の点検>

地域の教育力の向上

(学校、家庭、地域の連携・協働体制の構築)

学校支援ボランティア等による地域学校協働活動、放課後子供教室、地域未来塾、外部人材を活用した教育支援活動(土曜授業等)の取組を充実し、学校、家庭、地域の連携・協働体制を構築することにより、学校を核とした地域づくりを推進する。

(学校運営協議会の導入・充実や地域学校協働活動との一体的な取組の推進)

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の導入・充実と地域学校協働活動の一体的な取組により、学校と地域住民等が育てたい子ども像や学校・地域の課題を共有するなど、地域とともにある学校づくりを推進する。

令和元年度の取組内容

(学校、家庭、地域の連携・協働体制の構築)

放課後子供教室の指導者を対象として安全管理や指導力の向上に向けた研修会を開催するとともに、地域未来塾の関係者を対象とした研修会を開催した。

土曜授業等実施校では、県内3校において外部講師等を招いた実技指導や講演を開催。普段の授業では学べない内容、水準の知識・技術を身につけた。

(学校運営協議会の導入・充実や地域学校協働活動との一体的な取組の推進)

小・中・義務教育学校における学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的な推進を図ることを目的とし、未導入市町村から個別にコミュニティ・スクールの未導入理由を聞き取り、鳥取県コミュニティ・スクール推進連絡協議会において、導入に向けた推進方策を検討した。また、講演、事例発表を兼ねた公開相談会という内容で、11月に全県研修会を開催した。

高校1校(米子高校)、特別支援学校3校(白兔養護学校・米子養護学校・琴の浦高等特別支援学校)に学校運営協議会を導入した。

導入した特別支援学校では年間2～3回の学校運営協議会を開催し、地域住民を含む委員と学校・地域の課題を共有するとともに課題解決の方策を探った。

未導入の県立高校向けの研修会を開催した。事例ができたことで、次年度以降の導入校拡大の契機となった。

今後の課題

(学校、家庭、地域の連携・協働体制の構築)

放課後子供教室の指導者等、地域学校協働活動に参加いただく方々へ学校を核とした地域づくりについて、より理解促進をしていく必要がある。

土曜授業等実施校では、参加者が少ないものがあることや、指導者の確保に課題がある。

(学校運営協議会の導入・充実や地域学校協働活動との一体的な取組の推進)

学校運営協議会制度と地域学校協働活動の一体的な取組や学校運営協議会と社会教育のフィールドで取り組まれている地域学校協働活動とのビジョンの共有や連携・協働が十分ではない。

県立学校への学校運営協議会の早期導入を進める必要があるが、学校側には単に教員の業務の負担が増えるといった感覚を持つところもあり導入に積極的ではないところがあるため、意識を変革する必要がある。

学校運営協議会導入校における地域住民等の外部委員と協働した学校課題の解決に向けた取組を実施する必要がある。

課題解決のための対応

(学校、家庭、地域の連携・協働体制の構築)

市町村における様々な地域学校協働活動(学校支援活動、地域未来塾、放課後子供教室等)の総合化・ネットワーク化を進めるために、地域学校協働本部の整備を支援する。

土曜授業等実施校に係る広報等を工夫するとともに実施目的にあった充実した事業設計を検討する。

(学校運営協議会の導入・充実や地域学校協働活動との一体的な取組の推進)

学校運営協議会制度と地域学校協働活動の一体的な推進について市町村個々の課題を聞き取り、課題に対しての助言等を行うとともに、県主催の研修会の充実(講義、課題解決型ワークショップ、情報交換等)を図る。

地域連携を担う教職員の育成を視野に入れた社会教育主事講習の実施や学校と地域の連携・協働の促進及び地域づくりにおけるコーディネートを行う「鳥取県地域コーディネーター養成講座」を実施する。

県立高校については、研修会の開催や未導入の高校学校への導入校の実例紹介、未導入校に対する個別の学校訪問等を通じ啓発活動を行っていく。特別支援学校については、令和3年度までに順次導入を進めていく。(令和2年度は県立高校7校、特別支援学校3校で新規に導入予定)

学校運営協議会において「熟議」を行い、課題解決に向けた具体的な方策を決定することができるよう支援を行う。

社会教育を推進する人材の育成と団体支援

| 重点施策 |
|---|
| <p>(市町村及び公民館の職員等の社会教育関係者の資質向上) 地域づくり、人づくりに中核的な役割を担う人材として社会教育主事及び社会教育士を養成するとともに、関係団体と連携・協働して各種研修会を開催し、市町村及び公民館、社会教育関係団体の職員をはじめとする社会教育関係者の資質向上を図る。</p> <p>(人権学習を実践できる指導者の養成、人権尊重の社会づくりの推進) 学校、家庭、地域で「参加型」学習や多様な体験活動、交流活動等による人権学習を実践できる指導者を養成し、人権尊重の社会づくりを進める。</p> |

| 令和元年度の取組内容 |
|---|
| <p>(市町村及び公民館の職員等の社会教育関係者の資質向上) 「新任生涯学習・社会教育担当者研修会(経験2年以内)」を5月と11月に実施した。また、「県・市町村社会教育主事及び社会教育担当職員研修会「フォローアップ研修会」(経験3年以上)」を7月と11月に実施した。どちらの研修も同じ参加者で年2回としたことで、継続的な研修ができ充実したものとなった。</p> <p>(人権学習を実践できる指導者の養成、人権尊重の社会づくりの推進) 地域や職場での「参加型」学習や多様な体験活動、交流活動等による人権学習が実践できる推進者(ファシリテーター)の養成を目指した研修の場を設けたり、PTAの人権教育研修会等で参加型学習を実践した。 鳥取県人権教育アドバイザー会議や市町村人権教育担当者等研修会を開催した。また、市町村の希望により人権教育推進に向けて協議を行う合同研究協議会を開催し、鳥取県人権教育アドバイザー等を交えたより具体的な協議を行った。</p> |

| 今後の課題 |
|--|
| <p>(市町村及び公民館の職員等の社会教育関係者の資質向上) 社会教育主事が未配置の市町村があるとともに、有資格者についてもより一層の資質向上が必要であることから、社会教育主事講習等の受講者を確保するとともに、スキルアップに向けた各種研修会の研修内容や方法及び広報の工夫が必要である。</p> <p>(人権学習を実践できる指導者の養成、人権尊重の社会づくりの推進) 各市町村、各地域における人権教育の推進者の人数は限られており、より多くの推進者の人材育成を幅広く、継続的に実施する必要がある。</p> |

| 課題解決のための対応 |
|---|
| <p>(市町村及び公民館の職員等の社会教育関係者の資質向上) 社会教育主事資格取得研修への参加について市町村に働きかけるとともに、有資格者についても研修会や研究大会等への参加についても働きかける。併せて学校側へもピンポイントな働きかけを行っていく。 地域課題やニーズを反映させたより実効性のある研修とするため、研修内容や方法について十分な検討を行う。</p> <p>(人権学習を実践できる指導者の養成、人権尊重の社会づくりの推進) 地域の実態や住民の様相に応じて様々な学習方法が実践できる力量を身につけられるような推進者研修について工夫して実施する。 各市町村、各地域における住民学習の取組について、情報交換を行い、情報を共有しながら得た学びを各地域の住民学習に反映することができるよう支援する。 人権教育アドバイザーの研修機会を充実させ、学びを積み重ねることで、新たに生起する人権問題に関する理解を深め、適切な助言ができるようにする。</p> |

| < 指標 > | | | |
|-------------------------------|--------|--------|----|
| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
| 学校支援ボランティア登録者数 | 8,000人 | 8,171人 | A |
| コミュニティ・スクールを導入している学校の割合(小中学校) | 50% | 54% | A |
| 地域学校協働本部を設置している学校数 | 115校 | 97校 | C |

< 重点施策の点検 >

家庭の教育力の向上、家庭教育支援の充実

(相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による「届ける家庭教育支援」体制の構築)

保護者同士のつながりづくりを進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供、関係機関と連携した相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による「届ける家庭教育支援」体制の構築など、家庭教育の支援を充実する。

(保護者が子育てしやすく地域活動に参加しやすい職場環境づくり)

保護者が子育てしやすく、地域活動に参加しやすい職場環境づくりを推進するため、鳥取県家庭教育推進協力企業の活動を支援する。

(子どもたちの基本的な生活習慣、豊かな心と体を社会全体で育成)

子どもたちの基本的な生活習慣や自己肯定感、規範意識等、豊かな心と体を社会全体で育てていくため、啓発活動に取り組む。

令和元年度の取組内容

(相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による「届ける家庭教育支援」体制の構築)

切れ目のない支援を実現する体制づくりを進めるために、福祉部局と連携した講座を開催した。
保護者同士のつながりづくりや社会全体で子育て・家庭教育を支援するために、「とっとり子育て親育ちプログラム」を改訂し、妊娠期から乳児期の保護者や地域企業向けのプログラムを追加した。
「家庭教育アドバイザー」派遣を18回、「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテータ派遣を22回実施した。

(保護者が子育てしやすく地域活動に参加しやすい職場環境づくり)

鳥取県家庭教育推進協力企業として780社と協定締結した。(令和2年3月16日協定まで)

(子どもたちの基本的な生活習慣、豊かな心と体を社会全体で育成)

「心とからだいきいきキャンペーン」を実施し、生活習慣と学力・体力との関係を紹介するチラシや自由帳等の啓発物品を配布した。
教育振興基本計画の基本理念の基盤となる「自己肯定感」を育むため、「未来とっくわくわく大作戦啓発フォーラム」を開催するとともに、スタンブラリーを実施した。

今後の課題

(相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による「届ける家庭教育支援」体制の構築)

保護者同士がつながる場に参加できない保護者や、情報さえ届かない保護者へ情報を届けるための体制づくりを進めていくため、市町村教育委員会担当者等の意識改革や市町村教育委員会や関係課との連携が必要がある。

(保護者が子育てしやすく地域活動に参加しやすい職場環境づくり)

企業内における家庭教育に対する啓発等の機会が十分でないと考えられることから、企業に家庭教育の重要性についてより周知していくことが必要である。

(子どもたちの基本的な生活習慣、豊かな心と体を社会全体で育成)

望ましい生活習慣に対する保護者の意識に差があることから、より幅広い保護者に啓発する手法を検討していくことが必要である。

課題解決のための対応

(相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による「届ける家庭教育支援」体制の構築)

保護者同士がつながる場に参加できない保護者や、情報さえ届かない保護者へ、情報を届ける方策として効果的と考える「訪問型家庭教育支援」の体制づくりを進めるために家庭教育支援の核となる者を養成する。

(保護者が子育てしやすく地域活動に参加しやすい職場環境づくり)

地域企業向けのプログラムを追加した「とっとり子育て親育ちプログラム」を企業への周知、研修会での活用を促進する。

(子どもたちの基本的な生活習慣、豊かな心と体を社会全体で育成)

関係課や鳥取県PTA協議会などの関係団体と連携し、より効果的な啓発活動を行うとともに、「未来とっくわくわく大作戦」スタンブラリーを継続し、子どもたちが楽しく参加できるよう対象施設やイベント等を拡充する。

| < 指標 > | | | | | |
|--------------------------|------|---------|------|-------|---|
| 項目 | 目標数値 | | 実績 | 評価 | |
| 届ける家庭教育支援実施市町村数 | 3市町村 | | 2市町村 | C | |
| 毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合 | (小) | 78.6%以上 | (小) | 82.3% | A |
| | (中) | 78.5%以上 | (中) | 80.5% | A |
| 毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合 | (小) | 89.6%以上 | (小) | 91.8% | A |
| | (中) | 91.4%以上 | (中) | 93.9% | A |

1 - (3) 生涯学習の環境整備と活動支援

< 重点施策の点検 >

人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

(県民一人一人が生涯にわたって活躍できる社会の構築)

人生100年時代をより豊かに生きるため、とっとり県民カレッジなどの学びの場を通して、県民が生涯にわたって自ら学習し、地域の様々な課題に対応する力を身に付けるとともに、地域とのつながりをもつことにより、学びの成果を地域に還元する仕組み(学びと行動が循環)づくりを進め、県民一人一人が生涯にわたって活躍できる社会の構築を目指す。

令和元年度の実施内容

(県民一人一人が生涯にわたって活躍できる社会の構築)

とっとり県民カレッジを市町村と連携して7月、10月に開催した。地域課題の解決につなげるための内容で、講演会に加え参加型の講座も取り入れ、受講者のより深い学びにつなげた。(指定管理者による実施)

公民館には地域の学習拠点として、これまで以上に地域住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割が求められる。そういった役割を公民館が果たせるよう、公民館職員や各市町村担当者に向けて、9月26日に全県社会教育関係者研修会(鳥取県社会教育協議会主催)、10月1日に鳥取県社会教育振興大会を開催した。

今後の課題

(県民一人一人が生涯にわたって活躍できる社会の構築)

地域課題の解決といったテーマやグループワークは、一般県民にはハードルが高い面があり、著名人の講演会を実施していた時期と比べ受講者数が少なく、地域住民に学びの成果を地域に活かすことについての必要性を周知するとともに、仕組みを構築していくことが必要である。

課題解決のための対応

(県民一人一人が生涯にわたって活躍できる社会の構築)

社会の要請に応え、学びと行動の循環につながる参加型の講座は今後も実施していく必要があるが、より受講者を増加させる手法についても検討し、地域づくりの人材育成につながる研修内容や実施方法を工夫しながら実施する。

図書館機能の充実

(県民に役立ち、地域に貢献する機能の充実)

「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」を目指して、県立図書館の「仕事と暮らしに役立つ図書館」「人の成長・学びを支える図書館」「鳥取県の文化を育み世界に発信する図書館」「知の拠点としての図書館」としての機能を充実する。

(県民の学習機会の拡大及び現代的な課題に対応するための学習機会の提供)

県立図書館と各分野の専門機関におけるタイアップによる相談会・セミナー・講座等の開催や高等教育機関の公開講座との連携など、県民の学習機会の拡大を図るとともに、現代的な課題に対応するための学習機会を積極的に提供する。

(市町村立図書館、学校図書館との連携)

県立図書館を核に、市町村立図書館、学校図書館や関係機関と連携し、より多くの県民の図書館活用を推進する。

| 令和元年度の取組内容 |
|--|
| <p>(県民に役立ち、地域に貢献する機能の充実) オレンジネットワークとっとりワークショップを県内3か所で開催し、図書館サービスについて関係者及び一般県民の意見を聞くとともに、図書館を活用した「オレンジネットワーク鳥取モデル」推進事業を総括した報告書を作成した。 総合的なデジタル化計画に基づき、資料のデジタル化を進めた。 音読教室を定期的実施するとともに、市町村や関係機関へ広めた。</p> <p>(県民の学習機会の拡大及び現代的な課題に対応するための学習機会の提供) 県民の学習機会を提供するため、鳥取大学、公立鳥取環境大学と連携したセミナーの実施や、ビジネス・法律等の専門機関と連携した相談会等を実施した。</p> <p>(市町村立図書館、学校図書館との連携) 県立図書館と市町村立図書館、県立学校図書館、関係機関等を結ぶ物流ネットワークを整備・運営し、必要な情報・資料を迅速に県民に提供した。</p> |
| 今後の課題 |
| <p>(県民に役立ち、地域に貢献する機能の充実) 関係機関と連携してのサービスが市町村によって進んでいない実態がある。さらに、認知症などの地域のニーズや課題解決に向けて市町村に取り組んでいただけるよう働きかけが必要である。 デジタル化を進める館内体制の整備のため、複数職員によるデジタルに関する知識と技能の習得が必要である。</p> <p>(県民の学習機会の拡大及び現代的な課題に対応するための学習機会の提供) セミナーや相談会について、あらゆる機会を通じた幅広い層への周知するための広報の工夫が必要である。</p> <p>(市町村立図書館、学校図書館との連携) 物流コストの上昇によりネットワークの維持が困難となっている。</p> |
| 課題解決のための対応 |
| <p>(県民に役立ち、地域に貢献する機能の充実) 各地域の課題に対し、関係機関と連携しながらワークショップの開催や情報提供等を行うなど、各市町村図書館の取組を支援しながら県民のニーズを捉えた取組を推進する。 引き続き資料のデジタル化を進めるとともに、デジタルアーカイブシステムの構築に向けた協議を進める。</p> <p>(県民の学習機会の拡大及び現代的な課題に対応するための学習機会の提供) 県民への学習機会の提供のため、引き続き関係機関と連携してセミナーや相談会を開催するとともに、関係機関等と連携してあらゆる層に向けた周知を図る。</p> <p>(市町村立図書館、学校図書館との連携) 市町村立図書館や関係機関等と連携し、物流システムを維持することにより、県民の図書館利用を促進する。</p> |

博物館機能の充実

| |
|--|
| <p>(常設展示、企画展、講演、体験活動等を通じた「魅力ある博物館」づくりの推進) 県民が、自然、歴史・民俗、美術等について、常設展示、企画展、講演、体験活動等を通じて、教養を高め、感動や新たな発見が生まれる「魅力ある博物館」づくりを推進する。</p> <p>(子どもたちの体験を通じた学習の支援) 県立博物館と学校教育との連携を強化し、子どもたちの体験を通じた学習を支援するとともに、授業の充実に資する講座の提供に努める。</p> |
|--|

| 令和元年度の取組内容 |
|---|
| <p>(常設展示、企画展、講演、体験活動等を通じた「魅力ある博物館」づくりの推進) 企画展の開催について、「ニューヨーク・アートシーン展」は、入館者目標6,000人に対し、入館者数は6,226人、「手塚治虫のメッセージ」は、入館者目標8,000人に対し、入館者数は8,841人といずれも目標を上回る入館者があった。 普及事業については、移動美術館を2回(智頭町・日南町)、人文部門の特別展示を3回(倉吉市・八頭町・日吉津村)実施した。</p> <p>(子どもたちの体験を通じた学習の支援) 学芸員を小中学校や公民館に派遣する学芸員派遣や普及講座・講演会等を開催するとともに、小学生等のバスによる博物館への招待事業を実施した。(14団体)</p> |

| 今後の課題 |
|---|
| <p>(常設展示、企画展、講演、体験活動等を通じた「魅力ある博物館」づくりの推進) 例年、秋から冬にかけての企画展は入館者数が減少するため、魅力ある企画展となるよう取り組む必要がある。より多くの方に博物館を活用していただくため、関心を引く内容や集客が見込める満足度の高いプログラム編成をする等の工夫が必要である。</p> <p>(子どもたちの体験を通じた学習の支援) 子どもたちを対象とした既存の事業を継続しつつ、より授業で活用できる内容充実を図る必要がある。幼児から高校生まで、幅広い年齢に応じた特色ある活動を検討し、学校教育以外での子どもたちへの博物館利用啓発にも取り組む必要がある。 博物館の立地上、県東部の学校の来館利用が多く、県中部、西部の学校(の来館や出前講座等)が少ない。</p> |
| 課題解決のための対応 |
| <p>(常設展示、企画展、講演、体験活動等を通じた「魅力ある博物館」づくりの推進) マスコミとのタイアップ等により広報を強化するとともに、各講座等の参加者数調査やアンケートの結果により、県民ニーズを把握するとともに、幼児・障がい者・高齢者の方を対象にした講座等を充実する。</p> <p>(子どもたちの体験を通じた学習の支援) 学芸員派遣や普及講座の取組実績などをSNS等を通して教員や保護者などへ情報発信していく。 中部、西部教育局等とより密な連絡をとり、連携できる講座等を充実させ、積極的に出て行く。 放課後子ども教室や学童施設等にも学芸員派遣などのPRを行っていく。 美術館建設に関わる各関係団体と普及事業の方向性についての共通理解を図りつつ、事業を進める。</p> |

| < 指標 > | | | |
|--|------|-------|----|
| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
| 県立博物館の入館者数(現況値には山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の入館者数が含まれる) | 11万人 | 9.5万人 | C |
| 公立図書館の個人貸出冊数(人口一人当たり) | 5.9冊 | 5.9冊 | A |

目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

2 - (4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

| < 重点施策の点検 > |
|--|
| 道徳教育や人権教育の充実 |
| <p>(道徳教育の充実) 子どもたちの豊かな心の育成、規範意識の向上に向けて、道徳教育の充実を図る。</p> <p>(人権教育の充実) 子どもたちが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、人権が尊重される社会づくりに向けた実践行動につながる人権教育の充実を図る。</p> |

| 令和元年度の取組内容 |
|---|
| <p>(道徳教育の充実) 県内4つの研究指定校において、講師を招聘した研修会や授業研究が行われ、特色ある取組や、新学習指導要領の趣旨に沿った授業改善が図られた。 国(独立行政法人教職員支援機構)主催の道徳教育指導者養成研修に、小学校教員(6名)、中学校教員(3名)、市教育委員会指導主事(1名)、県教育委員会指導主事(5名)を派遣した。 2月に開催した道徳教育パワーアップ研究協議会において、研究指定校の取組等を全县に周知するとともに、新学習指導要領における道徳の授業づくりのポイントや評価方法について説明し、各学校での道徳教育の充実を図った。</p> <p>(人権教育の充実) 鳥取県人権教育基本方針に則り、人権教育で育てたい資質・能力を効果的に育てる学習及び参加型学習のあり方について研究を進め、その成果を人権教育主任会や要請訪問等の機会を通じて周知した。 人権教育に係る研究指定校を指定し、それぞれの地域や学校が抱えている人権教育推進上の課題解決のための研究・取組を支援した。 学校から要請を受けて人権教育を進める上で効果的な学習方法について教職員研修を実施した。</p> |

| |
|--|
| 今後の課題 |
| <p>(道徳教育の充実) 研究指定校等での取組は進んではいるが、新学習指導要領の趣旨に沿った授業や評価について理解し、授業を改善しなければならない学校がある。</p> <p>(人権教育の充実) 指導方法等の更なる研究を深めるとともに、研究成果を共有する場面のあり方について工夫改善していく必要がある。</p> |
| 課題解決のための対応 |
| <p>(道徳教育の充実) 道徳教育パワーアップ研究協議会等の研修会において、研究指定校の先進的な取組を全県に普及するとともに、文部科学省調査官を招聘し、新学習指導要領における道徳の授業づくりのポイントや評価方法について周知、徹底を図る。</p> <p>(人権教育の充実) 各教科等の特質を踏まえて、人権教育の効果的な指導内容・指導方法について研究をすすめ、その成果を各学校に普及していく。 人権尊重の社会づくりにつながる資質・能力を備えた児童生徒の育成に向け、教職員の人権意識と指導力の向上のため教職員研修を充実させる。</p> |

子どもの読書活動の推進

| |
|---|
| <p>(子どもの読書活動の推進) 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進する。</p> |
|---|

| |
|--|
| 令和元年度の取組内容 |
| <p>(子どもの読書活動の推進) 読書アドバイザー活用についてチラシにより保育所等に広報を行い、活用件数の増につなげたとともに、新たに産婦人科医院にも母親学級等における活用を案内した。(読書アドバイザー派遣回数 23件) 「中学生ポップコンテスト」や「高校生ビブリオバトル鳥取県大会」を開催し、読書活動を推進する契機とした。 常勤の学校司書、司書教諭を全校に配置し、司書教諭を中心に、様々な学習活動に学校図書館が活用できる体制を整えるとともに、公共図書館や各関係機関と連携して、高校生の読書活動や図書館を活用した探究学習を支援した。 読書を「小説」に限定せず、幅広い読書への興味関心や自発的な読書につなげる「高校生へすすめたい本パンフレット」を作成し配布した。 公共図書館職員や学校図書館関係職員等を対象に、「子どもと本をつなぐ講座」の開催を案内し、小学校高学年向けの読み物について情報提供するとともに、「ストーリーテリング研修講座」を3回の連続講座として実施し、子どもの読書に関わる公共図書館職員の資質向上を図った。</p> |

| |
|--|
| 今後の課題 |
| <p>(子どもの読書活動の推進) 中高生の読書離れの改善のため、乳幼児期からの読書習慣を形成する必要がある。 図書館を利用した探究的な学習や、読書推進の取り組みには、各地域、各学校によって実施状況に差が生じている。 「高校生にすすめたい本パンフレット」を配布のみで終わらず、生徒の読書経験へつなげる必要がある。 各研修会等で得た読書推進のスキルを継続的に活かす支援が求められる。</p> |

| |
|--|
| 課題解決のための対応 |
| <p>(子どもの読書活動の推進) 読書アドバイザーの活用件数の増加を図り、読書や読み聞かせの大切さについて引き続き多くの方に伝えていくとともに、読書関連イベント等により、より多くの保護者や子どもたちの読書への関心を喚起する。 引き続き公共図書館や各関係機関と連携して好事例を紹介するなどして、中高校生の幅広い読書活動や図書館を活用した授業(探究学習)を支援する。 高校では、「高校生にすすめたい本パンフレット」の配布後、訪問相談等を通じて各学校の実態に即した読書推進のきっかけを促す。 「中学生ポップコンテスト」、「ビブリオバトル」等の読書活動推進につながるイベントについて周知し、参加を促す。</p> |

| < 指標 > | | | | | |
|--|------|------|------|--------|----|
| 項目 | 目標数値 | | 実績 | | 評価 |
| 「参加型」(協力・参加・体験)人権学習に取り組んだ学校の割合 | (小) | 100% | (小) | 80% | B |
| | (中) | 100% | (中) | 88% | B |
| | (高) | 100% | (高) | 96% | B |
| | (特) | 100% | (特) | 100% | A |
| 人権教育で育てたい資質・能力(知識・技能・態度)を指標とした評価を実施した学校の割合 | (小) | 100% | (小) | 81% | C |
| | (中) | 100% | (中) | 77% | C |
| | (高) | 100% | (高) | 96% | B |
| | (特) | 100% | (特) | 77% | C |
| 「読書が好きである」児童生徒の割合 | (小) | 77% | (小) | 75.3% | B |
| | (中) | 75% | (中) | 71.2% | B |
| | (高) | 70% | (高) | 63.6% | B |
| 「一斉読書に取り組む」学校の割合 | (小) | 100% | (小) | 99.2% | B |
| | (中) | 100% | (中) | 100.0% | A |
| | (高) | 87% | (高) | 83.3% | B |
| 「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合 | (小6) | 85% | (小6) | 81.7% | B |
| | (中3) | 85% | (中3) | 74.7% | C |

2 - (5) ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実

< 重点施策の点検 >

ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成

(ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思う心や態度の育成)

子どもたちが、地域の史跡、まちなみ、建築物、郷土芸能、伝統芸能、民芸等、鳥取県の貴重な地域資源に触れ、ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思う心や態度を、学校と地域が連携して育成する。

(自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育の推進)

地域で活躍する人材、企業、団体等と連携して、職場体験、インターンシップを充実するなど、自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育に取り組み、子どもたちが将来に夢や目標を抱き、実現に向けて取り組む意欲を高める。

(今後の社会の在り方について主体的に考え、行動する子どもたちの育成)

ボランティア活動、地域を学ぶ体験等に、学校と地域が連携して取り組み、地域を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという自覚を持ち、今後の社会の在り方について主体的に考え、行動する子どもたちの育成を図る。

令和元年度の取組内容

(ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思う心や態度の育成)

幼稚園・保育所・認定こども園から高等学校まで校種間でつながることができるよう、「ふるさとキャリア教育」の系統表を作成し、教職員対象の「ふるさと鳥取キャリア教育研修会」において、教職員に対してふるさとキャリア教育の取組の意義について説明した。

小学校4年生以上の児童とその保護者を対象に県内の企業を見学・体験する「とっとり発 ミリョク発見！親子でおしごと体験ツアー」を開催し、県内の約90名の保護者や児童が鳥取県内の企業の魅力について認識した。

(自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育の推進)

キャリア教育充実事業において、高等学校課に配置しているキャリアプランニングスーパーバイザーが企業と学校との調整等の支援を行い、キャリア教育推進協力企業(200社)並びに県産業教育振興会、地域の外部人材等と連携し、講演会、インターンシップ、地元企業見学等、地域と関わりながら生徒のキャリア形成に取り組んだ。

職場体験等を通して自らの生き方を考えることができるよう、「ふるさと鳥取企業読本」を作成し、小・中・義務教育・高・特別支援学校に配布し活用を促した。

(今後の社会の在り方について主体的に考え、行動する子どもたちの育成)

地域コーディネーターの養成講座(全4回)について、講師として全国的に著名で実績のある先生方を迎えて実施し、参加者も70名を超えて内容への満足度も高い充実した講座となった。

中学生、地域の大人、大学生が少人数のグループでテーマに沿って語り合うトークプログラムを実施した。中学生からは、将来のことを考える良い機会になったという意見があった。

今後の課題

(ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思う心や態度の育成)

キャリア教育についての教職員の理解が不十分であり、教育活動全体を通じたキャリア教育の充実が図られていない。各市町村及び各学校・学年ではそれぞれで取り組まれているが、学校間や学年間のつながりが不十分である。

(自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育の推進)

地元産業界や高等教育機関等と連携した外部人材の積極的に有効活用するとともに、普通科高校におけるふるさとキャリア教育(インターンシップ等)の内容を充実していく必要がある。

(今後の社会の在り方について主体的に考え、行動する子どもたちの育成)

ふるさとキャリア教育を推進するために、学校運営協議会等の仕組みを活用して、地域を巻き込んだ持続可能で一体的な取組としていく必要がある。

地域コーディネーター養成講座は市町村によって参加者数に格差があり、市町村担当者の意識改革が必要である。トークプログラムの実施校数を増やすとともに、参加する大学生の安定的確保を図る必要がある。

課題解決のための対応

(ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思う心や態度の育成)

ふるさとキャリア教育モデル事業や教職員に対する研修会を実施し、令和2年度から導入されるキャリア・パスポートを有効活用した小学校から高等学校までの校種間をつなぎ、12年間の学びを引き継いでいく取組を推進する。

(自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育の推進)

キャリア教育推進協力企業に認定されている企業の有効活用を検討し、引き続き、全校におけるふるさとキャリア教育を推進する。

「普通科高校ふるさとまなびプロジェクト事業」を推進し、対象となる普通科高校において、ふるさとへ貢献する思いや愛着形成の視点を踏まえたふるさとキャリア教育を支援する。

卒業後就職する生徒が多い学校に配置している就職支援相談員と連携した企業への定着訪問等を支援する。

(今後の社会の在り方について主体的に考え、行動する子どもたちの育成)

ボランティア活動、地域を学ぶ体験等に学校と地域が連携して取り組むため、学校運営協議会に係る教職員の理解を深め、導入及び効果的な運用を一層促す。

地域コーディネーター養成講座にあたっては、丁寧な事業説明と各市町村担当者との連携を図り、参加者の意識向上と実践力向上をめざす。

トークプログラム実施効果の周知を図り、実施校数の拡充につなげるとともに、引き続き県内大学に協力を要請していく。

地域の自然、歴史、文化等から学ぶ体験活動、探究的な学習の充実

(探究的な学習や自然体験活動、集団宿泊体験等の充実)

各教科や総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等において、探究的な学習や自然体験活動、集団宿泊体験等を充実し、子どもたちの豊かな人間性や自己肯定感を育む。

令和元年度の取組内容

(探究的な学習や自然体験活動、集団宿泊体験等の充実)

県教育課程研究集会等の機会を通じて、体験活動の充実について呼びかけた。各小・中・義務教育学校においては、学習指導要領に基づいて、探究的な学習や体験活動が実施されている。

各県立高校において特別活動や総合的な学習の時間(探究の時間)の全体計画に基づいて充実した取組が行われるよう支援した。

船上山少年自然の家、大山青年の家において、主催事業及び団体受入れを行い、自然体験活動、集団宿泊体験等を行った。

今後の課題

(探究的な学習や自然体験活動、集団宿泊体験等の充実)

各学校が実施している新学習指導要領のねらい及びふるさとキャリア教育の理念に基づいた自然体験活動や探究活動につながるよう取り組む必要がある。

船上山少年自然の家、大山青年の家において利用者の安全確保を行いながら幅広い団体に対応できる体験活動のプログラムを充実していく必要がある。

課題解決のための対応

(探究的な学習や自然体験活動、集団宿泊体験等の充実)

各学校の実施状況を把握するとともに、新学習指導要領のねらい及びふるさとキャリア教育の理念に基づいた自然体験活動や探究活動につながる取組となるよう各学校に働きかける。

船上山少年自然の家、大山青年の家において引き続き活動プログラムの点検・開発等を行うとともに、利用団体が活動目的を達成できるような指導体制を継続する。

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
|--|--------------|------------|----|
| 児童生徒に対して、教科等の指導に当たって、「地域や社会で起こっている問題や出来事を学習の題材として取り扱っている」学校の割合 | (小6) 85% | (小6) 61.8% | C |
| | (中3) 80% | (中3) 55.4% | C |
| 児童生徒に対して、「地域や社会を良くするために何をすべきかを考えさせるような指導を行っている」学校の割合 | (小6) 80.2%以上 | (小6) 77.2% | B |
| | (中3) 58.0%以上 | (中3) 60.7% | A |
| 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合 | (小6) 48% | (小6) 51.5% | A |
| | (中3) 40% | (中3) 40.8% | A |
| 「地域の行事に参加している」高校生の割合 | (小6) 85% | (小6) 81.3% | B |
| | (中3) 55% | (中3) 58.6% | A |
| | (高2) 50% | (高2) 39.5% | C |
| 「地域や社会で起こっている問題や出来事に興味がある」高校生の割合 | (高2) 49.6%以上 | (高2) 51.6% | A |
| 「将来は今住んでいる地域や鳥取県で働きたい」高校生の割合 | (高) 60% | (高) 51.0% | B |
| 県外大学進学者の県内就職率(県出身者が多い大学) | 37.0% | 30.3% | C |

2 - (6) 幼児教育の充実

< 重点施策の点検 >

幼児教育・保育の充実、幼保小連携の推進

(鳥取県幼児教育センターの取組を通じた園内研修支援や小学校との連携の推進)

幼児教育の拠点機能を強化するために設置している鳥取県幼児教育センターの取組等を通じて、園の現状等の把握、園内研修支援、小学校との連携を推進していく。

(幼保小の連携・接続に向けた体制づくりの推進)

円滑な幼保小連携・接続に向けて園と小学校との間で、子どもたちの生活状況や、それぞれの子どもの発達特性に応じた教育課題を共有できる体制づくりを進める。

(教職員研修による教職員の指導力向上)

園を対象とした新規採用教員研修や希望制による専門研修を実施し、教員の指導力向上を図る。

令和元年度の取組内容

(鳥取県幼児教育センターの取組を通じた園内研修支援や小学校との連携の推進)

遊びきる子どもの育成を目指して、幼児教育振興プログラムを改訂し、幼児教育フォーラムにおいてその内容を周知した。様々な幼児教育・保育施設からの要請に応じた園内研修支援、園や市町村の相談対応を実施しており、回数も年々増加している。(幼児教育センター 職員9名による園訪問支援回数 のべ1,023回)

(幼保小の連携・接続に向けた体制づくりの推進)

各教育局の域内における幼保小連携・接続の課題に対応する委託事業を実施し、委託先の市町村においては、接続カリキュラムを編成・改善したり、年長児や保護者同士の仲間づくりを推進するオープンスクール等を実施したりした。またその効果的な取組を普及拡大させるための研修会を開催した。

(教職員研修による教職員の指導力向上)

幼稚園教諭、保育教諭、保育士等を対象とし、各研修会は、域内の課題やニーズに応じた実践発表や講義・グループ協議・演習などを設定した各研修会を実施した。
「幼児教育・保育施設におけるミドルリーダー研修会」「市町村等幼児教育・保育指導者研修会」を実施し、県と市町村がベクトルを揃えた各園への指導ができるように支援した。(ミドルリーダー研 55名、市町村指導者 のべ65名)

今後の課題

(鳥取県幼児教育センターの取組を通じた園内研修支援や小学校との連携の推進)

県及び市町村における保育者の資質向上を図るため、その人材育成に係る基本方針や取組を示す指標の作成が必要である。
○全ての受講者の資質向上につながる研修となるよう研修内容を工夫することや研修での学びを園内研修で広める等の成果還元の方法を工夫することが必要である。
各教育局配置の保育専門員、幼児教育アドバイザー、幼児教育支援員及び幼児教育担当指導主事を含む幼児教育センター職員の指導力を向上させる必要がある。

(幼保小の連携・接続に向けた体制づくりの推進)

各市町村・小学校区ごとに園と小学校の連携や取組に差が生じている。

(教職員研修による教職員の指導力向上)

県及び市町村における保育者の資質向上を図るため、その人材育成に係る基本方針や取組を示す指標の作成が必要である。
[再掲2-(6)]
○全ての受講者の資質向上につながる研修となるよう研修内容を工夫することや研修での学びを園内研修で広める等の成果還元の方法を工夫することが必要である。[再掲2-(6)]

課題解決のための対応

(鳥取県幼児教育センターの取組を通じた園内研修支援や小学校との連携の推進)

令和元年11月に改訂・策定・配付した「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」を各種研修会、市町村担当課訪問、園内研修等の機会を捉えて周知・活用し、県内幼児教育の質の向上をめざす。
○園訪問により園内研修を支援するとともに、園の実態を把握しながら現場のニーズに沿った研修内容としていく。
県における保育者の「人材育成指標」作成のための検討会を実施する。
幼児教育センターの担当者が域内の市町村・園の実践等を持ち寄って協議したり、作成した「園訪問ハンドブック」を活用した園訪問指導を実施したりすることにより、幼児教育センター担当者の共通理解・資質向上を図る。

(幼保小の連携・接続に向けた体制づくりの推進)

「幼保小連携推進事業」の委託市町村への支援を通して、幼保小の円滑な接続への意識向上を図るとともに、各市町村、各小学校区の実態に応じた指導を行う人材「幼保小接続アドバイザー」を委嘱・派遣し、幼保小の円滑な接続の推進を行う。

(教職員研修による教職員の指導力向上)

県における保育者の「人材育成指標」作成のための検討会を実施する。[再掲2-(6)]
○園訪問により園内研修を支援するとともに、園の実態を把握しながら現場のニーズに沿った研修内容としていく。[再掲2-(6)]

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
|--------------------------|-------|-------|----|
| 小学校教員による園での保育体験研修の実施市町村数 | 19市町村 | 17市町村 | C |
| 園と小学校の合同研修会・保育体験等の実施割合 | 85.0% | 78% | B |
| 園と小学校の管理職同士の連絡協議会の設置割合 | 80.0% | 82% | A |

2 - (7) 確かな学力・学びに向かう力の育成

< 重点施策の点検 >

自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成

(自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育の推進)

地域で活躍する人材、企業、団体等と連携して、職場体験、インターンシップを充実するなど、自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育に取り組み、子どもたちが将来に夢や目標を抱き、実現に向けて取り組む意欲を高める。

(様々な社会問題を、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力の育成)

様々な体験活動、探究活動、学び合う環境づくりを進め、子どもたちが、様々な社会問題を、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力を育成する。

令和元年度の取組内容

(自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育の推進)

幼稚園・保育所・認定こども園から高等学校まで校種間でつながることができるよう、「ふるさとキャリア教育」の系統表を作成し、教職員対象の「ふるさと鳥取キャリア教育研修会」において、教職員に対してふるさとキャリア教育の取組の意義について説明した。【再掲2-(5)】

小学校4年生以上の児童とその保護者を対象に県内の企業を見学・体験する「とっとり発 ミリョク発見！親子でおしごと体験ツアー」を開催し、県内の約90名の保護者や児童が鳥取県内の企業の魅力について認識した。【再掲2-(5)】

職場体験等を通して自らの生き方を考えることができるよう、「ふるさと鳥取企業読本」を作成し、小・中・義務教育・高・特別支援学校に配布し活用を促した。【再掲2-(5)】

キャリア教育充実事業において、高等学校課に配置しているキャリアプランニングスーパーバイザーが企業と学校との調整等の支援を行い、キャリア教育推進協力企業(200社)並びに県産業教育振興会、地域の外部人材等と連携し、講演会、インターンシップ、地元企業見学等、地域と関わりながら生徒のキャリア形成に取り組んだ。【再掲2-(5)】

(様々な社会問題を、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力の育成)

地域と連携した課題発見・解決型学習を各校が実施できるよう、地域の事業者等を交えた課題解決のモデル事業を実施した。アクティブ・ラーニング推進事業に係る21世紀型能力を育むための講師派遣事業が計画的に実施され、各校における生徒が学び合う環境づくりを促進した。

探究学習として、著名な研究者等を招き、生徒が先端の知識や新しい概念に触れたり意見交換等を行ったりする「ハイレベル講座」を展開。また、楽天株式会社との包括連携協定に基づく「楽天IT School NEXT」を岩美高校で実施し、地域課題の解決策を提案する探究学習を展開した。

今後の課題

(自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育の推進)

キャリア教育についての教職員の理解が不十分であり、教育活動全体を通じたキャリア教育の充実が図られていない。【再掲2-(5)】

各市町村及び各学校・学年ではそれぞれで取り組まれているが、学校間や学年間のつながりが不十分である。【再掲2-(5)】

地元産業界や高等教育機関等と連携した外部人材の積極的に有効活用するとともに、普通科高校におけるふるさとキャリア教育(インターンシップ等)の内容を充実にいく必要がある。【再掲2-(5)】

(様々な社会問題を、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力の育成)

思考力、判断力、表現力の向上を目指し、探究活動をより充実させるための効果的な事業の検討が必要である。

課題解決のための対応

(自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育の推進)

ふるさとキャリア教育モデル事業や教職員に対する研修会を実施し、令和2年度から導入されるキャリア・パスポートを有効活用した小学校から高等学校までの校種間をつなぎ、12年間の学びを引き継いでいく取組を推進する。【再掲2-(5)】

キャリア教育推進協力企業に認定されている企業の有効活用を検討し、引き続き、全校におけるふるさとキャリア教育を推進する。【再掲2-(5)】

卒業後就職する生徒が多い学校に配置している就職支援相談員と連携した企業への定着訪問等を支援する。【再掲2-(5)】

(様々な社会問題を、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力の育成)

地域の事業者等を交えた課題解決のモデル事業を実施し、その成果を他校にも波及していく。

「ハイレベル講座」、「楽天IT School NEXT」等の実施校における実施効果、成果を全県で共有し、探究活動の充実を図る。

基礎学力の確実な定着、質の高い理解と生きて働く知識・技能の習得

(全国学力・学習状況調査の結果等を有効活用した授業実践)

全国学力・学習状況調査の結果等を有効に活用し、現状分析に基づいて、課題解決に向けた授業実践に取り組むなど、学校でのPDCAサイクルの確立を目指し、子どもたちの個に応じた学力の伸長を図る。

(子どもたちの読解力向上)

子どもたちの読解力を高めるため、読む力、書く力、考える力を学校の教育活動全体を通して総合的に育む。

(高大接続改革を踏まえ、探究的・協働的な課題解決型の学習活動に向けた授業改革等の推進)

国において進められている高大接続改革(高等学校教育と大学教育、両者を接続する大学入学者選抜改革を連続する1つの軸とした一体的な改革)を踏まえ、探究的・協働的な課題解決型の学習活動に向けた授業改革等を進め、生徒が目指す進路の実現に向けた取組を進める。

令和元年度の取組内容

(全国学力・学習状況調査の結果等を有効活用した授業実践)

本県の学力向上に向けた中長期的な方向性と具体的方策を示した「鳥取県学力向上推進プラン」を策定し、取組の推進を図った。

とっりの授業改善[10の視点]の中から重点項目を設定し、小学校算数の課題解決に向けた学校訪問を実施するとともに、学校教育支援サイトの運用開始、中学校数学問題データベースの導入を行った。

全国学力・学習状況調査の結果をまとめたリーフレットを作成し、研修会や学校訪問の際に説明し、授業改善に向けた活用を促進した。

(子どもたちの読解力向上)

習得した知識の活用力の向上及び読解力の育成に向けた研修会を開催し、リーディングスキルテスト(RST)の問題作成を通して、児童生徒に身に付けさせるべき読解力について研修を行った。

(高大接続改革を踏まえ、探究的・協働的な課題解決型の学習活動に向けた授業改革等の推進)

教科・科目を超えた先端の知識や新しい概念に触れる機会は、探究の核となる課題発見・設定に極めて有効であるため、各研究、学問分野における著名な研究者を招き、生徒との意見交換等を行うなど、生徒の思考力・判断力・表現力の育成に向けた取組を実施した。

今後の課題

(全国学力・学習状況調査の結果等を有効活用した授業実践)

「鳥取県学力向上推進プラン」に基づき、児童生徒の学習意欲の向上につながる取組の強化や授業の組み立てを工夫するなど児童生徒が「わかった」「できた」を実感できる授業づくりを市町村教育委員会や学校と連携しながら組織的に取り組んでいくことが必要である。

児童生徒の学力の経年変化を把握し、学校全体で学力向上に取り組むための意識を醸成していく必要がある。

授業時間45分のタイムマネジメントに課題がみられることから、教師の意識改革を行っていく必要がある。

(子どもたちの読解力向上)

RST研修によって、読解力について理解が進んだが、授業によって児童生徒の資質能力をどのように高めていくかが明確になっていない。

(高大接続改革を踏まえ、探究的・協働的な課題解決型の学習活動に向けた授業改革等の推進)

著名な研究者を招く講座の実施や講師の選定等は学校の任意としているが、学校によっては主体的な実践に至っていない状況もある。

課題解決のための対応

(全国学力・学習状況調査の結果等を有効活用した授業実践)

本県の学力向上に向けた中長期的な方向性と具体的方策を示した「鳥取県学力向上推進プラン」について機会を捉えて周知し、全県で取組を推進する。

児童生徒一人一人の学力向上の伸びを図る指標となる県独自の「とっとり学力・学習状況調査」の全県での導入を見据え、鳥取市、米子市で先行実施する。

市町村教育委員会と連携を図りながら、小学校算数の課題解決に向けた学校訪問を継続し、授業改善に向けた指導助言を行う。

(子どもたちの読解力向上)

国語科の授業改善の方向性を示した「新学習指導要領の趣旨を踏まえた国語の授業づくり」を活用して、読解力を高める授業改善について周知を図る。

(高大接続改革を踏まえ、探究的・協働的な課題解決型の学習活動に向けた授業改革等の推進)

実績のあった取組等に関し、他校にも情報提供を行い、県教委からも積極的な活用を呼び掛けたり、提案や助言を行う。

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | | 実績 | | 評価 |
|---|--|----------|------------|---------------------|----|
| 全国学力・学習状況調査結果の各教科の全国平均に対する県平均 | 小 国語 算数 理科 中 国語 数学 理科 英語 | 全国平均を上回る | 全国 | 県 | B |
| | | | 小 国語 63.8% | 63% | |
| | | | 算数 66.6% | 66% | B |
| | | | 理科 | R1は実施なし | |
| | | | 中 国語 72.8% | 73% | A |
| | | | 数学 59.8% | 60% | A |
| | | | 理科 | R1は実施なし | |
| 英語 56.0% | 54% | B | | | |
| 各実施教科の最上位層(A～Dの4段階のA層)の割合 | 小 国語 算数 理科 中 国語 数学 理科 英語 | 全国平均を上回る | 小 国語 38.7% | 37.2% | B |
| | | | 算数 28.5% | 27.4% | B |
| | | | 理科 | R1は実施なし | |
| | | | 中 国語 38.3% | 38.1% | B |
| | | | 理科 | R1は実施なし | |
| | | | 数学 30.5% | 31.2% | A |
| | | | 英語 35.3% | 31.8% | B |
| 全国学力・学習状況調査で各教科の最下位層(A～Dの4段階のD層)の割合 | 小 国語 算数 理科 中 国語 数学 理科 英語 | 全国平均を下回る | 小 国語 23.5% | 24.0% | B |
| | | | 算数 19.5% | 20.5% | B |
| | | | 理科 | R1は実施なし | |
| | | | 中 国語 21.4% | 21.0% | A |
| | | | 数学 20.5% | 20.8% | B |
| | | | 理科 | R1は実施なし | |
| | | | 英語 21.7% | 24.1% | B |
| 「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合 | (小6) | 90% | (小6) | 82.2% | B |
| | (中3) | 75% | (中3) | 70.0% | B |
| | (高2) | 80% | (高2) | 72.2% | B |
| 「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合 | (小6) | 70% | (小6) | 69.1% | B |
| | (中3) | 55% | (中3) | 51.2% | B |
| | (高2) | 50% | (高2) | 39.0% | C |
| 「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の割合 | (小6) | 80% | (小6) | 81.2% | A |
| | (中3) | 75% | (中3) | 72.3% | B |
| | (高2) | 64% | (高2) | 64.0% | A |
| 児童生徒に対して、「将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした」学校の割合 | (小6) | 74.6%以上 | (小6) | 73.6% | B |
| | (中3) | 100% | (中3) | 100% | A |
| 児童生徒に対して、「各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けた」学校の割合 | (小6) | 85.0%以上 | (小6) | 68.8% | C |
| | (中3) | 71.0%以上 | (中3) | 66.1% | B |
| 「身に付けた知識・技能や経験を、生活の中で活用できないか考える」児童生徒の割合 | (小) | 70% | (小) | 73.8% | A |
| | (中) | 50% | (中) | (国の調査項目からなくなり、数値不明) | |
| 児童生徒に対して、「家庭学習の課題の与え方について、校内の教職員で共通理解を図った」学校の割合 | (小6) | 84.1%以上 | (小6) | 88.8% | A |
| | (中3) | 80.7%以上 | (中3) | 81.3% | A |
| 「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の割合 | (高2) | 70% | | 68.7% | B |
| 学校の授業がわかる児童生徒の割合 | 小 国語 | 85% | 小 国語 | 85.1% | A |
| | 算数 | 82% | 算数 | 79.2% | B |
| | 中 国語 | 75% | 中 国語 | 78.4% | A |
| | 算数 | 70% | 算数 | 71.2% | A |
| 「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の割合 | (高2) | 75% | | 65.7% | B |

| | | | |
|--|-----------------|-------------|---|
| 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる児童生徒の割合 | (小) 80% | (小) 74.0% | B |
| | (中) 80% | (中) 78.0% | B |
| 高等学校卒業後の進路決定率 | 100% | 97.9% | B |
| 高等学校卒業者の大学等進学率 | 45.0% | 45.4% | A |
| 難関国立大学の合格者数 | 120人 (医学部含む) | 111人(医学部含む) | B |

2 - (8) 特別支援教育の充実

< 重点施策の点検 >

発達障がいを含む障がいのある子どもへの切れ目ない支援体制の充実

(就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備)

特別な支援を必要とする子どもについて、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育・福祉・保健・医療・労働の関係機関が連携して、支援を行う。

(「個別の指導計画」の作成・活用と高等学校における通級による指導の推進)

園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においては、発達障がいを含めた障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が、一層充実するよう、「個別の教育支援計画」に基づき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用を推進する。特に「高等学校における通級による指導」を開始し、関係機関と連携しながら、適切な支援を行う。

令和元年度の取組内容

(就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備)

市町村教育委員会及び福祉部局担当者対象の特別支援教育研修会を実施した。
個別の教育支援計画の作成と活用について、就学手続きの会や校長会等で周知した。
LD等専門員の配置(全県14名)及び相談活動(相談件数約7600件)を実施するとともに、LD等専門員連絡協議会を開催した。

通級指導教室担当教員対象の研修会(授業研究会1回、講演会1回)を実施した。

子どもの心の診療ネットワーク会議、発達障がい者地域支援連絡会、ペアレントメンター運営委員会等にて教育・福祉・医療・保健・保護者の課題と連携について検討を行った。また、発達障がい児者の支援者に対する研修を実施した。

(「個別の指導計画」の作成・活用と高等学校における通級による指導の推進)

特別支援学校における教員の専門性向上のため、「特別支援教育の手引」を作成し、小中学校及び義務教育学校並びに県立学校に配布した。「特別支援教育の手引」を作成し、小中学校及び義務教育学校並びに県立学校に配布した。

全ての県立高等学校において、「個別の教育支援計画」に基づいた中学校からの引継ぎが行われている。また、各校において適宜関係機関と連携しながら、生徒の支援にあたった。

「高等学校における通級による指導」について、今年度より1校が加わり、設置校を3校とし、関係機関と連携しながら適切な支援を行った。

特別支援教育担当者研修会を開催し、高校における通級指導や各校の状況について情報共有を行った。

設置校及びモデル校の担当者による、指導体制の整備、指導内容の充実等を目指し、情報交換会を開催した。

今後の課題

(就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備)

幼児期から学童期にかけての支援体制は整いつつあるが、青年期以降につながる支援体制を充実させていく必要がある。

(「個別の指導計画」の作成・活用と高等学校における通級による指導の推進)

特別支援教育の手引を有効活用し、特別支援学級担当教員の授業力及び専門性を向上させる必要がある。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の有効活用するとともに、特別支援学級及び通級指導教室の担当教員の専門性向上や保護者の理解を促進していく必要がある。

「高等学校における通級による指導」において、教員の専門性を高めることが必要。また中学校、保護者、生徒等に「高等学校における通級による指導」について理解していただくことが必要。

課題解決のための対応

(就学前から就労に至るまでの切れ目のない支援体制の整備)

子どもの心の診療ネットワーク会議、発達障がい者地域支援連絡会、ペアレントメンター運営委員会等で検討を継続して行う。また、県全体の支援体制について発達障がい支援地域協議会にて状況を網羅するとともに、学校卒業後の進路や生活を見据えた支援に幼児期、学童期から取り組めるよう体制の充実を図る。

(「個別の指導計画」の作成・活用と高等学校における通級による指導の推進)

県外研修等へ特別支援学校教員を派遣して人材を育成するとともに、研修会等において特別支援教育の手引を活用した理解・啓発を促進する。

発達障がいを含む障がいのある児童生徒の指導に関わる教職員に対する研修を実施する。(通級担当者、LD等専門員、その他発達障がいのある児童生徒の指導に携わる教員対象)

「高等学校における通級による指導」による教員の専門性を高めるため、引き続き、設置校及びモデル校の担当者による情報交換会を開催する。

「高等学校における通級による指導」に関するリーフレット等を作成・配布し、中学校、保護者、生徒等への周知を図る。

医療的ケアの必要な子ども及び保護者への支援体制の充実

(医療的ケアの必要な子ども及び保護者への支援体制の充実)

医療的ケア児が多様な学びの場で安全に教育を受けることができる体制整備を進めるとともに、医療的ケア実施に係る保護者の負担軽減を図る。

令和元年度の取組内容

(医療的ケアの必要な子ども及び保護者への支援体制の充実)

特別支援学校4校に学校看護師を配置し(鳥取養護、白兔養護、倉吉養護、皆生養護)、特別支援学校3校に常勤看護師を配置した。(鳥取養護、倉吉養護、皆生養護)

就学に係る連絡協議会において市町村教育委員会に対して医療的ケアに関する情報提供及び周知を行った。

医療的ケアの必要な子どもたちを支えていく体制の充実を図るため、医療的ケアガイドラインの作成に取り組んだ。

鳥取養護学校において医療的ケアの必要な児童生徒の放課後子ども教室を実施した。

入院や自宅療養している児童生徒の学習を保障するとともに人間関係を含めた円滑な学校復帰を進めるため、OriHime(オリヒメ:8台)を活用した支援を行った。

今後の課題

(医療的ケアの必要な子ども及び保護者への支援体制の充実)

特別支援学校における看護師を安定的に確保するとともに特別支援学校配置の看護師をまとめる常勤看護師の負担を軽減する必要がある。

公立学校における医療的ケアを充実するとともに、全県的な医療ケア体制の構築が必要である。

OriHimeを必要とする児童生徒や保護者への周知が十分ではない。

課題解決のための対応

(医療的ケアの必要な子ども及び保護者への支援体制の充実)

看護学校や看護師協会との一層の連携を図るとともに、常勤看護師の状況を把握し、他校の看護師と情報共有をする場を提供する。

医療的ケア体制整備検討分科会を開催し、全県的な医療的ケア体制の充実に向けた検討を進める。

様々な広報の媒体や機会を通じて、OriHimeの活用実践等の周知を図る。

手話教育の推進

(手話教育の推進)

鳥取県において全国初の手話言語条例が制定されたことに伴い、教職員の手話技術の向上や鳥取聾学校における手話普及コーディネーターの配置、地域の学校への手話普及支援員の派遣等をとおして、教育面における手話に関する取組の充実を進める。

令和元年度の取組内容

(手話教育の推進)

県内の全小学1年生に「手話ハンドブック(入門編・活用編)」を配布した。(入門編5,400部、活用編5,600部)。

県内の全中学1年生に手話言語条例学習教材「AKASHI～証～」を配布した(5,125部)。

手話普及支援員による手話学習のサポートを実施した(108校に対し、626回、761人の派遣)。

教職員の手話技能検定受検への助成を行った(38人)。

| |
|---|
| 今後の課題 |
| <p>(手話教育の推進) 手話普及支援員の派遣学校数や派遣回数が増え、多くの学校で手話教育が実施されている一方で、学習計画等において手話普及コーディネーターが学校担当者を手厚く支援する必要性が生じており、学校担当者の指導力向上が必要である。</p> |
| 課題解決のための対応 |
| <p>(手話教育の推進) 手話普及支援員情報交換会を開催し、現場の状況把握と連携強化を図るとともに、学校担当者が単独で学習計画を立てられるよう、手話学習の活動例や教材例を作成する。</p> |

特別支援学校の在り方の検討及び特別支援教育環境の整備

| |
|--|
| <p>(子どもの障がいの多様化・重度重複化に対応した特別支援教育の在り方の検討) 子どもの障がいの多様化・重度重複化に対応した効果的な特別支援学校整備の方向性を検討する。</p> |
|--|

| |
|--|
| 令和元年度の取組内容 |
| <p>(子どもの障がいの多様化・重度重複化に対応した特別支援教育の在り方の検討) 鳥取県教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会を設置するとともに検討部会の委員を選任し、今後の特別支援教育の在り方について同審議会に諮問を行った。</p> |
| 今後の課題 |
| <p>(子どもの障がいの多様化・重度重複化に対応した特別支援教育の在り方の検討) 障がいの多様化・重度重複化や児童生徒数の減少、特別支援学校を取り巻く状況の変化や施設の老朽化等を踏まえた特別支援教育及び特別支援学校の在り方についての検討が必要である。</p> |
| 課題解決のための対応 |
| <p>(子どもの障がいの多様化・重度重複化に対応した特別支援教育の在り方の検討) 審議会をとおして、特別支援学校及び小中学校等における特別支援教育の課題を整理しながら、課題解決に向けた方策の検討を行う。</p> |

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
|--------------------------------------|--------------|--------------|----|
| 該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上 | 特別支援学校教員 88% | 特別支援学校教員 88% | A |
| | 特別支援学級教員 41% | 特別支援学級教員 36% | C |
| 特別支援学校高等部(専攻科含む)卒業生の就職率(就職希望者に対する割合) | 85% | 100% | A |
| 特別支援学校高等部(専攻科含む)卒業生の(1年後)職場定着率 | 85% | 85% | A |
| 学校における手話に関する取組の実施率 | (小) 100% | (小) 99.2% | B |
| | (中) 90% | (中) 80.4% | B |
| | (高) 90% | (高) 91.7% | A |
| | (特) 100% | (特) 84.7% | C |

2 - (9) 社会の変革期に対応できる教育の推進

< 重点施策の点検 >

グローバル化に対応した人材の育成、英語教育の推進

(英語教育の推進)

2020年度の学習指導要領の全面实施による小学校、義務教育学校前期課程での英語の教科化や2021年度から中学校、義務教育学校後期課程での英語の授業が英語で行うことが基本となることを踏まえ、教員の指導力向上や子どもたちが実際に英語のコミュニケーション活動を体験できる機会の拡充等、先導的な英語教育を推進する。

令和元年度の取組内容

(英語教育の推進)

教員の指導力向上のため、英語教育推進リーダーによる公開授業・研究協議会、指導と評価の一体化に係る指導研究会、小学校英語専科加配教員連絡協議会及び研修会、英語教育研修協力校支援研修(小中高)、英語教育推進会議(全3回)、英語教育推進フォーラムを開催した。

とっとりイングリッシュキャンプ(中高)、海外体験・海外留学支援(高)、グローバルリーダーズキャンパス(高)、高校生英語弁論大会を実施した。

外部民間試験を活用した生徒の英語力向上のため、英検IBA(県内全国公私立中学校2年生)、GTEC(県立学校に在籍する高校2年生で大学進学を希望している生徒)を実施した。

今後の課題

(英語教育の推進)

小学校から中学校、中学校から高校の指導内容面での接続を意識したつながりのある英語教育を構築する必要がある。

小学校外国語の教科化に係り、小学校教員の外国語科(外国語活動)における指導力の向上が必要がある。

中学校において教員の英語力・指導力を向上させ、対話的な言語活動を重視するなどの指導改善に取り組む必要がある。

授業中に複数の領域を統合した言語活動を豊富に盛り込む等、知識重視型授業からの転換を図ることが必要である。

スーパーグローバルハイスクール(SGH)指定期間終了後の本県におけるグローバルリーダー育成の方策について検討が必要である。

課題解決のための対応

(英語教育の推進)

鳥取県の目指す義務教育段階の英語教育について、「小学校及び中学校7年間の英語教育プラン」を作成するなど、小・中・高の一貫した学びにつながる指導や評価の在り方を示す。

指導主事が積極的に学校訪問を行い、それぞれの学校課題を踏まえ、個別に指導改善等を支援する。

全国学力・学習状況調査結果や外部試験結果等を分析・検討し、本県の課題を明らかにした上で、各学校における主体的で対話的な深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。

技術革新・高度情報化に対応した人材の育成、ICT活用教育の推進

(ICT機器等の整備及びICT機器を有効に活用する教職員の育成)

AI等の発達した高度情報化社会を見据えた情報活用能力の育成や、新しい時代に対応するための21世紀型スキルの取得を目指し、ICT活用教育の推進に取り組む。ICTを有効に活用する教職員の育成や県立学校における機器の導入などにより、分かりやすく理解の深まる授業の実現を目指す。

(プログラミング教育の推進)

情報技術を活用し、学ぶ意欲や知識・技能の確実な習得、論理的な思考を育むため、プログラミング教育をはじめとする情報教育を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校を通じて体系的、教科横断的に取り組む。

(電子メディアとの適切な付き合い方についての啓発及び情報モラル教育の推進)

スマートフォンや携帯電話、ゲーム機等が子どもに与える諸問題に適切に対応するため、関係機関、団体等と連携して、情報モラル等に関する教育啓発活動を実施する。

令和元年度の取組内容

(ICT機器等の整備及びICT機器を有効に活用する教職員の育成)

県立学校に整備されているタブレット型端末をはじめとするICT機器を活用した授業の促進のため、各校におけるICT活用実践事例集をまとめ、活用の参考となるよう各校に配布したほか、生徒の学びの質の向上を図るためモデル的に数校で教員用のデジタル教科書を導入した。

学校教育支援サイトをリニューアルし、教育情報の発信を行った。

新任校長研修や新任情報化推進リーダー研修を実施し、役割の理解と校内での情報化推進の実践的指導力向上を図った。

ICT活用教育や情報モラル教育、小学校におけるプログラミング教育に関する専門研修、出かけるセンターや希望する学校向けにICT活用教育やプログラミング教育の研修を行い、ICTを活用した授業づくりへの支援を行った。

(プログラミング教育の推進)

小学校段階におけるプログラミング教育導入の目的や意義、カリキュラムへの位置づけ等についての正しい理解を図るための研修会を開催するとともに、具体物を操作するプログラミング教育に係る指導・研修会や出前授業を実施した。

高等学校教育課程研究協議会「情報」部会を実施し、プログラミングをはじめとする教科で取り扱う内容について説明、周知した。

(電子メディアとの適切な付き合い方についての啓発及び情報モラル教育の推進)

とっとり子どもサミットを東中西部で開催し、インターネットを含めた電子メディアとの適切な付き合い方について子どもたちが考え、また大人と考えを共有し理解を深めるとともに、電子メディアとの適切な付き合い方学習ノートを作成し、全県の児童生徒に配布し、学校教材及び家庭での啓発として活用した。

インターネットの利用に関するアンケート調査を実施した。

インターネット等の利用に係る諸問題の予防のため、情報モラルエドゥケーターを希望校に派遣し、児童生徒への講演会とともに教職員研修も実施した。

情報モラル等に関する活動については、各高校において専門の外部人材を活用して学年または全校の講演会や教科情報で啓発を行った。また学校によっては、保護者対象の啓発活動も行った。

今後の課題

(ICT機器等の整備及びICT機器を有効に活用する教職員の育成)

市町村や学校間でICTの環境整備状況に差が生じており、ICT機器の有効活用が不十分である。

教員のICT活用の必要性に対する意識も学校間、教員間による差が顕在しており、意識の醸成や授業力の向上が必要がある。市町村が配置しているICT支援員の効果的な活用が図られていない。

(プログラミング教育の推進)

令和2年度から小学校プログラミング教育が必修化となるが、各学校の取組状況に差がみられる。

(電子メディアとの適切な付き合い方についての啓発及び情報モラル教育の推進)

アンケート結果では、依存傾向が疑われる児童生徒が多くはないもののみられたこと、また、インターネット上の知り合いがいる割合が前回調査より大幅に増加したほか、利用の低年齢化が進んでいる。

情報モラルについての啓発活動を実施してもなお、SNS等による人間関係のトラブルが後を絶たない状況が見られる。

課題解決のための対応

(ICT機器等の整備及びICT機器を有効に活用する教職員の育成)

国の「GIGAスクール構想」を見据え、県立学校の計画的な校内ネットワーク整備及び学習ソフト等の導入や市町村立学校における情報機器整備の支援を行う。

オンライン学習等も可能な学習システム等をモデル校に導入しており、当該モデル校で成果の上がったものを他校でも展開することで、機器の利用率を上げる。

情報化推進リーダー研修を悉皆で行い、教育の情報化や、ICT活用教育の必要性について周知した上で、ICT活用に向けた校内研修計画の立案、実施を確認し、各校で教職員の資質向上を図る。

東・中・西各会場において、1人1台端末でのICTを活用した授業づくりについての実技研修を実施し、次期リーダー育成を図る。

文部科学省の調査「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、苦手意識を感じている教員対象にICT活用指導力向上研修を実施する。

ICT活用教育スーパーバイザーを県内に1名配置し、各市町村に配置されているICT支援員をサポートしながら、ICT活用教育の充実を図る。

学校教育支援サイトを活用したICT活用教育に関する情報提供をさらに充実するとともに、希望する市町村等に県内自治体向けICT活用出前研修を行う。

モデル地域(校)によるICT活用教育体制づくりをサポートするとともに、取組についての情報発信をする。

(プログラミング教育の推進)

研修開催にあたって事前アンケートを実施したり、協議の場を設けたり、事後アンケートを実施することで、各自治体や学校での実態や課題を把握し、今後の県の施策に生かす。

プログラミング教育の優良実践校(東中西部小学校各1校)の取組を全県に周知し、各地でのプログラミング教育の充実を図る。

(電子メディアとの適切な付き合い方についての啓発及び情報モラル教育の推進)

電子メディア機器と正しく付き合うための方策の検討・充実を図るほか、乳幼児保護者を含めた保護者、児童生徒が学び考える機会を充実する。

情報モラルに関する啓発活動の内容について、保護者を対象にする等の工夫をしながら、引き続き有効な啓発活動を促す。

社会の形成者として必要な力の育成

(子どもたちの発達段階に応じた消費者教育、主権者教育の推進)

学習指導要領に基づいた教育を着実に実施し、社会科、公民科や家庭科を中心としながら、各教科等、教育活動全体を通して、子どもたちの発達段階に応じた消費者教育、主権者教育を推進する。また、模擬体験等の手法を用いて、実践的な知識の習得につなげる取組を充実する。

(主体的に社会に参画する態度や自立した消費者を育成するための教育の推進)

消費生活、法律、経済・金融等に関する実務経験者を外部講師として活用しながら、主体的に社会に参画する態度や自立した消費者を育成するための教育を推進する。

令和元年度の取組内容

(子どもたちの発達段階に応じた消費者教育、主権者教育の推進)

小中学校教育課程研究会や高等学校教育課程研究協議会を開催し、学習指導要領に基づいた教育を着実に実施し、主権者教育・消費者教育ともに教科等での理解を深めさせる取組、体験的に学ぶ取組を進めることについて周知した。

主権者教育は、各高校において年度当初の計画に基づき、適宜専門家と連携しながら、知識だけではなく実践的な学習を行った。

県と包括協定を結んでいる企業が主催する消費生活、経済・金融等に関する講座等を開催するにあたって、円滑に実施できるよう協力した。

(主体的に社会に参画する態度や自立した消費者を育成するための教育の推進)

生徒と社会がつながる推進事業(高等学校課が実施する消費者教育)について、平成30年度の取組状況をとりまとめ各高校に配布した。

家庭科の教員対象に消費者教育の教員研修会を開催し、成年年齢引き下げに伴う指導事項を確認し、指導力向上を図った。

今後の課題

(子どもたちの発達段階に応じた消費者教育、主権者教育の推進)

学習指導要領でも重視されている消費者教育、主権者教育の周知・徹底や各教科等で身に付けさせるべき力を明確にし、取組をさらに充実させていく必要がある。

(主体的に社会に参画する態度や自立した消費者を育成するための教育の推進)

外部人材等を活用した消費者教育について、学校により取組状況に差が生じている。

課題解決のための対応

(子どもたちの発達段階に応じた消費者教育、主権者教育の推進)

消費者教育、主権者教育に係る各学校の実施状況を把握し、学習指導要領でも重視されている消費者教育、主権者教育の周知・徹底や取組内容の充実に向けて引き続き各学校に説明し、取組状況に課題がある場合は働きかける。

(主体的に社会に参画する態度や自立した消費者を育成するための教育の推進)

消費生活センター、県弁護士会と連携して、令和3年度に全県立高校で出前講座を計画している。令和2年度はその統一教材を作成する取組を進めていく。

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
|-----------------------------------|----------|-------------------------------|----|
| 教員のICT活用指導力の状況(児童生徒のICT活用を指導する能力) | 全国平均を上回る | (H30) 鳥取県71.6% 全国 70.2% | A |
| 英検準1級以上等の英語力を有する担当教員の割合 | (中) 65% | (中) 35.0% | C |
| | (高) 97% | (高) 92.7% | B |
| 英検準2級程度以上の英語力を有する高校生(高3)の割合 | (高) 50% | (高) 42.7% | B |
| 県立高校での消費者教育の実施 | 全ての県立学校 | 全ての県立学校 | A |

目標3 学校を支える教育環境の充実

3 - (10) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進

<重点施策の点検>

県立高校の魅力化・特色化

(令和8年度以降の高校教育の在り方の検討)

「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」(平成28年3月策定:2019年度から2025年度までの方針)に基づき、関係者等の意見を聞きながら、その内容を具体化、明確化していくとともに、2026年度以降の県立高等学校の在り方について、分校化や学校再編、特色ある新たな学科の設置などを含め、抜本的な検討を進める。

(県外からの生徒受入による学校の適正規模の維持・活性化)

県外から本県県立高等学校に進学する生徒の受入を積極的に進め、学校の適正規模を維持するとともに、活性化を図る。

(中山間地域の高等学校における地域等と連携した魅力化・特色化)

特に中山間地域の高等学校については、立地する地元自治体や地域住民等とも連携し、学校の在り方、活性化の方策等について、検討を進める。

令和元年度の取組内容

(令和8年度以降の高校教育の在り方の検討)

令和8年度以降県立高等学校の在り方について、鳥取県教育審議会に諮問した。また、総合教育推進課とともに、「今後の高校教育の在り方を検討する会」を立ち上げた。

(県外からの生徒受入による学校の適正規模の維持・活性化)

鳥根県の一般財団法人が主催する大都市圏における県外高校への進学を検討する中学生、保護者向けの学校説明会に県立高校(岩美、倉農、日野)が参加し、生徒の募集活動を行い、実際に令和2年度から県外からの入学生7名を受け入れることとなった。

(中山間地域の高等学校における地域等と連携した魅力化・特色化)

「とっとり高校魅力化推進事業」では、倉吉農業高校では鳥取大学等の専門家の協力を得ながらスマート農業機器の導入を進めるとともに、岩美高校、日野高校では地域・教育魅力化プラットフォームと提携し学校、県教委、地域がチームとなって特産品を活かした商品の開発やeスポーツを活用した取組など学校の魅力化策の企画に取り組んだ。

今後の課題

(令和8年度以降の高校教育の在り方の検討)

中学校卒業予定者の大幅な減少が予想される15年先を展望した令和新時代の魅力ある新しい高等学校及び学科の在り方や高等学校教育の質を問うような抜本的な改革の道筋を明らかにしていくことが必要である。

(県外からの生徒受入による学校の適正規模の維持・活性化)

下宿制度や私立高校の寮の活用などにより少しずつ県外生徒の受入れ環境を整備しているものの、県外からの生徒及び保護者にとって、受入体制が十分でないことは進学先の選定に当たっての大きなハンデとなっている。

(中山間地域の高等学校における地域等と連携した魅力化・特色化)

中山間地域の県立高校では地元中学からの進学率も低下し、高校の魅力そのものや魅力の発信が不足している。

課題解決のための対応

(令和8年度以降の高校教育の在り方の検討)

分校化や学校再編、特色ある新たな学科の設置などを含めた令和8年度以降の県立高等教育の在り方について、教育審議会分科会の協議テーマに沿って関係者等の意見を聞きながら継続的に審議を進めるとともに、講演や動画配信(You Tube等)も活用するなど議論が深まる工夫をしながら検討を進めていく。

(県外からの生徒受入による学校の適正規模の維持・活性化)

引き続き地域と連携しながら、その地域にあった受入方法を検討するとともに、下宿制度の対象地域の拡大に向けて市町と調整し、下宿制度の対象となる地域を広げている。

(中山間地域の高等学校における地域等と連携した魅力化・特色化)

県立高校の魅力化・特色化に向けて、倉吉東高校での国際バカロレア教育の導入検討や倉吉農業高校でのスマート農業の実践、中山間地域の高校において地域とも連携しながら地域資源等を活かした取組等を実施する。

事業化に当たっては、学校等とも協調しながら内容等を検討しつつ、ポータルサイトやSNS、マスコミも活用し、県内外の生徒や保護者に学校の魅力、特色を発信していく。

学校組織運営体制の充実

(効果的な少人数学級の取組の推進)

国に先行して実施してきた少人数学級について、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、これまでの成果を検証しながら、少人数学級の取組を進める。

令和元年度の取組内容

(効果的な少人数学級の取組の推進)

これまで、学年ごとの基準人数に応じて機械的に学級数を増やし、その分の教員を追加配置してきたところであるが、令和元年度は学力向上、人材育成及び働き方改革の視点を持ち、学級の枠を超えたグループの組み方を工夫したり、担任が他のクラスの授業を受け持ったりするなどの効果的な運用を県内6小学校で試行実施した。

今後の課題

(効果的な少人数学級の取組の推進)

学級の枠を超えたグループの組み方を工夫したり、担任が他クラスの授業を受け持ったりすることによる効果の裏付けをもって、推奨していく必要がある。

国は小学校高学年の教科担任制を推進しているが、本県においても少人数実施による加配を、学級担任による授業ではなく、教科担任制で活用するなど、弾力的な運用方法の検討が必要である。

課題解決のための対応

(効果的な少人数学級の取組の推進)

新たな枠組みでの少人数学級の取組について、事前事後のアンケート実施などによる実態把握と、様々なモデルを県内に提供していく。

小学校高学年の教科担任制における国の施策と方向性を揃えた効果的な取組に対する検証を行い、全県へ展開していく。

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
|-----------------------------|---------------|-------|----|
| 県立高等学校(全日制課程)の定員に対する入学者数の割合 | 全ての高校で70%を上回る | 81.8% | C |

3 - (11) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成

< 重点施策の点検 >

魅力ある教員の確保

(魅力ある教員の確保)

高校生、大学生に対してキャリア教育の一環として教員の魅力や責任を説明する機会を設けるとともに、採用試験受験希望者に対する説明会を開催するなどして受験者の確保に取り組む。

令和元年度の取組内容

(魅力ある教員の確保)

鳥根大学と連携した「未来の教師育成プロジェクト」において、教師を志望する高校生・保護者に対して、学校単位で教員養成大学の使命や活動内容等を紹介する進路指導支援の取組を開始した。

令和2年度教員採用試験において、小学校教諭については関西会場を新たに設置した。(小学校教諭志願者数:H31 246人 R02 516人)

県内講師及び教職大学院修了者等を対象に試験内容を一部免除する特別選考を導入した。

教員採用試験に係る説明会を西日本を中心とした大学やIJUターン就職促進説明会で実施した。

大学2年、3年生をターゲットに、鳥取県の教員の魅力及び次年度以降の採用に係る説明会を実施した。(16大学)

今後の課題

(魅力ある教員の確保)

今後の教員の大量退職による採用者数の増加を見据えた教員志願者の確保及び質の高い教員の確保が必要である。

「未来の教師育成プロジェクト」において生徒に教員の魅力を伝えるとともに、対象校、校種の拡大、また、カリキュラム・支援制度等を充実させていく必要がある。

課題解決のための対応

(魅力ある教員の確保)

大学等への説明会や「IU相談会」等を継続して実施するとともに、教員採用試験の説明動画の配信を行うなど、広報活動を充実させる。

「未来の教師育成プロジェクト」のカリキュラムの充実や新規開発を行うとともに、実施校の増加に向けて働きかけていく。

教員の資質向上、指導力・授業力の向上

(「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教員の授業力向上)

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員研修の充実や授業改善に取り組む。

(エキスパート教員の活用による教員の授業力の向上)

エキスパート教員による積極的な授業の公開や研修会の実施などにより、優れた指導技術等を広め、教員の授業力の向上を図る。

(最新の知見を取り入れた学習科学に基づく授業手法の実践)

外部講師の派遣や授業研究等の機会を通じ、最新の知見を取り入れた学習科学に基づく授業手法の実践について学ぶとともに、これを広く公開することで21世紀型学力を育む授業改善の全体的な普及を図る。

令和元年度の取組内容

(「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教員の授業力向上)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づいた授業づくりや「学習評価」について研修会等を開催し、新学習指導要領について各学校に周知を図った。

学力向上対策ゼミナール(小学校算数)を新設し、学校や地域の中核となり、学力向上に向けた課題解決を推進する人材の育成を図った。

高等学校におけるアクティブ・ラーニング型授業への改革や授業におけるICT活用による「主体的・対話的で深い学び」へ導く授業方法等を教員が学ぶため、高校が希望する(テーマにあった)外部講師を派遣した。

(エキスパート教員の活用による教員の授業力の向上)

エキスパート教員を認定するとともに、公開授業や授業研究会を実施し、優れた指導技術等の伝達を行い、教員の指導力向上を図った。

エキスパート教員の指導技術を広く普及するために、県教育センターが実施する2年目研修に授業参観を研修の一つとして位置付け、教員の授業力向上を図った。

(最新の知見を取り入れた学習科学に基づく授業手法の実践)

指導の成果として見えにくい3つの思考力(批判的思考力、協働的思考力、創造的思考力)を測るテストを外部機関に委託して実施した。

今後の課題

(「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教員の授業力向上)

小学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、更なる指導と評価の一体化を図っていく必要がある。研修での個人の学びを学校や圏域に広め、研修成果を校内での活用につなげる工夫が必要である。

(エキスパート教員の活用による教員の授業力の向上)

エキスパート教員の認定分野に偏りが生じている。

エキスパート教員の質の向上を図るとともに多くの教員に授業参観してもらうための工夫が必要である。

(最新の知見を取り入れた学習科学に基づく授業手法の実践)

新学習指導要領の実施、高大接続改革など高等学校教育をとりまく環境が大きく変わっていく中にも関わらず、外部講師派遣事業については高校からの派遣希望が減っている状況があり、教員の意識改革が必要である。

課題解決のための対応

(「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教員の授業力向上)

県教育課程研究集会で、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づいた授業づくりや指導と評価の一体化について周知する。

「ととりの授業改革[10の視点]」を活用した授業改善の取組について、県内の実践例を集めるとともに情報発信を行う。

研修後の振り返りシートの活用や圏域ごとのグループでの演習を組み込むなど、自校での研修内容の活用や校内OJTにつながるよう研修方法を工夫して実施する。

(エキスパート教員の活用による教員の授業力の向上)

エキスパート教員の認定を市町村教育委員会推薦だけでなく、県教育委員会事務局打診によるものも増やし、認定制度の充実を図る。

エキスパート教員の優れた指導技術を広めるため、学校教育支援サイトへの動画の掲載数を増やすとともに、掲載したことについての発信を工夫する。

(最新の知見を取り入れた学習科学に基づく授業手法の実践)

県教委が公開授業等の状況を視察する回数を増やすなどして、より一層各校の実情を把握し、外部講師による研修の活用について必要な助言等を行う。

県民に信頼される教職員の育成

(教職員一人一人のコンプライアンスの意識の徹底)

教職員一人一人のコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築する。

令和元年度の取組内容

(教職員一人一人のコンプライアンスの意識の徹底)

コンプライアンス推進の取組計画を策定し、3つの重点項目(飲酒運転・酒気帯び運転、不適正な事務処理、個人情報の流出のゼロ)を掲げ、年3回(3~4月、8月、12月)の強化月間をはじめ計画的に注意喚起を行った。併せて現状把握のためのアンケートを実施した。

コンプライアンス推進員やハラスメント対策担当者に対する研修会や新たに小中学校管理職を対象としたハラスメント研修会を実施し、各所属におけるコンプライアンス推進の取組強化を支援した。

県立学校の県費外会計の点検を拡大し、今年度から2年に一度実施することとした。併せて個人情報保護に関する点検を実施した。

今後の課題

(教職員一人一人のコンプライアンスの意識の徹底)

注意喚起を全教職員に自分のこととして浸透させる必要がある。

職場環境、人間関係などの問題が不祥事や事故につながる可能性があることから、早期における管理職の意識的な取組を促していく必要がある。

課題解決のための対応

(教職員一人一人のコンプライアンスの意識の徹底)

効果的な研修の実施や各強化月間等における注意喚起を工夫する。

不祥事の誘因となるメンタルヘルス、職場環境など、幅広い観点からの対応を検討する。

学校における働き方改革

(働き方改革の推進)

教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人一人の子どもたちの指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図ることを目的として策定した「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」に基づき、長時間勤務者の解消、時間外業務削減のための取組を進める。

令和元年度の取組内容

(働き方改革の推進)

「鳥取県学校業務カイゼンプラン」を改訂し、「教職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、県立学校各校でも時間外業務時間の削減目標及びカイゼン計画を策定した。

教員の事務作業を補助する教員業務アシスタントを県立学校4校、市町村立学校17校に配置した。

学校業務カイゼン意識の向上を図るため、市町村立学校及び県立学校の管理職対象の業務カイゼン研修を実施するとともに、市町村立学校モデル校を対象にカイゼン活動を支援した。

市町村立学校では全校、県立学校では32校中27校で夏季休業中の対外業務停止日を導入した。

部活動指導の時間の大半は勤務時間外であるため、8月と3月に、関係団体による「部活動の在り方検討会」(学校、市町村教育委員会、県体育協会、スポーツ課、PTA等参加)を開催し、協議を行い、「働き方改革」と両立する部活動の在り方について、方向性を示した。

時間外勤務が月80時間を超える場合は原則実施として長時間勤務者への医師による面接指導を実施し、県立学校においては、原因分析の上で個別に対策、市町村立学校でも各校で現状把握や一定の取組が行われていることを確認した。

今後の課題

(働き方改革の推進)

教員の意識改革や業務の見直し・削減はもとより、学校運営の仕組みや生徒の活動時間の確保と教員の働き方改革の両面を考えた部活動の在り方に係る新たな取組が必要である。

80時間以上の長時間勤務者は減少傾向にあるものの、依然として存在している。また、複数回にわたり面接指導を受けている教職員が相当程度存在している。

課題解決のための対応

(働き方改革の推進)

時間外業務の主要因は小学校では分掌・担任・教科業務、中学校・高等学校では部活動指導であることを鑑み、今後も重点的に取り組む必要があることから、令和2年度も重点取組事項として取り組んでいく。

教員の事務的作業軽減のため、教員業務アシスタント配置人数を県立学校6名、市町村立学校40名に拡大する。

社会スポーツも含めた子どもたちのスポーツ活動の在り方について関係団体と協議を行う。

面接指導後における各教職員の意識改革及び職場環境改善の徹底に努めるとともに、職場環境改善の好事例は横展開を積極的に図っていく。

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 | |
|--------------------------------------|---------|-------------------------------|--|---|
| 教職員の一人当たり平均時間外業務時間数の削減率 (平成29年度比) | 15% | (参考) (小) 3.7% (H30年度比) | 平成30年度から給与・勤怠管理システムの導入により時間外の把握方法が変更になったことから平成30年度実績を基準値とする。 | |
| | | (参考) (中) 1.8% (H30年度比) | | |
| | | (参考) (義務) 2.2% (H30年度比) | | |
| | | (高) 20.3% | | A |
| | | (特) 14.1% | | B |
| 教職員の年次有給休暇取得日数(夏季休暇を含む) | 年間17日以上 | 16.8日 | B | |
| 教員の精神性疾患による休職者数の出現率 | 0.55% | 0.54% | B | |

3 - (12) 安全、安心で質の高い教育環境の整備

< 重点施策の点検 >

公立学校施設的环境整備

(公立学校施設の教育環境)

県立学校の長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、太陽光発電設備等の環境教育に資する設備の導入など、教育環境の質的向上を進める。

令和元年度の取組内容

(公立学校施設の教育環境)

県立学校等における老朽化、環境改善、安全性に問題があるブロック塀への対策等を速やかに進めた。(老朽化した屋根防水改修に係る大規模営繕工事(3校)、老朽トイレの洋式化(4校)、年次計画での県立高等学校の普通教室エアコン更新、普通教室等LED化、ブロック塀の撤去工事(6校))

猛暑の中でも子どもたちが学習に集中できる環境を整備するため、令和元年度に全公立小中学校の普通教室にエアコンが導入された。

今後の課題

(公立学校施設の教育環境)

耐震化は完了したが、県立学校等の老朽化が顕著な状況であるため、施設における今後の改修計画等を示した個別施設計画を早期に策定し、施設の長寿命化を図るとともに、計画的な施設整備、維持管理を行うことが必要である。

課題解決のための対応

(公立学校施設の教育環境)

計画的な改修を行うためにも、精度の高い個別施設計画の策定が必要であり、各施設・営繕課等の関係機関と調整し、対応していく。

限られた予算の中で必要性の高いものについて、優先順位をつけ、改修を行っていく。

学校内外の安全確保、学校危機管理体制の構築

(防災教育の推進)

地震や津波等の災害から子どもたちを守るために、実践的な防災教育を推進する。

(交通安全教育の推進)

自転車乗車中などの交通事故をなくすために、交通安全教育の充実を図る。

(学校安全体制の整備)

不審者等の犯罪から子どもたちを守るために、学校、家庭、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進する。

(通学路の安全確保)

関係機関と連携し、通学路の安全確保を図る。

令和元年度の取組内容

(防災教育の推進)

学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、県内31校に防災教育専門家を派遣するとともに、「鳥取県学校の安全教育推進委員会」を開催した。

(交通安全教育の推進)

学校の実践的な安全教育・安全管理体制の充実を図るため、災害安全、交通安全に係る研修会を開催した。

(学校安全体制の整備)

不審者等の犯罪から子どもたちを守るために、生活安全に係る緊急対策研修会を開催した。

(通学路の安全確保)

市町村教育委員会の担当者を対象に通学路安全対策担当者会を開催し、防犯面での安全対策も行うよう指導した。

今後の課題

(防災教育の推進)

防災教育専門家派遣や避難訓練の実施を通して、教職員への防災教育の意識を高めていく必要がある。

(交通安全教育の推進)

自転車事故が多い中学生・高校生に対してヘルメットの着用を働きかけるなど、交通安全の意識を高めていく必要がある。

(学校安全体制の整備)

不審者等の犯罪から子どもたちを守るため、子どもたちの安全についての意識を高めていくとともに、通学路の安全点検や地域住民や警察と連携した見守り活動を充実していく必要がある。

(通学路の安全確保)

不審者等の犯罪から子どもたちを守るため、子どもたちの安全についての意識を高めていくとともに、通学路の安全点検や地域住民や警察と連携した見守り活動を充実していく必要がある。【再掲3-(12)】

課題解決のための対応

(防災教育の推進)

学校安全に係る教職員研修会等において防災教育専門家派遣事業の周知、活用や交通安全教育の充実、交通安全教室の実施の働きかけを行う。

(交通安全教育の推進)

市町村教育委員会担当者を対象とした通学路安全対策担当者会や学校安全に係る教職員研修会等において関係機関との連携強化を働きかけるとともに、交通安全についての啓発を行う。

(学校安全体制の整備)

市町村教育委員会担当者を対象とした通学路安全対策担当者会等において国事業の周知及び活用の働きかけを行うとともに、学校安全に係る教職員研修会等において関係機関との連携強化及び不審者対応訓練の実施について働きかけを行う。○スクールガード・リーダーの活用や地域住民や警察と連携した見守り活動の充実について市町村教育委員会や学校に働きかける。

(通学路の安全確保)

各学校に通学路の安全点検を実施させるとともに、それを踏まえた市町村教育委員会担当者を対象とした通学路安全対策担当者会を開催し、通学路の安全確保を図る。

| < 指標 > | | | | | |
|--|------|-----|-----|------|----|
| 項目 | 目標数値 | | 実績 | | 評価 |
| 避難訓練(不審者対応、地震、火災等)を年2回以上(小学校は3回以上)実施した学校の割合 | (小) | 90% | (小) | 84% | B |
| | (中) | 96% | (中) | 98% | A |
| | (高) | 94% | (高) | 96% | A |
| | (特) | 93% | (特) | 100% | A |
| 学校危機管理マニュアル(生活安全、交通安全、災害安全の全て)について点検・見直しを実施した学校の割合 | (小) | 70% | (小) | 69% | B |
| | (中) | 60% | (中) | 52% | C |
| | (高) | 80% | (高) | 58% | C |
| | (特) | 75% | (特) | 50% | C |

3 - (13) いじめ、不登校等に対する対応強化

< 重点施策の点検 >

いじめ問題等への取組

(いじめの未然防止・早期発見・解消に向けた取組の推進)

いじめの問題は、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、いじめ防止対策推進法や鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針等を周知し、いじめの正確な認知を進めるとともに、教職員研修等の充実を図り、いじめの未然防止・早期発見、いじめの解消等に向け、取り組む。

(関係機関と連携した学校全体の組織的な対応力強化)

教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携、協力して組織的に対応できる体制の整備、アセスメントシートを活用した支援会議・ケース会議の実施等により、学校全体の対応力強化を図る。

令和元年度の取組内容

(いじめの未然防止・早期発見・解消に向けた取組の推進)

いじめ問題対策連絡協議会を開催するとともに、「鳥取県いじめ対応マニュアル『いじめの重大事態に学ぶ』」を作成し、市町村教育委員会及び県立学校等に通知した。

「相談窓口紹介クリアファイル」を作成し、県内全児童生徒に配布し、相談窓口の周知を図った。

「SNSを活用したいじめ通報システム」を中学校3校に加えて、新たに県立高校7校で導入した。

児童生徒がいじめ問題・仲間づくりについて考える「あったかい風をみんなで吹かそう缶バッジデザインコンクール」を実施した。いじめ対策組織による適切な対応や重大事態への対処等、学校等で取り組むべきいじめの未然防止や適切な対応につなげることを目的として市町村教育委員会及び小・中・高・特別支援学校の管理職、教職員対象の行政説明会を実施した。

(関係機関と連携した学校全体の組織的な対応力強化)

学校の教育相談体制の充実やケース会議の有効的な活用を目的とした「学校における支援体制づくり講演会」を2回開催した。

今後の課題

(いじめの未然防止・早期発見・解消に向けた取組の推進)

いじめの積極的な認知、重篤な事態を防ぐための早期支援や重大事態への対処方法等を引き続き周知していくことが必要である。

児童生徒が悩みを発信したり、適切な行動がとれるようになったりするための啓発を強化していくことが必要である。

(関係機関と連携した学校全体の組織的な対応力強化)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒が抱える課題に対して専門家と連携した支援を強化していく必要がある。

課題解決のための対応

(いじめの未然防止・早期発見・解消に向けた取組の推進)

校長会連絡や教員研修等において「鳥取県いじめ対応マニュアル『いじめの重大事態に学ぶ』」の周知等を図る。

校長会連絡等において「SOSの出し方教育」の取組の具体例を例示する等周知を図る。

(関係機関と連携した学校全体の組織的な対応力強化)

小学校でのニーズが大きくなっているスクールカウンセラーについて勤務時間増を検討するとともに、連絡協議会の実施により活用の充実を図る。

スクールソーシャルワーカーの学校での活用をさらに進めるため、職務内容の周知のための研修や連絡協議会の開催、県立学校の配置の検討等に取り組む。

不登校対策の推進

(不登校の要因の的確な把握と個々の子どもに応じたきめ細やかな支援の推進)

多様化、複雑化する不登校の要因を的確に把握し、学校、家庭、関係機関が連携しながら支援方法を共有し、個々の子どもに応じたきめ細やかな支援を行う。

(関係機関と連携した未然防止・早期発見に向けた取組の強化)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、暴力行為、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応に向けた取組を強化する。

令和元年度の取組内容

(不登校の要因の的確な把握と個々の子どもに応じたきめ細やかな支援の推進)

学校の教育相談体制の充実やケース会議の有効的な活用を目的とした「学校における支援体制づくり講演会」を2回開催した。【再掲3-(13)】

不登校の未然防止や早期支援のための学校生活適応支援員を小学校18校に配置した。

認知行動療法に基づいたプログラム実施のための指導者養成研修を開催した。

市町村教育委員会担当者連絡会を実施し、不登校児童の要因・背景の分析を基にした不登校対策への方向性を共通理解した。

(関係機関と連携した未然防止・早期発見に向けた取組の強化)

スクールカウンセラーを中学校(校区の小学校も担当)・高等学校・特別支援学校に全校配置している。今年度は小学校1校への単独配置も行った。

社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして配置するとともに、対応の充実を図るための連絡協議会や現任者研修、育成研修の実施、スーパーバイザーの活用を進めた。

今後の課題

(不登校の要因の的確な把握と個々の子どもに応じたきめ細やかな支援の推進)

不登校の出現率が前年度と比較して上昇しており、不登校児童生徒の要因・背景の見立てや児童生徒理解に基づいた適切な支援を早期に行うことの重要性について教職員の意識を高めていく必要がある。

(関係機関と連携した未然防止・早期発見に向けた取組の強化)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒が抱える課題に対して専門家と連携した支援を強化していく必要がある。【再掲3-(13)】

課題解決のための対応

(不登校の要因の的確な把握と個々の子どもに応じたきめ細やかな支援の推進)

「不登校支援ガイドブック(仮称)」を作成し、要因・背景の見立てや児童生徒理解に基づいた適切な支援を早期に、学校全体で組織的に行うことの重要性について周知する。

「学校における支援体制づくり講演会」を開催して、適切な早期支援の重要性の周知や学校の教育相談体制を充実するなど、学校組織体制づくりの強化につなげる。

(関係機関と連携した未然防止・早期発見に向けた取組の強化)

小学校でのニーズが大きくなっているスクールカウンセラーについて勤務時間増を検討するとともに、連絡協議会の実施により活用の充実を図る。【再掲3-(13)】

スクールソーシャルワーカーの学校での活用をさらに進めるため、職務内容の周知のための研修や連絡協議会の開催、県立学校の配置の検討等に取り組む。【再掲3-(13)】

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
|--------------------------|----------|------------------------------|----|
| 不登校の出現率の減 | (小) 0.4% | (小) 0.78%(H30) | C |
| | (中) 2.5% | (中) 3.29%(H30) | C |
| | (高) 1.2% | (高) 1.76%(H30) | C |
| 学校いじめ防止基本方針の点検を実施した学校の割合 | (小) 100% | (小) 81.3% | B |
| | (中) 100% | (中) 76.8% | C |
| 「いじめが解消しているもの」の割合 | 95% | 県:95.4%(H30) 国:84.3%(H30) | A |

< 重点施策の点検 >

困難な家庭環境にある子どもに対する支援

(貧困や虐待等の不安や悩みを抱える家庭への支援)

貧困や虐待など、子育てに関し不安や悩み等を抱える家庭に対して、市町村等とも連携した対応を進める。

(家庭での学習が困難な子どもたちへの支援)

「地域未来塾」等の地域学校協働活動を行う市町村を支援し、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない子どもたちに対し、子ども食堂と連携するなどの支援を充実する。

令和元年度の取組内容

(貧困や虐待等の不安や悩みを抱える家庭への支援)

社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして配置するとともに、対応の充実を図るための連絡協議会や現任者研修、育成研修の実施、スーパーバイザーの活用を進めている。【再掲3-(13)】

児童虐待に対する適切な対応をねらいとした学校・教職員向けのマニュアルを作成し、マニュアルの周知を目的として、市町村教育委員会、県内全学校の管理職及び教職員対象の行政説明会を開催した。

課題のある家庭を支援するための方策として、福祉部局とも連携した圏域ごとの意見交換の場で、「訪問型家庭教育支援」の体制づくりについて意見交換を行った。

経済的理由で修学が困難な生徒に奨学金を貸与するとともに、貸与期間が終了した者から奨学金を返還してもらっている。滞納者に対しては、電話等により督促等も含めて計画的に回収を行った。

(家庭での学習が困難な子どもたちへの支援)

課題のある家庭への効果的な支援について検討するため、先進的な取り組みを行っている自治体の実践例及び成果について知るための研修会を開催した。

「地域未来塾」等の地域学校協働活動を行う市町村に対し、補助金を交付し支援を行った。

今後の課題

(貧困や虐待等の不安や悩みを抱える家庭への支援)

福祉部局とも連携し、学校等が虐待対応について正しく理解するための取組の推進やスクールソーシャルワーカーのさらなる配置や活用が必要である。

課題のある家庭への効果的な支援のあり方・体制づくりについて、その地域にあう手法を検討するために幅広く情報を集めることが必要である。

経済的に困難な状況にある子どもたちの修学を保障するために、将来の奨学金の原資となる償還金の回収を確実にいながら、制度を安定的に継続していく必要がある。

(家庭での学習が困難な子どもたちへの支援)

市町村における福祉と教育との一層の連携強化が必要である。

課題解決のための対応

(貧困や虐待等の不安や悩みを抱える家庭への支援)

福祉部局とも連携し、不登校の要因・背景の分析を有効活用し、児童生徒への支援につなげていく。

学校等の虐待対応について一層の周知を図るための研修会等を開催する。

スクールソーシャルワーカーの学校での活用をさらに進めるため、職務内容の周知のための研修や連絡協議会の開催、県立学校の配置の検討等に取り組む。【再掲3-(13)】

関係課と連携をして、よりきめ細やかな対応を検討していく。一つの手段として「訪問型家庭教育支援」を推進していく。

将来の奨学金の原資となる償還金の回収を確実にいながら、高校生等奨学給付金の支給や奨学金の貸与等を安定的に継続していく。

(家庭での学習が困難な子どもたちへの支援)

「地域未来塾」研修会や「鳥取県子どもの学びの環境等低所得者対策連絡会議」等での説明・活用及び実践を紹介し、市町村における福祉と教育の連携強化を促進する。

不登校、高校中退、義務教育未修了者等への多様な学びの場の提供

(不登校(傾向)やひきこもりが心配される生徒・青少年への支援)

高校生の不登校(傾向)やひきこもりが心配される生徒・青少年の学校復帰や社会参加に向けた支援を推進するため、関係機関と連携して、支援を必要としている方の潜在的ニーズの把握に努めるとともに、県内3カ所に設置している鳥取県教育支援センター(ハートフルスペース)の周知を行い、相談体制や訪問型(アウトリーチ型)支援を充実する。

(不登校児童生徒への学習支援)

ICT等を活用するなど、不登校児童生徒に対する学習支援を充実することにより、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援する。

(夜間中等等による学びの機会の提供)

様々な理由により義務教育を修了できなかった人や不登校等のために十分に学校に通えなかった人、現在何らかの理由で学校に通えていない子どもたち等に対して、学びの機会の提供に努める。

(帰国・外国人児童生徒等への支援)

国際化の進展や在留外国人の増加等に伴い、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する教育支援など、安心して学べる教育環境づくりを進める。

令和元年度の取組内容

(不登校(傾向)やひきこもりが心配される生徒・青少年への支援)

高等学校在籍生の不登校等の状況についての情報共有のために、高等学校課及び県立学校のスクールカウンセラーとの定期的な情報交換を実施した。

ハートフルスペースの取組の周知や支援のあり方等の情報共有のために、ハートフルスペース連絡会(関係機関等との情報共有及び意見交換の会)を全て(県内3箇所)のハートフルスペースで開催した。

不登校等の支援についての理解を深めるために、教育支援センター及びフリースクール合同研修会及び合同連絡会を開催した。

(不登校児童生徒への学習支援)

不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援するため、自宅学習支援員を3名(東部・中部・西部に各1名)配置し、ICTを活用した不登校児童生徒への自宅学習支援を9月から開始し、計21名の不登校児童生徒等の支援を行った。

(夜間中等等による学びの機会の提供)

鳥取県教育審議会夜間中等等調査研究部会から提出された調査結果を踏まえて公立夜間中学校設置に向けた検討を進めた。

(帰国・外国人児童生徒等への支援)

国事業を活用して帰国・外国人児童生徒の受入を行っている市町村を財政的に支援するとともに、独立行政法人教職員支援機構「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」に小学校教諭1名、県教育委員会指導主事1名を派遣した。

県内市町村教育委員会の担当者と、現在日本語指導を行っている学校の担当者等を対象に帰国・外国人児童生徒の受入や日本語指導についての研修を開催した。

今後の課題

(不登校(傾向)やひきこもりが心配される生徒・青少年への支援)

高等学校中退時の進路未定者の市町村や福祉関係機関へのつなぎや自立支援の取組が不十分である。

(不登校児童生徒への学習支援)

自宅学習支援の対象となる児童生徒が多数ある中で、「不登校児童生徒への自宅学習支援事業」で支援できる定員は限られており、本事業を市町村教育委員会へ移管することで、より実態に合った支援へと移行していく必要がある。

(夜間中等等による学びの機会の提供)

学び直しのニーズのあるより多くの対象者が通える形での公立夜間中学校の早期設置が必要である。

(帰国・外国人児童生徒等への支援)

帰国・外国人児童生徒等について、各市町村教育委員会や学校でそれぞれ受入れや支援が行われているが、支援に係る人材確保、校内の支援体制構築や、教材の活用等が十分ではない。

課題解決のための対応

(不登校(傾向)やひきこもりが心配される生徒・青少年への支援)

福祉部局とも連携し、高等学校中退時等進路未定者の情報共有や自立支援の仕組みを確立するとともに、説明会を開催し、市町村教育委員会や学校関係者に周知する。

(不登校児童生徒への学習支援)

「不登校児童生徒への自宅学習支援事業」に係る市町村教育委員会を対象とした連絡協議会を開催し、ICTを活用した自宅学習支援の在り方や進め方について提示する。

(夜間中学等による学びの機会の提供)

鳥取県教育審議会夜間中学等調査研究部会での調査結果を基に市町村教育委員会との意見交換の場を設けて情報共有を図りながら、スケジュールや設置形態など夜間中学設置に向けて具体的に準備を進めるための協議を実施する。

(帰国・外国人児童生徒等への支援)

国事業を活用して帰国・外国人児童生徒の受入を行っている市町村を財政的に支援するとともに、研修会を開催するなどして、その成果を全県に周知し、県内全域での支援体制の充実を図る。

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
|--------------------------------------|----------|---------------------------------|----|
| 育英奨学資金の現年調定(現在の会計年度における歳入の徴収決定額)の返還率 | (高) 90% | (高) 92.9% | A |
| | (大) 98% | (大) 98.5% | A |
| 生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進路決定率 | 97% | 98.2% | A |
| 生活保護世帯の子どもの高等学校卒業後の進路決定率 | 96% | 100% | A |
| 高等学校非卒業率 | 全国平均を下回る | 鳥取県 8.0% (H30) 全国 6.0% (H30) | C |

3 - (15) 私立学校への支援の充実

< 重点施策の点検 >

私立学校の振興

(私立学校の振興)

私立学校の特色ある取組を応援するため、優秀な教職員の人材確保や教育環境の維持向上に必要な経費を助成するとともに、就学支援金や授業料減免などによる保護者、生徒の経済的負担軽減を図り、県民に多様な良質な教育の選択肢を提供することを通じて、多彩で優れた人材を養成する。

令和元年度の取組内容

(私立学校の振興)

経常費及び土曜授業、体験学習、国際交流など私立学校の特色ある取組に係る経費に対して助成し、教育の振興を図った。保護者や生徒の経済的負担を軽減するため、就学支援金の支給や授業料の減免等を行うとともに、令和2年4月から始まる私立高等学校等の授業料実質無償化に向けて、各学校担当者と意思疎通を図りながら、マイナンバーやe-Shienを利用した事務手続きについて整理を行った。いじめ問題支援事業における私立中学校・高等学校の教員向けのhyper-QU活用研修会について、検査結果の比較検討方法や事例研究など、より実践的な内容とした。

今後の課題

(私立学校の振興)

少子化の進行に伴う生徒減により、私立学校の運営面で大きな影響を受ける中であっても特色ある取組が行われるよう、より効果的な支援を行っていく必要がある。私立学校の施設の老朽化に伴う修繕やトイレの洋式化等の大規模修繕等を必要としている学校もあるため、引き続き助成を行うなど、生徒のより良い教育環境の充実を図っていく必要がある。

課題解決のための対応

(私立学校の振興)

学校訪問の計画的な実施等を通じて各校の実情を更に把握しながら、それぞれの特色ある取組に留意しつつ、適切な助言や情報提供などの支援を行う。

目標4 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

4 - (16) 健やかな心と体づくりの推進

<重点施策の点検>

子どもの体力・運動能力の向上

(子どもたちの体力・運動能力向上の推進)

各学校での体力向上推進計画書の策定及び体力・運動能力調査を活用したPDCAサイクルによる取組を支援し、各学校の実状に応じた子どもたちの体力・運動能力の向上を推進する。

(運動習慣の定着及び主体的に運動を行う子どもの育成)

「遊びの王様ランキング」等を活用した運動機会の提供により、子どもたちの運動意欲の向上を図り、運動習慣の定着及び主体的に運動を行う子どもの育成を図る。

令和元年度の取組内容

(子どもたちの体力・運動能力向上の推進)

各学校から提出された体力向上推進計画書の実施結果を確認し、取組が十分ではない学校について指導を行った。学校体育講習会を開催し、各領域の指導方法について実技を含めての講習会を実施した。

(運動習慣の定着及び主体的に運動を行う子どもの育成)

遊びの王様ランキングにのべ1100チームが参加するとともに、遊びの王様ランキングを通年大会で2回、期間限定大会で5回実施した。
小中学校12校に「トップアスリート派遣」を行った。

今後の課題

(子どもたちの体力・運動能力向上の推進)

研修会等を通じて、安全面に配慮しつつ、体力向上に向けた教員の指導力向上や授業改善を促す必要がある。

(運動習慣の定着及び主体的に運動を行う子どもの育成)

運動する子どもとしない子どもの二極化が見られることから、児童生徒の運動実施時間の増加や運動習慣の定着を図る必要がある。

課題解決のための対応

(子どもたちの体力・運動能力向上の推進)

研修会開催や授業研究会での指導助言、体育主任連絡協議会で指導したりするなど、子どもの発達段階に応じた指導の在り方や指導方法についての理解を深め、体育の授業の改善を促していく。

(運動習慣の定着及び主体的に運動を行う子どもの育成)

継続して遊びの王様ランキングを行ったり、運動の仕方等を動画等で配信し、運動習慣の定着に努めていく。

食育の推進、安全、安心な学校給食

(食育及び学校給食の県産品利用の推進)

栄養教諭を中心として、学校全体で組織的、体系的に食に関する指導を充実させるとともに学校給食の県産品利用を進め、食育を推進する。

令和元年度の取組内容

(食育及び学校給食の県産品利用の推進)

学校における食育の推進について、学校栄養関係職員に学習指導要領や「食に関する指導の手引き」の改訂に合わせた食に関する全体計画の作成や見直しについて周知を図った。
栄養教諭配置校における指導主事訪問を計画的に行い、栄養教諭が中核となった食育の推進を行うよう働きかけた。
栄養教諭を中心として、県産品の利用と学校と家庭が連携した食育の推進が図られた。

今後の課題

(食育及び学校給食の県産品利用の推進)

栄養教諭が配置されていない学校においても、全体計画に沿った食育が組織的・継続的に行われるよう今後も働きかける必要がある。
栄養教諭を中心として、地域の実情を捉えた地場産物の活用と併せて、学校と家庭が連携した取組を充実させる必要がある。

課題解決のための対応

(食育及び学校給食の県産品利用の推進)

学校における食育の推進は、栄養教諭を中心としてチーム学校として取り組むよう促す。
食に関する指導は、地場産物を活用した学校給食を生きた教材として活用することで食育の効果を上げるとともに、学習指導要領や「食に関する指導の手引き」の改訂に合わせた食育の推進を図るよう働きかける。

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
|---|-----------|-------------|----|
| 鳥取県体力・運動能力調査の総合判定(A～Eの5段階)が、A又はBの割合 | (小5男) 42% | (小5男) 39.3% | B |
| | (小5女) 48% | (小5女) 46.8% | B |
| | (中2男) 38% | (中2男) 32.5% | C |
| | (中2女) 66% | (中2女) 64.7% | B |
| 鳥取県体力・運動能力調査において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合(小学生) | (小5男) 70% | (小5男) 63.5% | B |
| | (小5女) 50% | (小5女) 47.6% | B |
| 鳥取県体力・運動能力調査による長座体前屈の偏差値 | (小5男) 50 | (小5男) 48.6 | B |
| | (小5女) 50 | (小5女) 48.7 | B |
| | (中2男) 50 | (中2男) 48.5 | B |
| | (中2女) 50 | (中2女) 48.6 | B |
| 学校給食用食材の県産品使用率 | 70%以上 | 70% | A |

4 - (17) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実

< 重点施策の点検 >

少年期(小学校～高等学校)の望ましいスポーツ活動の充実

(子どもたちの体力向上)

運動機会を充実させるとともに、体力テスト結果を分析し効果的に活用することにより、子どもたちの体力向上を図る。

(運動部活動の在り方の検討)

「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、適切な休養日等の設定や複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する合同部活動等の取組を推進する。

令和元年度の取組内容

(子どもたちの体力向上)

柔軟運動のためのプログラムであるワンミニッツ・エクササイズをHPやパンフレットなどで紹介し、全県で取り組むように啓発した。

遊びの王様ランキングにのべ1100チームが参加するとともに、遊びの王様ランキングを通年大会で2回、期間限定大会で5回実施した。【再掲4-(16)】

小中学校12校に「トップアスリート派遣」を行った。【再掲4-(16)】

第18回鳥取県レクリエーション大会として鳥取県内5会場(鳥取・気高・倉吉・琴浦・米子)において、スポーツ吹矢、ユニカー、輪投げ、ダンス等を実施し、県民のレクリエーション活動を推進するとともに、様々なレクリエーション体験ができる機会を提供した。

(運動部活動の在り方の検討)

部活動指導の時間の大半は勤務時間外であるため、8月と3月に、関係団体による「部活動の在り方検討会」(学校、市町村教育委員会、県体育協会、スポーツ課、PTA等参加)を開催し、協議を行い、「働き方改革」と両立する部活動の在り方について、方向性を示した。【再掲3-(11)】

今後の課題

(子どもたちの体力向上)

柔軟性は改善傾向にあるが、全国と比較するとまだ低い状況にある。

運動する子どもとしない子どもの二極化が見られることから、児童生徒の運動実施時間の増加や運動習慣の定着を図る必要がある。【再掲4-(16)】

(運動部活動の在り方の検討)

生徒の活動時間の確保と教員の働き方改革の両面を考えた部活動の在り方を、今後も検討していく必要がある。【再掲3-(11)】

課題解決のための対応

(子どもたちの体力向上)

ワンニッツ・エクササイズをさらに多くの学校や地域で活用してもらえるように周知していく。
 継続して遊びの王様ランキングを行ったり、運動の仕方等を動画等で配信し、運動習慣の定着に努めていく。【再掲4-(16)】

(運動部活動の在り方の検討)

社会スポーツも含めた子どもたちのスポーツ活動の在り方について関係団体と協議を行う。【再掲3-(11)】

障がい者スポーツの推進

(障がい者スポーツの推進)

あいサポート条例(愛称)の趣旨に基づき、障がい者が生涯にわたり自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、年少期から高齢期を通じ、障がいの特性及び程度に応じたスポーツを行う機会の確保、必要な環境の整備を行う。

令和元年度の取組内容

(障がい者スポーツの推進)

障がい者スポーツ拠点施設の建設・整備を進めている。また、拠点施設でのスポーツ教室を想定して県民体育館でのスポーツ教室を開催し、あわせて、UDタクシーを活用した移動手段の検証を行った。

障がい者スポーツ指導員養成事業において、障がい者スポーツ指導員の講習会を実施し資格取得の取組を行った。

障がい者スポーツ指導人材(ガイド人材)の育成を図るため、ガイド人材研修を開催した。

鳥取県障がい者スポーツ協会に委託している生涯スポーツ推進事業や競技力強化事業において、各圏域におけるスポーツ教室の開催や誰もが参加できるスポーツフェスティバルを実施した。また、タンDEM自転車の乗り方講習会も実施した。

重度の障がいのある児童生徒等も実施可能な「ポッチャ」を複数の特別支援学校で取り組んだ。

今後の課題

(障がい者スポーツの推進)

県内各地のスポーツ教室等での指導やサポートをするガイド人材を確保していく必要がある。

重度の障がいがある児童生徒の運動、スポーツ活動や特別支援学校での「ポッチャ」等の交流会などを通じた生涯スポーツを更に拡充させる必要がある。

課題解決のための対応

(障がい者スポーツの推進)

障がい者スポーツの指導員の研修会及び各スポーツ教室を実施する中で、今後継続して指導できる人材の確保をしていく。また、ガイド人材の活用についても検討を進める。

各教室の参加者に応じたスポーツ内容の提供、また参加者の声を参考にしながら今後の教室の内容等に反映していく。

障がい者スポーツ協会等と連携しながら、重度の障がいがある児童生徒が運動、スポーツに親しめる機会を提供していく。

令和2年度は複数の県立特別支援学校が参加する「ポッチャ交流会」を実施する。

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
|-------------------------------|----------|------------|----|
| 「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定している学校の割合 | (中) 100% | (中) 100% | A |
| | (高) 100% | (高) 100% | A |
| 成人のスポーツ実施率(週1回以上) | 51% | 47.2%(H30) | B |
| 障がい者のスポーツ実施率(月1回以上) | 36% | 43.0% | A |

4 - (18) トップアスリートの育成(競技力向上)

< 重点施策の点検 >

アスリートのキャリア形成の推進

(アスリートのキャリア形成の推進)

アスリートや指導者、競技団体に対して、競技引退後のキャリアに必要な能力等を身に付ける教育を受けながら、将来に備える「デュアルキャリア」について普及啓発を行うとともに、キャリア形成を指導できる環境の整備に努める。

| |
|--|
| 令和元年度の取組内容 |
| <p>(アスリートのキャリア形成の推進) 鳥取県体育協会に委託している競技力向上対策等事業の指導者育成事業において、アスリートが国内の優秀な指導者からその指導方法を学び、自身の競技や引退後の指導者としての経験値とするよう取り組んだ。自チームのみならず、県内他チームにも還元することにより、県内競技のレベルアップにも寄与している。 鳥取県体育協会に委託している競技力向上対策等事業の条件整備事業において、アスリートの公認指導者資格の取得に取り組んだ。(3競技4名)</p> |
| 今後の課題 |
| <p>(アスリートのキャリア形成の推進) 指導の実践は絶え間なく日々進んでおり、競技団体とも連携した学びの場の充実が必要。</p> |
| 課題解決のための対応 |
| <p>(アスリートのキャリア形成の推進) 競技団体と連携を図りながら、より効果的な研修を実施していく。</p> |

2020年東京オリンピック・パラリンピックや次期鳥取国体を見据えた取組の実施

| |
|--|
| <p>(オリンピック・パラリンピックや次期鳥取国体を見据えた競技力向上や気運醸成) オリンピック・パラリンピックや次期鳥取国体に向けた競技力向上施策の推進、環境整備やスポーツ気運醸成のための合宿誘致などに取り組む。</p> |
|--|

| |
|---|
| 令和元年度の取組内容 |
| <p>(オリンピック・パラリンピックや次期鳥取国体を見据えた競技力向上や気運醸成) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、県内有力競技者の強化事業を実施し、その結果、水泳(飛込)において三上紗也可選手が世界水泳選手権(韓国・光州)女子3m飛板飛込で5位入賞し、東京オリンピック同種目の出場内定を決め、ボクシング(女子フェザー級)においては入江聖奈選手が東京オリンピックアジア・オセアニア予選で2位となり、東京オリンピック同種目の出場内定を決めた。 次期鳥取国体について、両県の取組状況・今後取り組むべき事項等について意見交換を行った。また、競技力向上について、そのロードマップ作成検討へ向けた意見交換会をおこなった。 オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業に特別支援学校2校を選定し、オリパラアスリートを招いての学習等を実施した。</p> |
| 今後の課題 |
| <p>(オリンピック・パラリンピックや次期鳥取国体を見据えた競技力向上や気運醸成) 東京オリンピック・パラリンピックについて、1年延期となったことも踏まえて、本県競技者がさらに日本代表選手として名乗りをあげられるような方策を講じていく必要がある。 次期鳥取国体について、令和元年度は、鳥根県が開催意義やあり方をまとめる検討懇話会を設置、検討されることとなったため、競技会場等、協力開催の内容に係る部分について、具体的に進めることができなかった。鳥根県との協議においては、特に会場選定へ向けた調整のスピードアップが必要である。 モデル校以外の特別支援学校へのオリパラ教育の普及、及びそれらによるスポーツや運動へのモチベーションを高揚させる必要がある。</p> |
| 課題解決のための対応 |
| <p>(オリンピック・パラリンピックや次期鳥取国体を見据えた競技力向上や気運醸成) 東京オリンピック・パラリンピックについて、1年延期となったことによる日本代表選手選考基準を確認し、特に見込みのある競技については効果的な強化支援となるよう、選考大会の結果を追跡しながら、競技団体担当者と強化策について意思疎通を図る。 次期鳥取国体について、鳥根県と歩調を合わせ、施設の有効活用を図るべく連携を図っていく。 各特別支援学校に、モデル校の取組を周知するとともに、各特別支援学校の特色を生かした取組が実施できるよう助言し、オリパラ教育への積極的な取組を支援する。</p> |

| < 指標 > | | | |
|--|-----------|----------|----|
| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
| 国民体育大会で優勝する種目数 | 10種目 | 5種目 | C |
| 国民体育大会で入賞(8位以内)する種目数及び人数 | 種目数 50種目 | 種目数 41種目 | C |
| | 延べ人数 120人 | 延べ人数 71人 | C |
| 文化芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位相当以上)(年間) | 80人 | 110人 | A |

目標5 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造

5 - (19) 文化芸術活動の一層の振興

<重点施策の点検>

文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充

(文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充)

鳥取県ジュニア美術展覧会や鳥取県総合芸術文化祭、公益財団法人鳥取県文化振興財団事業のほか、廃校等を使った文化芸術の発表等による鑑賞人口の拡大など、県民が文化芸術を発表する場や鑑賞する機会を拡充する。

令和元年度の取組内容

(文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充)

ジュニア美術展覧会の募集要項のデザイン変更や、とりアートへの子ども向けワークショップなど、児童・生徒の興味をひくよう改善を図った。

新元号「令和」を契機に、令和元年10月「万葉の郷ととりけん全国高校生短歌大会」を開催し、県内外の高校生が古来の伝統文化に触れる機会を提供した。

新たに県と(株)楽天との包括業務提携により、県内の次世代育成に関して、東京フィルハーモニー交響楽団といった芸術分野のプロとのふれあいの場を提供していくための検討、協議を行った。

今後の課題

(文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充)

ジュニア美術展覧会やとりアートへの参加を促し、より多くの児童・生徒が文化芸術に触れる機会を提供するための効果的な広報を検討する必要がある。

新元号「令和」の典拠である万葉集や、大伴家持、山上憶良といったゆかりの歌人など、地域にゆかりのある人物や文化に継続的に触れ親しむ機会、素地を作っていくことが必要である。

課題解決のための対応

(文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充)

ジュニア美術展覧会などへの新たな参加や応募を促す仕組の検討等、事業に係る募集や告知方法等を見直す。引き続き短歌大会を開催することにより、本県が万葉ゆかりの地であることについて若い世代に更に周知を図る。

文化芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保

(文化芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保)

学校等との連携により、教育現場や地域で、子どもたちや若者が文化芸術に触れ、感性を高め、創造力を育成する機会を確保し、文化芸術活動を活性化する。

令和元年度の取組内容

(文化芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保)

芸術鑑賞教室開催補助金、伝統芸能まつりへの児童・生徒の参画、鳥の劇場運営委員会補助金における演劇を通じたワークショップ開催事業は、概ね順調に実施した。

新元号「令和」を契機に、令和元年10月「万葉の郷ととりけん全国高校生短歌大会」を開催し、県内外の高校生が古来の伝統文化に触れる機会を提供した。【再掲5-(19)】

新たに県と(株)楽天との包括業務提携により、県内の次世代育成に関して、東京フィルハーモニー交響楽団といった芸術分野のプロとのふれあいの場を提供していくための検討、協議を行った。【再掲5-(19)】

今後の課題

(文化芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保)

伝統芸能まつりにおける高校生の運営ボランティア参画など、出演や発表のみならず多くの者が文化に触れる機会となるよう工夫していく必要がある。

新元号「令和」の典拠である万葉集や、大伴家持、山上憶良といったゆかりの歌人など、地域にゆかりのある人物や文化に継続的に触れ親しむ機会、素地を作っていくことが必要である。

課題解決のための対応

(文化芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保)

若い世代を意識したSNS発信などにより、文化芸術に関する情報を届きやすくするとともに事業への参加参画のハードルを低くしていく。

引き続き短歌大会を開催することにより、本県が万葉ゆかりの地であることについて若い世代に更に周知を図る。【再掲5-(19)】

障がい者による文化芸術活動の推進

(障がい者による文化芸術活動の推進)

平成30年10月に策定した鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画に基づき、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を通じて共に交流する機会を創出する。

令和元年度の取組内容

(障がい者による文化芸術活動の推進)

障がい者の文化芸術活動を推進するため、障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」の運営や障がい者アート活動支援事業補助金の交付、障がいのある人となない人が共につくる劇団「じゆう劇場」の支援を実施した。

鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」や鳥取県障がい者芸術・文化作品展「あいサポート・アートとっとり展」を開催した。

障がい者アートの発表の場を増やし県民の障がい者アートへの理解を深める「鳥取県はーとふるアートギャラリー認定制度」の創設及び認定を行った。

今後の課題

(障がい者による文化芸術活動の推進)

「あいサポート・アートとっとり祭り」「あいサポート・アートとっとり展」などの更なる周知を図るため、効果的な情報発信が必要である。

新たに文化芸術活動を行おうとする障がい者や障がい者が所属する団体を増やす必要がある。

「あいサポート・アートセンター」主催の新たな芸術文化活動の出会いの場としてのワークショップや、アート活動支援事業補助金等により、障がいのある人となない人の交流する機会を促進する必要がある。

鳥取県はーとふるアートギャラリー認定制度の周知を図り、認定ギャラリー数を増やしていく必要がある。

課題解決のための対応

(障がい者による文化芸術活動の推進)

「あいサポート・アートセンター」などを活用し、新たに文化芸術活動を行おうとする障がい者や障がい者が所属する団体の掘り起こしを行う。

アートセンター主催のワークショップやアート活動支援事業補助金、はーとふるアートギャラリー認定制度の更なる周知を図り、障がいのある人となない人の交流機会を促進や障がいのある人に対する理解を深める。

5 - (20) 未来を「つくる」県立美術館整備による文化芸術の創造・発展

<重点施策の点検>

県立美術館の整備推進・美術を通じた学びの支援

(県民の参画による「未来を「つくる」美術館」の整備)

鳥取県立美術館整備基本計画に基づき、コンセプトに掲げた「未来を「つくる」美術館」の実現に向けた取組を、県民とのコミュニケーションを図りながら着実に進める。

(子どもたちが美術に触れ、美術を通じて学びを深めるための「美術ラーニングセンター」機能の充実)

子どもたちが美術に触れ、美術を通じて学びを深めるための「美術ラーニングセンター(仮称)」機能の具体化に向け、対話型鑑賞教育に有効なデジタルコンテンツの試行・効果検証、小学校新規採用教員に対する研修の実施などの体制づくりを進める。

| |
|--|
| 令和元年度の取組内容 |
| <p>(県民の参画による「未来を「つくる」美術館」の整備) 県内美術館等のネットワークの構築を盛り込んだ鳥取県立美術館の設置・管理に関する条例を制定するとともに、県民参加型公開プレゼンテーションによる事業者選定を実施するなど「県民がつくる美術館」としての展開を実施した。 県民とともに編集発行するフリーペーパー「Passme!」を2回発行し、美術館の取り組みに対する県民への周知等に取り組んだ。美術館等協力連携推進委員会及び専門部会を開催し、美術館・博物館等ネットワークの強化推進に向け取り組んだ。</p> <p>(子どもたちが美術に触れ、美術を通じて学びを深めるための「美術ラーニングセンター」機能の充実) 美術ラーニングセンター機能の具体化に向け、夏季の特別展示での美術系大学生6名による対話型鑑賞ワークショップ、県教育センター主催2年目研修、鳥取短期大学・小中学校等でのコレクション宅配便、小学生等のバスによる博物館への招待事業を実施した。</p> |
| 今後の課題 |
| <p>(県民の参画による「未来を「つくる」美術館」の整備) 県立美術館整備についてのより多くの県民への周知や美術館づくりに参画していただくための取組が必要である。 地元関係者等と連携しながら検討を進めていくとともに、美術館等協力連携推進委員会及び専門部会において、事業の具体化に向けた協議を継続していく。</p> <p>(子どもたちが美術に触れ、美術を通じて学びを深めるための「美術ラーニングセンター」機能の充実) 博物館(美術館)での効果検証と共に、学校との連携方策の検討や対話型ファシリテーターの人材育成を行っていく必要がある。</p> |
| 課題解決のための対応 |
| <p>(県民の参画による「未来を「つくる」美術館」の整備) オープンな議論を継続し、PFI事業者の提案概要等の説明やフリーペーパー「Passme!」を発行(年2回)するなど、県民への周知等県民に検討状況を周知しながら開館に向け取り組みを進める。 県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会や地元大学等との連携による取組を進める。 他の美術館等とも連携し、共同企画展の開催に向けた取り組みを行う。令和2年度は写真をテーマに米子市美術館、鳥取県立博物館を会場に共同企画展を開催する。</p> <p>(子どもたちが美術に触れ、美術を通じて学びを深めるための「美術ラーニングセンター」機能の充実) 引き続き対話型鑑賞ワークショップやコレクション宅配便等の取組を継続するとともに、美術ラーニングセンターの機能についての実践的な調査研究を継続し、PFI事業者とも課題、ノウハウを共有していく。</p> |

5 - (21) 文化芸術の発展を担う人材の育成

<重点施策の点検>

次代の文化芸術の発展を担う人材の育成

| |
|--|
| <p>(子どもの頃から文化芸術に触れる機会の創出) アートスタート事業等により、子どもの頃から文化芸術に触れる機会を拡充し、文化芸術が生活の一部となる生活スタイルの浸透を促進する。</p> <p>(アートや伝統文化を生かした地域づくりの推進) 空き店舗、廃校、公民館などを活用し、地域活動の中で、アートや伝統文化を通じて地域住民や来訪者等が交流する場を設け、アートや伝統文化を生かした地域づくりを進める。</p> |
|--|

| |
|--|
| 令和元年度の取組内容 |
| <p>(子どもの頃から文化芸術に触れる機会の創出) 0歳から未就学の乳幼児に作品鑑賞や公演鑑賞の機会を提供するアートスタート事業を市町村との連携しながら実施した。</p> <p>(アートや伝統文化を生かした地域づくりの推進) 地域と連携し廃校を活用した鳥の劇場での演劇活動、アートを活用したまちづくり事業などの地域活性化に資する事業として次世代育成にも取り組んだ。 新たに県と(株)楽天との包括業務提携により、県内の次世代育成に関して、東京フィルハーモニー交響楽団といった芸術分野のプロとのふれあいの場を提供していくための検討、協議を行った。【再掲5-(19)】</p> |

| |
|---|
| 今後の課題 |
| <p>(子どもの頃から文化芸術に触れる機会の創出) アートスタート事業においては未実施市町村があること、芸術鑑賞教室開催補助金事業では、継続して実施希望が採択を上回る状況であることから、より裾野の広い鑑賞機会の提供を行っていくことが必要である。</p> <p>(アートや伝統文化を生かした地域づくりの推進) アートを活用したまちづくり事業も特定の市町村(地域)で継続実施される傾向があり、実施地域に偏りがある。</p> |
| 課題解決のための対応 |
| <p>(子どもの頃から文化芸術に触れる機会の創出) アートスタート事業等の未実施市町村に対し、実施に向けた働きかけを行うなど、積極的な活用に向けた取組を推進する。</p> <p>(アートや伝統文化を生かした地域づくりの推進) 引き続き県内全域でのアウトリーチ活動や展開に向けた事業提案や紹介を行っていく。</p> |

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
|--|------|------|----|
| 文化芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位相当以上)(年間)【再掲】 | 80人 | 110人 | A |

5 - (22) 文化財の保存、活用、伝承

< 重点施策の点検 >

県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切に作る気運の醸成

| |
|---|
| <p>(県民が文化財を知り、接する機会の創出) 県民が、文化財を身近に感じ、県内の歴史や文化についての理解を深めることができるよう、学校への出前講座や公民館と連携した歴史講座、文化財巡りや現地見学会などにより文化財を知り、接する機会を創出する。</p> <p>(伝統芸能の体験、鑑賞の機会の提供及び次世代への継承) 「とっとり伝統芸能まつり」の開催などにより、活躍の場や、伝統芸能の体験、鑑賞の機会を提供し、次世代に継承する。</p> |
|---|

令和元年度の取組内容

| |
|---|
| <p>(県民が文化財を知り、接する機会の創出) 鳥取県文化財保存活用大綱を策定し、本県における文化財の保存と活用に関する指針を示した。 各職員による出前講演を実施したほか、文化財課HPでの情報発信、鳥取市歴史博物館および倉吉博物館において平成30年度に新たに鳥取県の文化財に指定された多様な資料を展示し、多くの県民に観ていただく機会を設けた。</p> <p>(伝統芸能の体験、鑑賞の機会の提供及び次世代への継承) 「とっとり伝統芸能まつり」実施への協力や、中四国ブロック民俗芸能大会(広島県にて開催)への団体派遣などを行った。 「因幡の麒麟獅子舞」が国指定重要無形民俗文化財指定となったほか、民俗芸能保存団体の現状把握、無形民俗文化財の後継者育成を目的とした保護団体の財政支援を行った。</p> |
|---|

今後の課題

| |
|--|
| <p>(県民が文化財を知り、接する機会の創出) 文化財は県民全体の共有財産であり、文化財保護に取り組む市町村等を支援するとともに、県民への周知や知ることの機運の醸成が必要である。</p> <p>(伝統芸能の体験、鑑賞の機会の提供及び次世代への継承) 高齢化や過疎化、人口減少等により地域の伝統行事、伝統技能の継承が難しい状況となっており、文化財の管理や担い手等の人材を育成していく必要がある。</p> |
|--|

課題解決のための対応

(県民が文化財を知り、接する機会の創出)

文化財の保存・活用のアクションプランである文化財保存活用地域計画等を作成する市町村等を支援する。文化財指定等による価値付けとその周知により、地域の文化財に興味を持つよう働きかけ、出前講演や展示などを通じ、知る機会をつくる。

(伝統芸能の体験、鑑賞の機会の提供及び次世代への継承)

引き続き伝承芸能の活躍の場や体験等の機会を提供するとともに、魅力の情報発信や財政的な支援を行い、次世代への継承を後押しする。

文化財の保存と活用(再発掘・磨き上げ)の推進

(県内文化財の調査研究の推進)

県内文化財の調査研究を進め、学術的な評価を行い、指定等に向けて積極的に取り組む。

(妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡の活用の促進)

妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとする県内の史跡、名勝等を県民が訪ね、楽しめる環境を整備し、活用を促進する。

(青谷上寺地遺跡の整備)

青谷上寺地遺跡について、発掘調査や出土人骨のDNA分析の成果などを反映した整備を行い、文化財を生かした観光拠点等として地域の振興に寄与できる史跡公園とすることを目指す。

(「とっとり弥生の王国」の磨き上げ及び学習教材としての活用)

「とっとり弥生の王国」を「考古学」の観点だけでなく、「考現学」という観点から新たな磨き上げを行うことで、考古学ファンだけでなく新たなファン層の開拓を図る。あわせて、学校教育でも新たな学習教材などを作成することで、歴史だけでなく他の学習領域での活用を目指す。

令和元年度の取組内容

(県内文化財の調査研究の推進)

庭園、建造物各1件の詳細測量調査を実施したほか、美術工芸、無形、民俗文化財においても指定に向けた調査を行った。

(妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡の活用の促進)

日本遺産認定記念を受け、「祝！麒麟のまち圏域日本遺産認定記念シンポジウム」を開催した。むきばんだ史跡公園では、「むきばんだ史跡指定20周年記念イベント」や「むきばんだ女子考古部」の開催や、バスツアーを実施した。

青谷上寺地遺跡では、重要文化財指定を受けて県博で「おひろめ展」、「指定記念展」の開催や「指定記念講演会」、「出土人骨最新調査研究講演会」を開催した。

(青谷上寺地遺跡の整備)

整備活用部会で検討した「活用の基本方針と計画」、「整備の基本方針」に基づくランドデザインをもとに、令和2年度から実施を予定している整備工事の基本計画、基本設計(エントランス地区除く)を作成した。また、青谷上寺地遺跡の整備にはPFIは導入せず、令和2年度より県直営で行うこととした。

(「とっとり弥生の王国」の磨き上げ及び学習教材としての活用)

本県の文化遺産の魅力を児童生徒に伝えるため、「考現学」講座(「古代建築の歴史と技術」をテーマとした講演と体験学習等)の開催や和紙や陶芸等の分野の無形文化財保持者等を講師とした小中学生を対象とする製作体験を実施した。

地域の歴史を教材にした小中学校の授業づくりの支援や埋蔵文化財センター職員による授業を実施した。

今後の課題

(県内文化財の調査研究の推進)

未指定文化財の把握、掘り起こしとそのため市の市町村担当部局や関係者等の人材育成が必要である。

(妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡の活用の促進)

妻木晩田遺跡及び青谷上寺地遺跡を「とっとり弥生の王国」として一体的に情報発信するに当たり、その見せ方の工夫や連携強化が必要である。

(青谷上寺地遺跡の整備)

青谷上寺地遺跡の魅力が伝わる史跡公園整備の円滑な推進が必要である。

(「とっとり弥生の王国」の磨き上げ及び学習教材としての活用)

文化財の魅力を伝える各種講座等の開催地に偏りがあり、全県的に展開していくための工夫が必要である。

課題解決のための対応

(県内文化財の調査研究の推進)

庭園および建造物についてはそれぞれ関係団体等と協力し、悉皆的な調査により、県内の状況把握を行う。美術工芸品等その他の分野については県立博物館学芸員、県公文書館専門職員等県内の各専門家と協力をしながら、情報収集を進める。

(妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡の活用の促進)

令和2年度はこれまでの事業を統廃合し、「とっとり弥生の王国」知・楽・学事業とし、分かりやすく整理した。各事業の実施に際しては、弥生の王国としての一体感を演出しながら行うよう留意する。

(青谷上寺地遺跡の整備)

実施設計や測量等の事業を進め、青谷上寺地遺跡を適切に保存し、有効に利活用するための整備を着実に進める。

(「とっとり弥生の王国」の磨き上げ及び学習教材としての活用)

文化財局内において、児童生徒に対して本県の文化遺産の魅力を効果的に伝えるための検討会議を開催し、全県的に展開できるよう進めていく。

< 指標 >

| 項目 | 目標数値 | 実績 | 評価 |
|----------------------|---------|--------------------|----|
| 県指定文化財の新規指定件数(計画期間中) | 5件 | 10件 (うち1件は追加指定) | A |
| むきばんだ史跡公園来園者数(年間) | 38,000人 | 29,525人 | C |

鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制

(1) 県民との協働による計画の推進

県民意見の把握と県民とともにある教育の推進

知事と教育委員会との協議・調整の場である総合教育会議等において、鳥取県知事と鳥取県教育委員会が連携し、鳥取県全体で子どもたちの未来を拓く教育に取り組む。
教育委員がスクールミーティングにより学校を訪問し、子どもたちや学校と意見交換を行うなど様々な機会を捉えて教育現場の課題や県民の意見、ニーズを把握し、施策に反映させる。
計画の推進にあたってはボランティア、NPO等の様々な主体と連携・協働し、情報交換や交流、ネットワークづくりを進める。

令和元年度の取組内容

総合教育会議を開催し、鳥取県知事と鳥取県教育委員会が子どもたちを取り巻く様々な課題に対して連携して取り組んでいくための意見交換を実施した。
学校現場のニーズや課題意識を把握するため、教育委員による学校訪問を行い教職員と意見交換を実施した。
教育委員会の情報公開については、毎月、ホームページで教育委員会議事録を公開している。また、鳥取県教育委員会公式ツイッターを開設し、教育情報をタイムリーに発信している。
教育だより「とっとり夢ひろば!」を発行し、幼稚園、保育所から高校までの全保護者等へ配布した。

今後の課題

本県教育の課題について鳥取県知事と鳥取県教育委員会が共通認識し、より連携して取り組んでいくことが必要。
引き続き学校訪問等を通して、本県教育の課題、ニーズを把握していくことが必要。
ホームページやツイッターによる迅速な情報提供を行うとともに、広報誌により、本県の教育について保護者等に分かりやすく発信していくことが必要。

課題解決のための対応

引き続き総合教育会議において、本県教育の課題についての活発な意見交換を行い、今後の施策に反映させていく。
教育委員の活動の充実を図るため、引続き学校訪問、意見交換会等を行い、現場の課題・ニーズを把握し教育委員の活動内容を県民に情報提供することに努める。教育だより「とっとり夢ひろば!」やホームページ等を活用し、県の教育施策、特色ある取組等について、引続き情報発信していく。知事部局、市町村教育委員会と連携し、現場の意見を吸い上げながら、的確に課題を捉え必要な対応を取っていく。

教育問題等への迅速かつ的確な対応

直面する多種多様な教育課題に対し、教育行政の第一義的な責任者である教育長の下で、迅速な対応を行うとともに、教育長・教育委員で組織する教育委員会の会議等で速やかに議論し、対応を行った。
専門化し、対応が困難な問題に対し、関係機関との連携や専門スタッフや外部の専門家の活用等を行いながら、学校現場等を支援し、迅速かつ適切な対応を行った。

令和元年度の取組内容

直面する多種多様な教育課題に対し、教育行政の第一義的な責任者である教育長の下で、迅速な対応を行うとともに、教育長・教育委員で組織する教育委員会の会議等で速やかに議論し、対応を行った。
専門化し、対応が困難な問題に対し、関係機関との連携や専門スタッフや外部の専門家の活用等を行いながら、学校現場等を支援し、迅速かつ適切な対応を行った。

今後の課題

教育振興基本計画に掲げる施策の達成が不十分なものもあり、現状・課題を踏まえ、引き続き対応していく。

課題解決のための対応

様々な機会を捉えて、教育現場の課題や県民の意見、ニーズを把握し、施策への反映や課題解決に向けた取組を行っていく。

(2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進

市町村との連携・協力体制の充実

県と市町村の役割分担を明確にしなが、市町村教育委員会との連携、協力体制を構築する。

令和元年度の取組内容

市町村教育行政連絡協議会を開催し、情報共有、意見交換を行った。
教育委員の資質向上のため、市町村教育委員会研究協議会(西日本ブロック)を開催した。
市町村教育長の集まる機会をとらえ、県の教育施策の方針、考え等を示し、協力、連携して施策を進めていただくよう呼びかけた。

今後の課題

会議等の開催や市町村訪問などにより、情報交換、意見交換を行い、課題解決に向けて迅速な対応を行っていくことが必要。

課題解決のための対応

会議の開催や状況に応じて市町村を訪問するなど、連絡を密にしなが、迅速に対応していく。

(3) 高等教育機関との連携、協力の一層の推進

市町村との連携・協力体制の充実

県内の高等教育機関、学校、教育委員会等がより一層の連携を図り、相互の特色ある機能を活用し、それぞれの教育力の向上を図り、鳥取県教育の充実を図る。

令和元年度の取組内容

新たに鳥取看護大学・鳥取短期大学と協定を締結するとともに意見交換を行い、新たに連携した取組を進めた。
鳥取大学、鳥根大学、鳥取環境大学と意見交換を行い、情報共有を図った。
学生教育ボランティアについて、大学等へ募集情報等の情報提供を行い、教職を希望する学生の取組を推進した。

今後の課題

課題の解決に向けて、具体的な解決策を県と高等教育機関の双方が提示し、対応していくことが必要。

課題解決のための対応

定例的な会議の場としてではなく、積極的な提案等が行われる場となるよう、会議を運営していく。

条例、規則の制定・改廃

| 区分 番号 | 公布・施行 年 月 日 | 題 名 | 概 要 |
|--------------|--------------------------------|--|---|
| 条例 第 12 条 | 公 元 . 8 . 9 施 元 . 8 . 9 | 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行った。 |
| 条例 第 29 号 | 公 2 . 3 . 27 施 2 . 4 . 1 | 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 | 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定により、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が定められたことに伴い、所要の改正を行った。 |
| 規則 第 2 号 | 公 元 . 8 . 30 施 2 . 4 . 1 | 鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則 | 単位制による課程が実施される高等学校に、八頭高等学校の全日制課程普通学科普通科を追加した。 |
| 規則 第 3 号 | 公 元 . 11 . 22 施 元 . 12 . 14 | 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則 | 教育職員免許法の一部が改正され、成年被後見人及び被保佐人が免許状を授与されないとする規定が削除されたことに伴う所要の改正を行う。 |
| 規則 第 4 号 | 公 元 . 12 . 27 施 元 . 12 . 27 | 鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則 | 自らの性別に違和感を抱き、性別を記載することに抵抗を感じる受検者への配慮から、入学志願書の場合のみ性別の記載を不要とした。 |
| 規則 第 1 号 | 公 2 . 3 . 27 施 2 . 4 . 1 | 令和 2 年 4 月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則 | 令和 2 年 4 月の組織改正等に伴い、関係規則について所要の改正を行った。 |
| 規則 第 2 号 | 公 2 . 3 . 27 施 2 . 4 . 1 | 県立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則 | 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定に基づき、県立学校の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量その他県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項の管理のために必要な措置について制定した。 |
| 規則 第 3 号 | 公 2 . 3 . 27 施 2 . 4 . 1 | 現業職員の給与に関する規則 | 給料表の給料月額を改める。 |
| 規則 第 4 号 | 公 2 . 3 . 27 施 2 . 4 . 1 | 鳥取県育英奨学資金貸与規則及び鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則 | 奨学資金及び修学奨励金に係る延滞金について、民法の改正に伴い見直しを行った。 |

附属機関等の開催状況

(1) 鳥取県総合教育会議 [教育総務課] 主管は総合教育推進課 (知事部局)

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|----|--|
| 元 | 5 | 30 | 第 1 回総合教育会議 < 意見交換 > ・平成 3 0 年度教育に関する大綱 (第二編) の評価について ・鳥取県の「教育に関する大綱」の改訂について < 報告事項 > ・県立美術館整備の取組状況について |

| | | | |
|---|---|----|--|
| 2 | 2 | 10 | 第2回総合教育会議 <意見交換> ・鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について ・学力向上施策の推進について <報告事項> ・鳥取県立美術館整備の取組状況について |
|---|---|----|--|

(2) 鳥取県教育審議会 [教育総務課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|----|---|
| 2 | 2 | 20 | 第22回鳥取県教育審議会 <諮問> ・令和新时代の本県高等学校教育の在り方について ・これからの時代における本県の特別支援教育の在り方について <報告事項> ・夜間中学等調査研究部会の調査結果について |

鳥取県教育審議会 学校等教育分科会 [高等学校課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|----|---|
| 元 | 2 | 20 | 1 分科会長の選任 2 専門部会の設置について 3 専門部会の名称、所掌事務及び委員について 4 専門部会と学校等教育分科会について |

鳥取県教育審議会 学校運営分科会 [小中学校課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|---|------------|
| | | | 令和元年度の開催なし |

鳥取県教育審議会 生涯学習分科会兼社会教育委員会議 [社会教育課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|----|----|--|
| 元 | 12 | 3 | 1 議事 令和2年度社会教育関係団体への補助金について 2 意見交換 体験活動の推進について 3 報告 中学校トークプログラムの実施状況について 令和2年度「地域を核とした地域力強化プラン」(国庫補助金)について |
| 2 | 1 | 28 | 1 議事 令和2年度地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業計画案について 2 研修 地域学校協働活動研修会について |

鳥取県教育審議会 夜間中学等調査研究部会 [小中学校課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|----|----|---|
| 元 | 7 | 3 | ・平成30年度調査研究部会の中間まとめについて ・ニーズ調査及び先進地視察結果について ・夜間中学を設置する場合の具体案について ・夜間中学を設置しない場合の対応案について |
| 元 | 8 | 30 | ・夜間中学先進地視察の概要について ・鳥取県で考えられる公立夜間中学の形と課題について ・公立夜間中学設置以外での学び(鳥取県型夜間中学)の形について |
| 元 | 12 | 23 | ・鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」まとめ(案)について |

(3) 鳥取県教職員育成協議会 [教育人材開発課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|---|--|
| 2 | 2 | 5 | 第1回鳥取県教職員育成協議会 <説明及び協議> (1)「鳥取県教職員育成協議会」の設置及びこれまでの流れについて (2)指標の策定について (3)指標を踏まえた教職員の「研修体系」について (4)これまでに策定した指標について |

(4) 鳥取県教科用図書選定審議会 [小中学校課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|----|---|----|---|
| 31 | 4 | 25 | ・令和2年度に使用する小学校教科用図書の採択基準について ・令和2年度に使用する中学校教科用図書(特別の教科 道徳を除く)の採択基準について ・令和2年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準について ・市町村教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く)の校長が採択する場合に県教育委員会が行うべき役割について ・県が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について |
| 元 | 5 | 30 | ・令和2年度に使用する中学校教科用図書(特別の教科 道徳を除く)の選定に必要な資料について ・令和2年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について |
| 元 | 6 | 13 | ・令和2年度に使用する小学校教科用図書の選定に必要な資料について |
| 元 | 6 | 20 | ・令和2年度に使用する小学校教科用図書の選定に必要な資料について |

(5) 鳥取県特別支援教育推進委員会 就学支援分科会 [特別支援教育課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|----|----|--|
| 元 | 10 | 24 | 障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の判別並びに就学先決定及び転学等の検討に関する事項についての調査審議 (説明)・鳥取県の教育支援の在り方について (報告)・区域外就学者 ・市町村教育委員会で特別支援学校への措置が決定した認定特別支援学校就学者 |
| 元 | 12 | 19 | 障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の判別並びに就学先決定及び転学等の検討に関する事項についての調査審議 (審査)・特別支援学校長からの申請に基づいた教育の場の変更が必要な者 (報告)・経過観察が必要な者 ・市町村教育委員会で特別支援学校への措置が決定した認定特別支援学校就学者 ・区域外就学者 |
| 2 | 1 | 16 | 障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の判別並びに就学先決定及び転学等の検討に関する事項についての調査審議 (審査)・特別支援学校長からの申請に基づいた教育の場の変更が必要な者 ・市町村教育委員会と本人・保護者の間で就学について合意形成が難しい者 ・県教育委員会が審議が必要だと判断した者 (報告)・経過観察の報告が必要な者 ・市町村教育委員会で特別支援学校への措置が決定した認定特別支援学校就学者 |

鳥取県特別支援教育推進委員会 公立学校医療的ケア体制整備分科会 [特別支援教育課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|----|----|--|
| 元 | 12 | 20 | (説明) (1)医療的ケアと本県の現状について (2)医療的ケアに関する国の動向について (協議) (1)鳥取県版医療的ケアガイドラインについて |

| | | | |
|---|---|----|----------------------------------|
| 2 | 2 | 7 | (協議) (1)鳥取県版医療的ケアガイドラインについて |
| 2 | 3 | 19 | (文書協議) (1)鳥取県版医療的ケアガイドラインについて |

鳥取県特別支援教育推進委員会 特別支援学校通学支援検討分科会 倉吉養護学校部会

[特別支援教育課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|----|--|
| 元 | 7 | 22 | ・令和元年度自力通学進捗状況 ・通学支援員対象生徒の検討 ・通学バス対象外生徒の状況報告 |
| 2 | 2 | 28 | ・令和2年度通学バス乗車希望状況報告と決定 ・市町村による通学支援の報告 ・自立支援員対象生徒の検討 |

鳥取県特別支援教育推進委員会 特別支援学校通学支援検討分科会 米子養護学校部会

[特別支援教育課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|----|---|
| 元 | 6 | 18 | ・令和元年度の通学状況報告 |
| 2 | 2 | 20 | ・令和2年度の通学についての検討 ・令和2年度通学バス路線等決定 ・通学支援が必要な児童生徒の事例検討 |

鳥取県特別支援教育推進委員会 特別支援学校技能検定運営分科会 実施検討部会

[特別支援教育課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|---|---|
| 元 | 7 | 1 | (説明) (1)特別支援学校技能検定運営分科会について (2)令和元年度鳥取県特別支援学校技能検定開催要項について (3)令和元年度鳥取県特別支援学校技能検定参加者について (協議) (1)当日の運営について (2)企業へのPRについて (3)報道への情報提供について |

鳥取県特別支援教育推進委員会 特別支援学校技能検定運営分科会 審査部会

[特別支援教育課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|----|--|
| 元 | 7 | 31 | 鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会 審査部会 喫茶サービス部門 (報告及び議事) (1)特別支援学校技能検定の日程について (2)審査員の役割分担及び採点用紙について (3)喫茶室の設定及び必要物品について (4)1,2級の課題設定について |
| 元 | 8 | 26 | 鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会 審査部会 喫茶サービス部門 (協議) (1)審査方法、内容等について (2)企業周知内容について |

| | | | |
|---|----|----|---|
| 元 | 8 | 28 | 鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会 審査部会 清掃部門 (協議) (1)審査方法、内容等について (2)床及び机上清掃の審査基準見直しについて |
| 元 | 10 | 7 | 鳥取県特別支援学校技能検定当日 運営委員会 審査部会 清掃部門 (検定審査) |
| 元 | 10 | 8 | 鳥取県特別支援学校技能検定当日 運営委員会 審査部会 喫茶サービス部門 (検定審査) |

(6) 鳥取県英語教育推進会議 [高等学校課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|----|----|---|
| 元 | 6 | 14 | 1 報告・説明 (1)令和元年度鳥取県英語教育推進会議の方向性について (2)平成30年度鳥取県英語教育推進会議について(ポイントの振り返りと確認) (3)平成30年度英語教育推進の取組の成果と課題について (4)令和元年度英語教育推進プランについて 2 協議 (1)令和元年度の鳥取県における英語教育の推進について (2)指導実践事例集の作成における小中高の訴求ポイントについて |
| 元 | 11 | 25 | 令和元年度鳥取県英語教育推進フォーラム 1 研究・実践発表 (1)小学校の部(湯梨浜町立湯梨浜小学校) (2)中学校の部(倉吉市立東中学校) (3)高等学校の部(米子東高等学校) 2 講演・ワークショップ(東京家政大学人文学部 太田教授) |
| 元 | 12 | 13 | 1 報告・説明 (1)第1回英語教育推進会議議事録について (2)令和元年度鳥取県英語教育推進フォーラムについて 2 協議 (1)指導実践事例集作成のためのグループ別協議その1 (2)グループ別協議内容の共有 (3)指導実践事例集作成のためのグループ別協議その2 (4)外部有識者による指導・助言 |
| 2 | 2 | 14 | 1 報告・説明 (1)高等学校課取組「出かける英語教育推進室」について(中学校における授業改善支援) (2)令和元年度英語教育研修協力校の今年度の取組について 2 協議 (1)指導実践事例集(動画)作成のためのグループ別協議 (2)次年度以降の取組について (3)外部有識者による指導助言 |

(7) 鳥取県グローバルリーダー育成事業運営指導委員会 [高等学校課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|---|--|
| 元 | 7 | 8 | 1 日本セラミック社内見学 2 報告・説明 (1)鳥取県グローバルリーダー育成事業の趣旨等について (2)平成27年度SGH指定校としての成果と課題について 2 協議 (1)協同的・探究的な学びの実現と今後の見通し ア 課題研究「思索と表現」の取組 |

| | | | |
|---|----|----|--|
| | | | イ 鳥取県が育成すべきグローバルリーダーの基礎素養や資質 (2)成果普及のための具体的な方策について (3)指定期間終了後に向けた提言等 |
| 元 | 11 | 18 | 1 報告・説明 (1)SGH 指定校の令和元年度の取組について 2 協議 (1)平成 27 年度 SGH 指定校として強化して取り組んできたことの成果について (2)指定期間終了後の事業成果の普及還元について |

(8) 鳥取県スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会 [高等学校課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|----|--|
| 元 | 7 | 10 | 1 授業参観 2 S S H 事業の取組について 3 意見交換・指導助言 |
| 2 | 2 | 13 | 1 研究成果発表会 ・課題探究口頭発表及びポスター発表 ・講演会 ・指導講評 2 意見交換・指導助言 |

(9) 鳥取県立高等学校運営指導委員会「高等学校課」

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|----|----|---|
| 元 | 6 | 25 | 農業部会 1 協議 (1) 倉吉農業高校の県版 S P H 事業における教育プログラムについて |
| 元 | 10 | 21 | スーパー農林水産業士部会 1 協議 (1) スーパー農林水産業士認定プログラム等の実施状況について (2) スーパー農林水産業士の認定について (3 年生) |
| 2 | 2 | 17 | 農業部会 1 協議 (1) 倉吉農業高校の県版 S P H 事業における実施報告について |

(10) 鳥取県立図書館協議会 [図書館]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|----|---|
| 元 | 7 | 25 | 1 平成 30 年度事業実施状況について 2 平成 31 年度事業実施計画について 3 鳥取県立図書館の目指す図書館像 (第 2 次改訂版) に基づく図書館の評価 |
| 2 | 2 | 28 | 1 令和元年度事業実施状況について 2 令和 2 年度事業実施計画について 3 鳥取県立図書館の目指す図書館像 (第 2 次改訂版) に基づく図書館の評価 |

(11) 鳥取県育英奨学生選考委員会 [人権教育課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|----|----|-------------------------------|
| 元 | 11 | 18 | 鳥取県育英奨学生 (大学等予約申請分) の選考について |

(12) 鳥取県立博物館協議会 [博物館]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|----|--|
| 元 | 6 | 18 | 1 報告事項 (1)博物館事業の実施状況について (2)鳥取県立美術館整備の検討状況について |

| | | | |
|---|----|----|--|
| | | | 2 協議事項 「県立美術館」実現に向けた地域ネットワーク形成支援補助金について |
| 元 | 11 | 19 | 1 報告事項 (1)平成30年度博物館事業に係る決算について (2)令和元年度博物館事業の実施状況について (3)令和2年度博物館事業の事業計画案について (4)鳥取県立美術館整備の検討状況について 2 協議事項 博物館資料収集基本方針について |

(13) 鳥取県学校の安全教育推進委員会 [体育保健課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|----|----|--|
| 元 | 10 | 8 | 1 報告及び説明 (1)学校における安全教育推進事業について 学校安全総合支援事業について 学校安全研修会について (2)学校・家庭・地域連携協力推進事業について 2 協議 (1)令和元年度「学校安全総合支援事業」の円滑な実施に向けて 本年度事業「モデル地域における取組」について 学校の防災教育への専門家派遣事業について 学校安全研修会について (2)本県の学校における安全教育について |
| 2 | 2 | 10 | 1 報告及び説明 (1)「学校安全総合支援事業」について (2)「学校の防災教育への専門家派遣事業」について 2 協議(取組の成果と課題) (1)「学校安全総合支援事業」について (2)「学校の防災教育への専門家派遣事業」について |

(14) 鳥取県子どもの体力向上支援委員会 [体育保健課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|----|----|---|
| 元 | 11 | 21 | 1 説明 (1)鳥取県子どもの体力向上支援委員会運営要綱について (2)令和元年度鳥取県体力・運動能力調査結果について (3)鳥取県の体力・運動能力向上に係る取組について 2 協議 (1)児童生徒の体力・運動能力の課題分析と課題解決方法について |
| 2 | 2 | 19 | 1 説明 (1)令和元年度体育主任連絡協議会について (2)令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について 2 協議 (1)子どもの体力向上につながる体力向上支援委員会からの提案について |

(15) 鳥取県武道指導推進委員会 [体育保健課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|----|----|--|
| 元 | 10 | 18 | 1 報告 (1)スポーツ庁委託事業の概要説明 (2)県実施要項についての確認 |

| | | | |
|---|---|----|---|
| | | | 2 協議 (1) 事業実践の課題と研究の方向について (2) 今年度の取組の方向性 (3) 学校訪問について (4) 生徒実施アンケート内容について |
| 2 | 2 | 18 | 1 報告 実施校より事業実施結果報告 2 協議 2019年度の成果と課題について ・アンケート結果をもとに 3 その他 (1)2019年度実践事例報告集について (2)令和2年度度事業実施について |

(16) 鳥取県がん教育推進協議会 [体育保健課]

| 年 | 月 | 日 | 主 な 内 容 |
|---|---|----|---|
| 元 | 7 | 26 | 1 報告及び説明 (1)平成30年度、令和元年度のがん教育推進事業の実績、計画について (2)平成30年度、令和元年度の出張がん予防教室の実績、計画について 2 協議 (1)「鳥取県がん教室指導参考資料」の素案について |
| 2 | 1 | 30 | 1 報告及び説明 (1)令和元年度「がん教育」の取組について (2)令和元年度「出張がん予防教室」の取組について (3)令和2年度「がん教育」の実施予定内容について 2 協議 (1) 令和2年度「がん教育」の実施内容について |

(17) 鳥取県高校生冬山登山計画審査会 [体育保健課]

| | | | |
|---|----|---|--|
| 元 | 12 | 3 | 登山に係る計画書の審査 (1)鳥取県高等学校体育連盟登山専門部「令和元年度錬成登山大会」 (2)鳥取工業高校、鳥取湖陵高校 合同「大円冬山登山、氷ノ山トレッキング」 (3)米子工業高校 部活動 (4)境港総合技術高校 部活動 |
|---|----|---|--|

参考資料

(1) 教育行政記録

| 年 | 月 | 日 | 記 事 | 担 当 課 |
|----|---|----|--|---------------------------|
| 31 | 4 | 1 | ・ エキスパート教員認定制度11年次（新規認定者を含め106名）を認定 | 小中学校課 特別支援教育課 高等学校課 |
| 31 | 4 | 2 | ・ 資料展「書で味わう放哉」（～4/29） | 図書館 |
| 31 | 4 | 8 | ・ 第1回全県LD等専門員連絡会 | 特別支援教育課 |
| 31 | 4 | 11 | ・ 第1回スクールカウンセラー連絡協議会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 31 | 4 | 12 | ・ 第1回「学校生活適応支援員」連絡協議会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 31 | 4 | 13 | 企画展「ニューヨーク・アートシーン ～ロスコ、ウォーホルから草間彌生、バスキアまで 滋賀県立近代美術館コレクションを中心に～」（～5/19） | 博物館 |
| 31 | 4 | 14 | ・ 「法テラスの日」記念無料法律相談会 | 図書館 |
| 31 | 4 | 15 | ・ 第1回県・市町村（学校組合）教育行政連絡協議会 | 教育総務課 |
| 31 | 4 | 16 | ・ 第1回高校生マナーアップさわやか運動（～4/19 約4,000人参加） | 高等学校課 |
| 31 | 4 | 17 | ・ 新任職員のための図書館職員実務研修会 | 図書館 |
| 31 | 4 | 17 | ・ 市町村人権教育・啓発行政担当者会 | 人権教育課 |
| 31 | 4 | 18 | ・ 全国学力・学習状況調査の実施 | 小中学校課 |
| 31 | 4 | 19 | ・ 高等学校・特別支援学校人権教育主任研究協議会 | 人権教育課 |
| 31 | 4 | 20 | ・ 春ののんびりウォーク大野池一周（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 31 | 4 | 21 | ・ 船上山さくら祭り | 社会教育課 |
| 31 | 4 | 22 | ・ 就職支援相談員及び就労・定着支援員研修会 | 高等学校課 |
| 31 | 4 | 24 | ・ 第1回市町村（学校組合）教育委員会生徒指導担当者連絡会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 31 | 4 | 24 | ・ 人権教育研究推進事業連絡協議会（米子市） | 人権教育課 |
| 31 | 4 | 25 | ・ 第1回鳥取県教科用図書選定審議会 | 小中学校課 特別支援教育課 |
| 31 | 4 | 25 | ・ 人権教育研究推進事業連絡協議会（倉吉市） | 人権教育課 |
| 31 | 4 | 25 | ・ 鳥取県体力・運動能力調査の実施（～7月） 報告期限8月21日 | 体育保健課 |
| 31 | 4 | 27 | ・ 新緑キャンプ（～28） | 社会教育課 |
| 31 | 4 | 28 | ・ 春の体験満開フェスティバル（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 5 | 8 | ・ 人権教育研究推進事業連絡協議会（鳥取市） | 人権教育課 |
| 元 | 5 | 8 | ・ 進路指導研究協議会（就職指導の部） | 高等学校課 |
| 元 | 5 | 11 | ・ ちょこっと体験隊 | 社会教育課 |
| 元 | 5 | 11 | ・ スキルアップセミナー（～12） | 社会教育課 |
| 元 | 5 | 11 | ・ エンジョイカヌー（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 5 | 12 | ・ エンジョイカヌー（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 5 | 12 | ・ 外国語で楽しむえほんのじかん（英語） | 図書館 |
| 元 | 5 | 14 | ・ 第1回コンプライアンス推進員研修会 | 教育総務課 |

| 年 | 月 | 日 | 記 事 | 担 当 課 |
|---|---|----|---|---------------------------|
| 元 | 5 | 14 | ・ 第1回県立高等学校入試改善研究専門委員会 | 高等学校課 |
| 元 | 5 | 15 | ・ 鳥取県ジュニア司書養成講座（鳥取県立図書館）22日・30日 | 図書館 |
| 元 | 5 | 17 | ・ 教務主任連絡協議会 | 高等学校課 |
| 元 | 5 | 17 | ・ 韓国江原道教員交流事業に係る事前研修会 | 小中学校課 高等学校課 |
| 元 | 5 | 21 | ・ 第1回エキスパート教員連絡協議会 | 小中学校課 特別支援教育課 高等学校課 |
| 元 | 5 | 21 | ・ 中四国ブロック学校給食研究協議会（とりぎん文化会館） | 体育保健課 |
| 元 | 5 | 23 | ・ 第1回鳥取県人権教育アドバイザー会議 | 特別支援教育課 |
| 元 | 5 | 23 | ・ 就学支援及び就学手続き等に係る連絡協議会 | 特別支援教育課 |
| 元 | 5 | 24 | ・ 第1回鳥取県人権教育アドバイザー会議 | 人権教育課 |
| 元 | 5 | 25 | ・ 大山ファミリー登山（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 5 | 25 | ・ とっとり県民カレッジ講座（特別講座 鳥取環境大学講座）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 5 | 25 | ・ 鳥取県高等学校総合体育大会（～5月27日） | 体育保健課 |
| 元 | 5 | 28 | ・ 第1回新任・現任スクールソーシャルワーカー研修 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 5 | 29 | ・ 第1回新任生涯学習・社会教育担当者研修会 | 社会教育課 |
| 元 | 5 | 30 | ・ 令和元年度第1回総合教育会議 | 教育総務課 |
| 元 | 5 | 30 | ・ 第2回鳥取県教科用図書選定審議会 | 小中学校課 特別支援教育課 |
| 元 | 5 | 31 | ・ 第1回図書館業務専門講座 | 図書館 |
| 元 | 6 | 1 | ・ スキルアップセミナー（～2） | 社会教育課 |
| 元 | 6 | 1 | ・ 企画展示「もっと知りたい！韓国・中国」（～6/29） | 図書館 |
| 元 | 6 | 3 | ・ 第1回今後の高校教育の在り方を検討する会 | 高等学校課 |
| 元 | 6 | 3 | ・ 指導主事等研究協議会 | 小中学校課 |
| 元 | 6 | 3 | ・ 経済4団体への新規高等学校卒業生求人要請訪問 | 高等学校課 |
| 元 | 6 | 4 | ・ ハラスメント対策担当者研修会 | 教育総務課 |
| 元 | 6 | 6 | ・ 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業） | 博物館 |
| 元 | 6 | 6 | ・ 第1回同和問題等雇用連絡協議会 | 高等学校課 |
| 元 | 6 | 6 | ・ 水泳指導研修会（西部）（東山水泳場） | 体育保健課 |
| 元 | 6 | 6 | ・ 熱中症事故防止に係る対策会議（県庁） | 体育保健課 |
| 元 | 6 | 7 | ・ 高等学校使用教科書採択事務取扱説明会 | 高等学校課 |
| 元 | 6 | 7 | ・ 教科書展示会（～7/4）県内5ヶ所 | 高等学校課 |
| 元 | 6 | 7 | ・ 学校給食用食材県産品利用（地産地消）推進会議（中部総合事務所） | 体育保健課 |
| 元 | 6 | 8 | ・ 在学青年交歓の集い（高校生育成事業）（～6/9）（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 6 | 9 | ・ とっとり子どもサミット ～電子メディアとのより良い付き合い方編～（西部）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 6 | 10 | ・ 学力向上推進に係るワーキンググループ会議（中学校第1回） | 小中学校課 |
| 元 | 6 | 10 | ・ 生徒指導に関する研修会 | 高等学校課 |
| 元 | 6 | 11 | ・ 韓国江原道教員交流事業（小・中・高・特別支援学校教諭等10名派遣）（～6/14） | 小中学校課 高等学校課 |
| 元 | 6 | 11 | ・ 第1回鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会（委託） | 社会教育課 |

| 年 | 月 | 日 | 記 事 | 担 当 課 |
|---|---|----|---|---------------------|
| 元 | 6 | 11 | ・ 水泳指導研修会（中部）（倉吉東高等学校プール） | 体育保健課 |
| 元 | 6 | 12 | ・ 学力向上推進に係るワーキンググループ会議（小学校第1回） | 小中学校課 |
| 元 | 6 | 13 | ・ 第3回鳥取県教科用図書選定審議会 | 小中学校課 特別支援教育課 |
| 元 | 6 | 13 | ・ 鳥取県学校安全（生活安全）研修会（倉吉未来中心） | 体育保健課 |
| 元 | 6 | 14 | ・ 水泳指導研修会（東部）（鳥取市河原市民プール） | 体育保健課 |
| 元 | 6 | 14 | ・ 第1回鳥取県英語教育推進会議 | 高等学校課 |
| 元 | 6 | 15 | ・ はじめての冒険（低学年）（～6/16）（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 6 | 18 | ・ 「SNSによるいじめ通報システム活用事業」説明会 | いじめ・不登校総合対策 センター |
| 元 | 6 | 20 | ・ 第2回新任スクールソーシャルワーカー研修 | いじめ・不登校総合対策 センター |
| 元 | 6 | 20 | ・ 人権教育プログラム（社会教育編）ファシリテータースキルアップ 研修会 | 人権教育課 |
| 元 | 6 | 20 | ・ 第4回鳥取県教科用図書選定審議会 | 小中学校課 特別支援教育課 |
| 元 | 6 | 21 | ・ 多層指導モデルMIM活用促進研修会 | 特別支援教育課 |
| 元 | 6 | 22 | ・ とっとり子どもサミット ～電子メディアとのより良い付き合い方編～（東部）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 6 | 24 | ・ 小学校段階におけるプログラミング教育に係る研修会 | 小中学校課 |
| 元 | 6 | 24 | ・ 第2回「学校生活適応支援員」連絡協議会 | いじめ・不登校総合対策 センター |
| 元 | 6 | 24 | ・ 進路指導研究協議会（進学指導の部） | 高等学校課 |
| 元 | 6 | 24 | ・ ハラスメント防止等に関する研修会（東部） | 教育総務課 |
| 元 | 6 | 24 | ・ 小学校段階におけるプログラミング教育に係る研修会 | 小中学校課 |
| 元 | 6 | 25 | ・ ハラスメント防止等に関する研修会（西部） | 教育総務課 |
| 元 | 6 | 25 | ・ とっとり県民カレッジ講座（特別講座 鳥取短大・看護大講座） （委託） | 社会教育課 |
| 元 | 6 | 25 | ・ 市町村・社会教育関係団体連携協議会 | 社会教育課 |
| 元 | 6 | 25 | ・ 令和元年度鳥取県高等学校キャリア教育担当研修会 | 高等学校課 |
| 元 | 6 | 26 | ・ 第3回新任スクールソーシャルワーカー研修 | いじめ・不登校総合対策 センター |
| 元 | 6 | 26 | ・ 県教育支援センター「西部ハートフルスペース」連絡会 | いじめ・不登校総合対策 センター |
| 元 | 6 | 27 | ・ 第1回スクールソーシャルワーカー連絡会議 | 高等学校課 |
| 元 | 6 | 27 | ・ 令和元年度放課後児童クラブ・放課後子供教室安全管理研修会（西 部地区） | 小中学校課 子育て王国課 |
| 元 | 6 | 28 | ・ 令和元年度放課後児童クラブ・放課後子供教室安全管理研修会（東 部地区） | 小中学校課 子育て王国課 |
| 元 | 6 | 28 | ・ 児童生徒健康課題対策研修会（ハワイアロハホール） | 体育保健課 |
| 元 | 6 | 29 | ・ ちっちゃい探検隊（スキルアップセミナー）（～30） | 社会教育課 |
| 元 | 6 | 29 | ・ はじめての冒険（低学年）（～6/30）（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 6 | 29 | ・ とっとり子どもサミット ～電子メディアとのより良い付き合い方編～（中部）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 6 | 30 | ・ 第1回スポーツ指導者研修会（倉吉体育文化会館） | 体育保健課 |
| 元 | 7 | 1 | ・ 学校体育講習会「水泳」（東山水泳場） | 体育保健課 |
| 元 | 7 | 1 | ・ 「わくわくドキドキ！夏休み図書館まつり」開催（～8/31まで） | 図書館 |
| 元 | 7 | 3 | ・ 第1回夜間中学等調査研究部会 | 小中学校課 |
| 元 | 7 | 4 | ・ 令和元年度放課後児童クラブ・放課後子供教室安全管理研修会（中 部地区） | 小中学校課 子育て王国課 |

| 年 | 月 | 日 | 記 事 | 担 当 課 |
|---|---|----|---|-----------------|
| 元 | 7 | 5 | ・生涯学習実践道場（七夕学校）（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 7 | 5 | ・とっとり県民カレッジ講座（特別講座 鳥取短期大学講座）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 7 | 6 | ・読書アドバイザー研修会 | 社会教育課 |
| 元 | 7 | 8 | ・第1回鳥取県グローバルリーダー育成事業運営指導委員会 | 高等学校課 |
| 元 | 7 | 10 | ・スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会（第1回） | 高等学校課 |
| 元 | 7 | 10 | ・だいせんキャンプ（不登校対策事業）（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 7 | 10 | ・第1回県・市町村社会教育主事及び社会教育担当者研修会 | 社会教育課 |
| 元 | 7 | 11 | ・第1回「ふるさとキャリア教育」連絡協議会 | 小中学校課 |
| 元 | 7 | 11 | ・鳥取県特別支援学校PTA連合会の要望を聞く会 | 特別支援教育課 |
| 元 | 7 | 11 | ・第1回大山青年の家運営委員会 | 社会教育課 |
| 元 | 7 | 11 | ・「オレンジネットワークとっとりワークショップ」（東部会場）の開催 | 図書館 |
| 元 | 7 | 12 | ・「オレンジネットワークとっとりワークショップ」（中部会場）の開催 | 図書館 |
| 元 | 7 | 13 | ・とっとり夢プロジェクト選考会 | 高等学校課 |
| 元 | 7 | 13 | ・農業者のための図書館活用ミニ講座（倉吉市） | 図書館 |
| 元 | 7 | 13 | ・企画展「手塚治虫のメッセージ：人と動物、共に生きるために」（～8/25） | 博物館 |
| 元 | 7 | 13 | ・パワーアップセミナー（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 7 | 17 | ・「オレンジネットワークとっとりワークショップ」（西部会場）の開催 | 図書館 |
| 元 | 7 | 18 | ・第1回セカンドライフを楽しむための情報活用講座 | 図書館 |
| 元 | 7 | 18 | ・いじめ問題対策連絡協議会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 7 | 19 | ・とっとり県民カレッジ講座（特別講座 鳥取短期大学講座）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 7 | 19 | ・令和元年度第1回ICT等を活用した不登校児童生徒への自宅学習支援に係る連絡協議会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 7 | 20 | ・美術部門夏休み企画 シリーズ：美術をめぐる場をつくる 「アートとの遭遇」（～8/25） | 博物館 |
| 元 | 7 | 20 | ・真夏の夜の集い（～21） | 社会教育課 |
| 元 | 7 | 20 | ・鳥取県中学校総合体育大会（～7月21日） | 体育保健課 |
| 元 | 7 | 22 | ・第1回相談窓口関係機関連絡会議 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 7 | 23 | ・鳥取看護大学・鳥取短期大学と鳥取県教育委員会との連携協定締結式及び意見交換会 | 教育総務課 |
| 元 | 7 | 23 | ・第1回学力向上推進プロジェクトチーム会議 | 小中学校課 |
| 元 | 7 | 23 | ・コミュニティ・スクール導入推進研修会 | 高等学校課 |
| 元 | 7 | 24 | ・第1回スクールソーシャルワーカー連絡協議会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 7 | 24 | ・「自由研究お手伝い！小学生裁判傍聴会 法廷に行ってみよう！」 | 図書館 |
| 元 | 7 | 25 | ・令和元年度第1回鳥取県図書館協議会の開催 | 図書館 |
| 元 | 7 | 25 | ・第1回スクールカウンセラー研修会 東部会場 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 7 | 26 | ・県教育支援センター「中部ハートフルスペース」連絡会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 7 | 27 | ・土曜自主セミナー（「もう困らない！外国語・外国語活動のたのしい授業づくり～小学校外国語・外国語活動入門～」） | 教育センター |

| 年 | 月 | 日 | 記 事 | 担 当 課 |
|---|---|-----|---|----------------------------------|
| 元 | 7 | 27 | ・ とっとり県民カレッジ講座（市町村連携 講演会 中部）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 7 | 27 | ・ とっとり県民カレッジ講座（市町村連携 実践発表等 中部）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 7 | 27 | ・ 外国語で楽しむえほんのじかん（中国） | 図書館 |
| 元 | 7 | 29 | ・ hyper-QU研修会 hyper-QUを活用した学級づくり | 高等学校課 |
| 元 | 7 | 29 | ・ ハラスメント防止等に関する研修会（中部） | 教育総務課 |
| 元 | 7 | 29 | ・ 教員のための博物館の日 | 博物館 |
| 元 | 7 | 30 | ・ 第1回「人間力・組織力による不登校改善事業」連絡協議会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 7 | 30 | ・ 第1回「学校における支援体制づくり」講演会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 7 | 30 | ・ 学校図書館司書研修会 | 図書館 |
| 元 | 8 | 1 | ・ 第2回図書館業務専門講座 | 図書館 |
| 元 | 8 | 1 | ・ 学校給食衛生管理講習会（とりぎん文化会館） | 体育保健課 |
| 元 | 8 | 2 | ・ 感染症対応研修会（中部総合事務所） | 体育保健課 |
| 元 | 8 | 2 | ・ 第1回スクールカウンセラー研修会 中部会場 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 8 | 2 | ・ とっとり県民カレッジ講座（特別講座 鳥取短期大学講座）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 8 | 3 | ・ 「未来とりっこわくわく大作戦」啓発フォーラム | 教育総務課 小中学校課 体育保健課 社会教育課 |
| 元 | 8 | 5 | ・ 安全衛生管理者研修会及び管理監督者のためのメンタルヘルス研修会 | 教育総務課 |
| 元 | 8 | 5 | ・ スクールカウンセラー研修会 西部会場 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 8 | 5 | ・ 県高等学校教育課程研究協議会（8/5,6,8） | 高等学校課 |
| 元 | 8 | 5 | ・ 大山わくわく探検隊（～8/9）（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 8 | 5 | ・ 通級による指導担当教員等専門性向上事業に係る研修会 | 特別支援教育課 |
| 元 | 8 | 5～7 | ・ 県教育支援センター「ハートフルスペース」夏の説明・相談会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 8 | 6 | ・ 高等学校人権教育推進教員研究協議会 | 人権教育課 |
| 元 | 8 | 7 | ・ 第2回「学校における支援体制づくり」講演会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 8 | 7 | ・ キッズアドベンチャー（～11） | 社会教育課 |
| 元 | 8 | 7 | ・ 学校体育講習会「体づくり運動系（小）」（倉吉市営体育センター） | 体育保健課 |
| 元 | 8 | 8 | ・ 学校体育講習会「体づくり運動系（中・高）」（倉吉市営体育センター、成徳公民館） | 体育保健課 |
| 元 | 8 | 8 | ・ 教育課程研究集会 | 小中学校課 |
| 元 | 8 | 9 | ・ 教育課程研究集会 | 小中学校課 |
| 元 | 8 | 9 | ・ 高校生ビジネスプラン作成講座 | 図書館 |
| 元 | 8 | 10 | ・ 満天の星を見よう会（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 8 | 10 | ・ 第1回スクールソーシャルワーカー育成研修 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 8 | 17 | ・ ケータイ・インターネット教育推進員研修会（全県）（～8/18）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 8 | 19 | ・ 学校図書館活用教育普及講座（～21日まで） | 図書館 |
| 元 | 8 | 19 | ・ 学校体育講習会「器械運動系」（三朝町総合スポーツセンター） | 体育保健課 |

| 年 | 月 | 日 | 記 事 | 担 当 課 |
|---|---|----|---|-----------------|
| 元 | 8 | 20 | ・ 科学の甲子園ジュニア鳥取県大会 | 小中学校課 |
| 元 | 8 | 20 | ・ 第2回現任スクールソーシャルワーカー研修 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 8 | 22 | ・ 安心・安全な学級づくりプロジェクト事業「勇者の旅プログラム」指導者養成研修 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 8 | 23 | ・ とっとり県民カレッジ講座（特別講座 鳥取短大・看護大講座）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 8 | 23 | ・ 学校体育講習会「保健」（県教育センター） | 体育保健課 |
| 元 | 8 | 24 | ・ 青年の出会い（青年団交流事業）（～8/25）（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 8 | 26 | ・ ケータイ・インターネット教育推進員研修会（中部）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 8 | 27 | ・ 第1回鳥取県地域コーディネーター養成講座 | 社会教育課 |
| 元 | 8 | 30 | ・ 第2回夜間中学等調査研究部会 | 小中学校課 |
| 元 | 8 | 31 | ・ ファミリーキャンプ（～9/1） | 社会教育課 |
| 元 | 8 | 31 | ・ とっとり県民カレッジ講座（特別講座 鳥取環境大学講座）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 9 | 2 | ・ 令和元年度インターネットの利用に関するアンケートの実施（～9/20） | 社会教育課 |
| 元 | 9 | 6 | ・ 教育支援センター及びフリースクール合同研修会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 9 | 8 | ・ 第2回スポーツ指導者研修会（夢みなとタワー） | 体育保健課 |
| 元 | 9 | 10 | ・ 学力向上推進に係るワーキンググループ会議（第2回） | 小中学校課 |
| 元 | 9 | 10 | ・ 第2回高校生マナーアップさわやか運動（～9/13 約4,000人参加） | 高等学校課 |
| 元 | 9 | 11 | ・ 東部地区合同研究協議会（人権教育） | 人権教育課 |
| 元 | 9 | 12 | ・ 部活動指導者研修会（ハワイアロハホール） | 体育保健課 |
| 元 | 9 | 13 | ・ 高等学校特別支援教育研修会 | 高等学校課 |
| 元 | 9 | 14 | ・ イオン連携イベント「ブックワールドで遊ぼう！」（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 9 | 17 | ・ 資料展「鳥取県の郷土玩具～板祐生誕生130年に寄せて」（～10/9） | 図書館 |
| 元 | 9 | 17 | ・ 企画展示「減災のすすめ ハザードマップで災害に備えよう」（～10/9） | 図書館 |
| 元 | 9 | 17 | ・ 中学校トークプログラム「CHA3プログラム」（美保中学校） | 社会教育課 |
| 元 | 9 | 18 | ・ 人権教育プログラム（社会教育編）ファシリテータースキルアップ研修会 | 人権教育課 |
| 元 | 9 | 19 | ・ 第2回鳥取県地域コーディネーター養成講座 | 社会教育課 |
| 元 | 9 | 21 | ・ はじめての冒険（低学年）（～9/22）（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 9 | 25 | ・ 鳥取県特別支援学校PTA連合会の要望への回答の会 | 特別支援教育課 |
| 元 | 9 | 26 | ・ 全県社会教育関係者研修会 | 社会教育課 |
| 元 | 9 | 26 | ・ 第1回活用力の向上及び読解力の育成に向けた研修会 | 小中学校課 |
| 元 | 9 | 26 | ・ 令和元年度放課後児童クラブ・放課後子供教室指導者等研修会 | 小中学校課 子育て王国課 |
| 元 | 9 | 27 | ・ 算数の学力向上推進に係る研修会 | 小中学校課 |
| 元 | 9 | 28 | ・ ちっちゃい探検隊（特別企画）（～29） | 社会教育課 |
| 元 | 9 | 28 | ・ とっとり県民カレッジ講座（特別講座 鳥取大学講座）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 9 | 28 | ・ 第2回スクールソーシャルワーカー育成研修 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 9 | 28 | ・ 第3回図書館業務専門講座 | 図書館 |
| 元 | 9 | 29 | ・ うきうき自然塾（一人親家庭対象）（大山青年の家） | 社会教育課 |

| 年 | 月 | 日 | 記 事 | 担 当 課 |
|---|----|-----|---|-----------------|
| 元 | 9 | 30 | ・「サポートの必要な家庭の現在を知るための講座」の開催（大山町立図書館との共催） | 図書館 |
| 元 | 9 | 30 | ・「大学入試英語成績提供システム」に係る説明会 | 高等学校課 |
| 元 | 9 | 30 | ・学校体育講習会「武道（剣道）」（倉吉市営武道館） | 体育保健課 |
| 元 | 10 | 1 | ・鳥取県社会教育振興大会兼社会教育委員研修会 | 社会教育課 |
| 元 | 10 | 3 | ・第2回鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 10 | 3 | ・鳥取県がん教育啓発研修会（倉吉未来中心） | 体育保健課 |
| 元 | 10 | 5 | ・企画展「殿様の愛した禅 黄檗文化とその名宝」（～11/4） | 博物館 |
| 元 | 10 | 6 | ・とっとり県民カレッジ講座（市町村連携 講演会 西部）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 10 | 6 | ・とっとり県民カレッジ講座（市町村連携 ワークショップ 西部）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 10 | 7 | ・第2回学力向上推進プロジェクトチーム会議 | 小中学校課 |
| 元 | 10 | 7 | ・第3回現任スクールソーシャルワーカー研修 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 10 | 7 | ・特別支援学校技能検定（喫茶サービス部門） | 特別支援教育課 |
| 元 | 10 | 8 | ・特別支援学校技能検定（清掃部門） | 特別支援教育課 |
| 元 | 10 | 9 | ・韓国江原道の国立春川博物館等を訪問し交流協議（～10/13） | 博物館 |
| 元 | 10 | 10 | ・米子市合同研究協議会（人権教育） | 人権教育課 |
| 元 | 10 | 12 | ・「秋祭り」前泊 及び 当日（～10/13）（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 10 | 15 | ・第2回「ふるさとキャリア教育」連絡協議会 | 小中学校課 |
| 元 | 10 | 17 | ・ハートフルキャンプ（～18） | 社会教育課 |
| 元 | 10 | 17 | ・第2回スクールカウンセラー連絡協議会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 10 | 19 | ・とっとり未来教師セミナー | 教育センター |
| 元 | 10 | 21 | ・第2回スクールソーシャルワーカー連絡協議会 | 高等学校課 |
| 元 | 10 | 21 | ・中学校トークプログラム「CHA3プログラム」（赤碕中学校） | 社会教育課 |
| 元 | 10 | 24 | ・第1回鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会 | 特別支援教育課 |
| 元 | 10 | 24 | ・平成30年度企画展「鳥取画壇の祖 土方稲嶺 明月来タリテ相照ラス」図録が國華展覧会図録賞受賞 | 博物館 |
| 元 | 10 | 25 | ・船上山少年自然の家運営委員会 | 社会教育課 |
| 元 | 10 | 28 | ・第2回県・市町村（学校組合）教育行政連絡協議会 | 教育総務課 |
| 元 | 10 | 28 | ・学びの文化祭 in Yonago（米子高等学校） | 高等学校課 |
| 元 | 10 | 28 | ・県立高等学校入学者選抜実施要項説明会（東部10/28、中部10/30、西部10/29） | 高等学校課 |
| 元 | 10 | 30 | ・日野町合同研究協議会 | 社会教育課 |
| 元 | 10 | 30 | ・日野町合同研究協議会（人権教育） | 人権教育課 |
| 元 | 10 | 31 | ・鳥取県医師会・鳥取県教育委員会連絡協議会（白兔会館） | 体育保健課 |
| 元 | 11 | 2 | ・ちっちゃい探検隊（～3） | 社会教育課 |
| 元 | 11 | 2 | ・満天の星を見よう会（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 11 | 2 | ・ブックインとっとり記念講演会 | 図書館 |
| 元 | 11 | 3 | ・第3回スポーツ指導者研修会（とりぎん文化会館） | 体育保健課 |
| 元 | 11 | 5-6 | ・令和元年度市町村教育委員会研究協議会（第2ブロック） | 教育総務課 |

| 年 | 月 | 日 | 記 事 | 担 当 課 |
|---|----|----|--|---------------------------|
| 元 | 11 | 8 | ・ 新規高等学校等卒業予定者就職問題連絡会議・就職受験状況検討会議（地区別）東部11/8、中部11/13、西部11/22 | 高等学校課 |
| 元 | 11 | 9 | ・ 「科学の甲子園」鳥取県大会（生徒79人参加） | 高等学校課 |
| 元 | 11 | 9 | ・ 満天の星を見よう会（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 11 | 9 | ・ 県教育支援センター「ハートフルスペース」子どもの育ちを支える研修会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 11 | 10 | ・ 「第7回科学の甲子園ジュニア全国大会」に向けた事前研修会 | 小中学校課 |
| 元 | 11 | 10 | ・ 公文書館・図書館バックヤードツアー | 図書館 |
| 元 | 11 | 11 | ・ 鳥取県教育研究大会 | 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 |
| 元 | 11 | 11 | ・ 鳥取県教育研究大会 | 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 |
| 元 | 11 | 12 | ・ 境港市合同研究協議会 | 社会教育課 |
| 元 | 11 | 12 | ・ 中学校トークプログラム「CHA3プログラム」（千代南中学校） | 社会教育課 |
| 元 | 11 | 13 | ・ 第2回コンプライアンス推進員研修会 | 教育総務課 |
| 元 | 11 | 15 | ・ 「令和元年度鳥取県コミュニティ・スクール推進研修会」兼「令和元年度第1回地域学校協働活動研修会」 | 小中学校課 社会教育課 |
| 元 | 11 | 16 | ・ 満天の星を見よう会 特別編（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 11 | 16 | ・ 企画展「生誕120年 芸術写真の神様 塩谷定好とその時代」（～12/15） | 博物館 |
| 元 | 11 | 16 | ・ 第3回スクールソーシャルワーカー育成研修 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 11 | 17 | ・ 船上山トレッキング | 社会教育課 |
| 元 | 11 | 17 | ・ 大山青年の家プチ体験（イオンモール日吉津） | 社会教育課 |
| 元 | 11 | 17 | ・ とっとり県民カレッジ講座（特別講座 米子高専講座）（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 11 | 18 | ・ 第2回今後の高校教育の在り方を検討する会 | 高等学校課 |
| 元 | 11 | 18 | ・ 第2回鳥取県グローバルリーダー育成事業運営指導委員会 | 高等学校課 |
| 元 | 11 | 18 | ・ いじめの問題に関する行政説明会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 11 | 18 | ・ 鳥取県育英奨学生選考委員会 | 人権教育課 |
| 元 | 11 | 18 | ・ 学校体育講習会（幼児の運動遊び）（中部会場：倉吉体育文化会館） | 体育保健課 |
| 元 | 11 | 19 | ・ 特別資料展「とっとり文学の情景 情景を生みだす風景と旅」（～12/23） | 図書館 |
| 元 | 11 | 20 | ・ 船上山トレッキング | 社会教育課 |
| 元 | 11 | 20 | ・ 第2回新任生涯学習・社会教育担当者研修会 | 社会教育課 |
| 元 | 11 | 21 | ・ 退職予定者のためのライフプラン研修会（西部会場） | 教育総務課 |
| 元 | 11 | 21 | ・ 通級による指導担当教員等専門性向上事業に係る研修会 | 特別支援教育課 |
| 元 | 11 | 21 | ・ 鳥取県学校安全（災害安全・交通安全）研修会（倉吉未来中心） | 体育保健課 |
| 元 | 11 | 22 | ・ 退職予定者のためのライフプラン研修会（中部会場） | 教育総務課 |
| 元 | 11 | 22 | ・ 鳥取県人権教育アドバイザー及び市町村人権教育担当者研修会 | 人権教育課 |
| 元 | 11 | 23 | ・ 郷土文化講演会「とっとり文学の情景 地域を見つめる旅」 | 図書館 |
| 元 | 11 | 25 | ・ 鳥根大学教育学部と鳥取県教育委員会連携協力推進会議 | 教育総務課 |
| 元 | 11 | 25 | ・ 学びの文化祭 in Kurayoshi（倉吉東高等学校） | 高等学校課 |
| 元 | 11 | 25 | ・ 令和元年度鳥取県英語教育推進フォーラム | 高等学校課 |

| 年 | 月 | 日 | 記 事 | 担 当 課 |
|---|----|---------------|--|---------------------------|
| 元 | 11 | 25 | ・ 第2回活用力の向上及び読解力の育成に向けた研修会 | 小中学校課 |
| 元 | 11 | 25 ～ 29 | ・ 県教育支援センター「ハートフルスペース」秋の説明・相談週間 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 11 | 25 | ・ 学校体育講習会（幼児の運動遊び）（西部会場：米子産業体育館） | 体育保健課 |
| 元 | 11 | 26 | ・ 学校体育講習会（幼児の運動遊び）（東部会場：鳥取県民体育館） | 体育保健課 |
| 元 | 11 | 26 | ・ 帰国・外国人児童生徒等への支援に係る研修会 | 小中学校課 |
| 元 | 11 | 26 | ・ 令和元年度子どもと本をつなぐ講座「小学校高学年向けの読みものを選ぶ」（東部11/26、西部12/3） | 図書館 |
| 元 | 11 | 26 ・ 28 | ・ 県教育支援センター「ハートフルスペース」説明会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 11 | 26 | ・ 退職予定者のためのライフプラン研修会（東部会場） | 教育総務課 |
| 元 | 11 | 27 | ・ 第2回県・市町村社会教育主事及び社会教育担当者研修会 | 社会教育課 |
| 元 | 11 | 28 | ・ 令和元年度鳥取ふるさとキャリア教育研修会 | 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 |
| 元 | 11 | 30 | ・ とっとり未来教師セミナー | 教育センター |
| 元 | 11 | 30 | ・ ピザ祭り | 社会教育課 |
| 元 | 12 | 1 | ・ 鳥取県幼児教育フォーラム | 小中学校課 |
| 元 | 12 | 1 | ・ ピザ祭り | 社会教育課 |
| 元 | 12 | 1 | ・ とっとり電子メディアとの付き合い方フォーラム | 社会教育課 |
| 元 | 12 | 1 | ・ 第1回国際交流ライブラリー講演会「親子多読 絵本とアニメで楽しい英語！」 | 図書館 |
| 元 | 12 | 1 | ・ ロシア沿海州のアルサーニエフ博物館訪問団との交流協議（～12/4） | 博物館 |
| 元 | 12 | 4 | ・ 児童生徒の情報モラル及び犯罪被害防止に係る関係機関会議 | 社会教育課 |
| 元 | 12 | 5 | ・ 第1回とっとり県民カレッジ講座運営協議会（委託） | 社会教育課 |
| 元 | 12 | 5 | ・ 琴の浦高等特別支援学校一般入学者選抜（～12/6） | 特別支援教育課 |
| 元 | 12 | 6 | ・ 鳥取県薬物乱用防止教育研修会（倉吉未来中心） | 体育保健課 |
| 元 | 12 | 7 | ・ 「居場所としての図書館について考えるまちなかワークショップ」の開催（岩美町立図書館との共催） | 図書館 |
| 元 | 12 | 7 | ・ 家族でお泊まり会（～12/8）（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 12 | 8 | ・ ピザ祭り | 社会教育課 |
| 元 | 12 | 8 | ・ 全国高校生ビブリオバトル2019鳥取県大会 | 図書館 |
| 元 | 12 | 9 | ・ 小学校各教科等学習評価に係る説明会（東部会場第1回） | 小中学校課 |
| 元 | 12 | 10 | ・ 小学校各教科等学習評価に係る説明会（西部会場第1回） | 小中学校課 |
| 元 | 12 | 10 | ・ 第2回県立高等学校入試改善研究専門委員会 | 高等学校課 |
| 元 | 12 | 12 | ・ 小学校各教科等学習評価に係る説明会（西部会場第2回） | 小中学校課 |
| 元 | 12 | 13 | ・ 鳥取県小中学生科学研究表彰審査会 | 小中学校課 |
| 元 | 12 | 13 | ・ 県教育支援センター「東部ハートフルスペース」連絡会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 12 | 13 | ・ ノルディックウォークin船上山 | 社会教育課 |
| 元 | 12 | 13 | ・ 第3回鳥取県地域コーディネーター養成講座 | 社会教育課 |

| 年 | 月 | 日 | 記 事 | 担 当 課 |
|---|----|----|---|-----------------|
| 元 | 12 | 13 | ・ 第2回鳥取県英語教育推進会議 | 高等学校課 |
| 元 | 12 | 13 | ・ 栄養教諭食育研修会（中部総合事務所） | 体育保健課 |
| 元 | 12 | 14 | ・ Rakuten IT School NEXT成果発表会（岩美高等学校） | 高等学校課 |
| 元 | 12 | 14 | ・ 夕方から星を楽しむ会（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 12 | 14 | ・ 「民法改正でどうなる！？相続セミナー」 | 図書館 |
| 元 | 12 | 17 | ・ 小学校各教科等学習評価に係る説明会（東部会場第2回） | 小中学校課 |
| 元 | 12 | 19 | ・ 第2回鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会 | 特別支援教育課 |
| 元 | 12 | 19 | ・ 鳥取県立博物館・河北博物院交流20周年記念「日本因州和紙芸術展」を河北博物院（河北省石家庄市）で開催（～3/19） | 博物館 |
| 元 | 12 | 21 | ・ 第2回国際交流ライブラリー講演会「日韓食文化比較 似て非なる文化の理解」 | 図書館 |
| 元 | 12 | 21 | ・ 冬の星空を楽しむ（～22） | 社会教育課 |
| 元 | 12 | 21 | ・ 「クリスマス&正月」よくばり物づくり（大山青年の家） | 社会教育課 |
| 元 | 12 | 23 | ・ 第3回夜間中学等調査研究部会 | 小中学校課 |
| 元 | 12 | 25 | ・ A L × I C T推進リーダー研修 | 高等学校課 |
| 元 | 12 | 26 | ・ 船上山アカデミー（～28） | 社会教育課 |
| 元 | 12 | 26 | ・ 第2回スクールカウンセラー研修会 東部会場 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 元 | 12 | 26 | ・ 第2回スクールカウンセラー研修会 中部会場 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 2 | 1 | 7 | ・ 第4回現任スクールソーシャルワーカー研修 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 2 | 1 | 8 | ・ 令和2年度鳥取県教育行政施策に関する意見交換会 | 教育総務課 |
| 2 | 1 | 9 | ・ 鳥取県立美術館整備運営事業県民参加型公開プレゼンテーション開催 | 博物館 |
| 2 | 1 | 9 | ・ 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）（～1/10） | 博物館 |
| 2 | 1 | 14 | ・ 小学校各教科等学習評価に係る説明会（中部会場第1回） | 小中学校課 |
| 2 | 1 | 14 | ・ 「J-Plat Pat操作方法実務講習会 | 図書館 |
| 2 | 1 | 15 | ・ 第4回鳥取県地域コーディネーター養成講座 | 社会教育課 |
| 2 | 1 | 16 | ・ 山陰教師教育コンソーシアム連携協力推進協議会 | 教育総務課 |
| 2 | 1 | 16 | ・ 第4回図書館業務専門講座 | 図書館 |
| 2 | 1 | 16 | ・ 第2回セカンドライフを楽しむための情報活用講座 | 図書館 |
| 2 | 1 | 16 | ・ 第3回鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会 | 特別支援教育課 |
| 2 | 1 | 17 | ・ 小学校各教科等学習評価に係る説明会（中部会場第2回） | 小中学校課 |
| 2 | 1 | 18 | ・ 「居場所としての図書館について考えるまちなかワークショップ」の開催(境港市教育委員会との共催) | 図書館 |
| 2 | 1 | 19 | ・ 船上山スクールたいけん入学 | 社会教育課 |
| 2 | 1 | 20 | ・ 社会教育主事講習B（～2/27） | 社会教育課 |
| 2 | 1 | 21 | ・ 第3回スクールソーシャルワーカー連絡会議 | 高等学校課 |
| 2 | 1 | 22 | ・ 第2回同和問題等雇用連絡協議会 | 高等学校課 |
| 2 | 1 | 24 | ・ 教職員情報モラル教育研修（兼インターネット教育スキルアッププロジェクト） | 社会教育課（警察本部） |
| 2 | 1 | 25 | ・ 第1回TKSS杯小学生卓球大会（～26） | 社会教育課 |

| 年 | 月 | 日 | 記 事 | 担 当 課 |
|---|---|----|---|-------------------|
| 2 | 1 | 25 | ・ 第3回国際交流ライブラリー講演会「ノスタルジーと熱狂 ロシアとロシア文化を考える」 | 図書館 |
| 2 | 1 | 25 | ・ 企画展「生誕100年 國領経郎展 静寂なる砂の景」(～2/25) | 博物館 |
| 2 | 1 | 27 | ・ 21世紀型学力検討委員会 | 高等学校課 |
| 2 | 1 | 27 | ・ 伯耆町合同研究協議会(人権教育) | 人権教育課 |
| 2 | 1 | 28 | ・ 学力向上推進に係る研修会(国語) | 小中学校課 |
| 2 | 1 | 28 | ・ 令和元年度第2回地域学校協働活動研修会 | 小中学校課 社会教育課 |
| 2 | 1 | 30 | ・ 「サポートの必要な家庭の現在を知るための講座」の開催(倉吉教育委員会との共催) | 図書館 |
| 2 | 2 | 1 | ・ とっとり未来教師セミナー | 教育センター |
| 2 | 2 | 1 | ・ 鳥取県歯科医師会・鳥取県教育委員会連絡協議会(鳥取県歯科医師会館) | 体育保健課 |
| 2 | 2 | 3 | ・ 第5回現任スクールソーシャルワーカー研修 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 2 | 2 | 3 | ・ 体育主任連絡協議会(倉吉体育文化会館) | 体育保健課 |
| 2 | 2 | 4 | ・ 道徳教育パワーアップ研究協議会 | 小中学校課 |
| 2 | 2 | 4 | ・ 第3回学力向上推進プロジェクトチーム会議 | 小中学校課 |
| 2 | 2 | 4 | ・ 児童虐待に関する行政説明会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 2 | 2 | 4 | ・ 農業者のための図書館活用ミニ講座(南部町) | 図書館 |
| 2 | 2 | 5 | ・ 第1回鳥取県教職員育成協議会 | 教育人材開発課 教育センター |
| 2 | 2 | 6 | ・ 鳥取県立美術館整備運営事業に係る審査結果等の公表 | 博物館 |
| 2 | 2 | 6 | ・ だいせんキャンプ(不登校対策事業)冬(大山青年の家) | 社会教育課 |
| 2 | 2 | 7 | ・ 県立高等学校推薦入学者選抜 | 高等学校課 |
| 2 | 2 | 8 | ・ ウィンターフェスティバル(～9) | 社会教育課 |
| 2 | 2 | 8 | ・ 歩くスキーでスノーハイキング(大山青年の家) | 社会教育課 |
| 2 | 2 | 8 | ・ スノーシュー・歩くスキーのつどい(～2/9)(大山青年の家) | 社会教育課 |
| 2 | 2 | 8 | ・ 資料展「デジタル化でうかびあがる岩美の魅力～デジタル化資料の活用にもけて」(～2/22) | 図書館 |
| 2 | 2 | 8 | ・ 外国語で楽しむえほんのじかん(ロシア) | 図書館 |
| 2 | 2 | 9 | ・ 高校生理数課題研究等発表会(生徒58人参加) | 高等学校課 |
| 2 | 2 | 10 | ・ 令和元年度第2回総合教育会議 | 教育総務課 |
| 2 | 2 | 10 | ・ 第2回市町村(学校組合)教育委員会生徒指導担当者連絡会 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 2 | 2 | 10 | ・ 第2回人権教育研究推進事業報告会及び連絡協議会 | 人権教育課 |
| 2 | 2 | 12 | ・ 「あったかい風をみんなで吹かそう缶バッジデザインコンクール」表彰式 | いじめ・不登校総合対策センター |
| 2 | 2 | 13 | ・ 地域課題をテーマにした解決型学習のスキルアップ事業(八頭高等学校) | 高等学校課 |
| 2 | 2 | 13 | ・ スーパーサイエンスハイスクール研究成果発表会及び第2回スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会 | 高等学校課 |
| 2 | 2 | 14 | ・ 学力向上推進に係る研修会(算数・数学) | 小中学校課 |
| 2 | 2 | 14 | ・ 第3回鳥取県英語教育推進会議 | 高等学校課 |
| 2 | 2 | 15 | ・ いきいき先生体験会(～2/16)(大山青年の家) | 社会教育課 |

| 年 | 月 | 日 | 記 事 | 担 当 課 |
|---|---|---------------|---|---------------------------|
| 2 | 2 | 16 | ・ 第4回スポーツ指導者研修会（鳥取県庁講堂） | 体育保健課 |
| 2 | 2 | 18 | ・ 第3回今後の高校教育の在り方を検討する会 | 高等学校課 |
| 2 | 2 | 18 | ・ 鳥取県子どもの学びの環境等生活困難者対策に係る研修会 | 小中学校課 福祉保健課 |
| 2 | 2 | 18 | ・ エキスパート教員認定制度に係る選考委員会 | 小中学校課 特別支援教育課 高等学校課 |
| 2 | 2 | 19 | ・ いじめ・不登校対策本部会議 | いじめ・不登校総合対策 センター |
| 2 | 2 | 19 | ・ 第2回大山青年の家運営委員会 | 社会教育課 |
| 2 | 2 | 20 | ・ 第22回鳥取県教育審議会 | 教育総務課 |
| 2 | 2 | 20 | ・ 教職を語ろう（～21） | 社会教育課 |
| 2 | 2 | 20 | ・ 教育支援センター及びフリースクール合同連絡会 | いじめ・不登校総合対策 センター |
| 2 | 2 | 21 | ・ 第2回とっとり県民カレッジ講座運営協議会（委託） | 社会教育課 |
| 2 | 2 | 21 | ・ 鳥取・島根連携講座連絡協議会 | 教育センター |
| 2 | 2 | 25 | ・ 第2回エキスパート教員連絡協議会 | 小中学校課 |
| 2 | 2 | 26 | ・ エキスパート教員育成事業報告会 | 高等学校課 |
| 2 | 2 | 27 | ・ 「居場所としての図書館について考えるまちなかワークショップ」 の開催（八頭町立図書館との共催） | 図書館 |
| 2 | 2 | 28 | ・ 令和元年度第2回鳥取県図書館協議会の開催 | 図書館 |
| 2 | 3 | 3 | ・ 令和元年度第2回 ICT等を活用した不登校児童生徒への自宅学習 支援に係る連絡協議会 | いじめ・不登校総合対策 センター |
| 2 | 3 | 5 | ・ 県立高等学校一般入学者選抜（～3/6） | 高等学校課 |
| 2 | 3 | 5 | ・ 令和2年度県立特別支援学校（幼稚園・高等部・専攻科）入学者募集 及び一般入学者選抜 | 特別支援教育課 |
| 2 | 3 | 7 | ・ 土曜自主セミナー ・鳥取未来教師セミナー（「絆」がつくる最 高の学級経営！～新学期のよりよい学級づくり・人間関係づくり ～） 中止 | 教育センター |
| 2 | 3 | 11 | ・ 県立高等学校一般入学者選抜（追検査） | 高等学校課 |
| 2 | 3 | 14 | ・ 農業者のための図書館活用ミニ講座（岩美町） | 図書館 |
| 2 | 3 | 18 | ・ 就職問題検討会議 | 高等学校課 |
| 2 | 3 | 19 | ・ 令和元年度インターネットの利用に関するアンケート結果公表 | 社会教育課 |
| 2 | 3 | 20 | ・ 第4回図書館で夢を実現しました大賞表彰式 | 図書館 |
| 2 | 3 | 22 | ・ バリアフリー映画上映会『おおきなかぶ』『かんすけさんとふしぎ な自転車』開催 | 図書館 |
| 2 | 3 | 24 | ・ 鳥取県立美術館整備運営事業に係る事業契約の締結 | 博物館 |
| 2 | 3 | 25 | ・ 県立高等学校再募集入学者選抜 | 高等学校課 |
| 2 | 3 | 26 | ・ 令和2年度エキスパート教員認定者説明会及び認定証授与式 | 小中学校課 特別支援教育課 高等学校課 |
| 2 | 3 | 26 ・ 27 | ・ 県教育支援センター「ハートフルスペース」春の相談会 | いじめ・不登校総合対策 センター |

(2) 教育委員会等の開催概要

教育委員会 (年13回開催)

| | | |
|--------|--------------|---|
| 4月18日 | 議 案 (1件) | 「1.平成31年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について」 |
| | 報告事項 (9件) | 「令和2年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験について」外8件 |
| 5月24日 | 議 案 (4件) | 「1.県立学校における使用教科書の選定方針等について」 「2.令和2年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について」 「3.令和2年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について」 「4.令和2年度鳥取県立特別支援学校 (幼稚部・高等部・専攻科) 入学者募集及び選抜方針について」 |
| | 報告事項 (5件) | 「県立学校教職員人事について」外4件 |
| 6月25日 | 議 案 (2件) | 「1.鳥取県教育審議会委員及び鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について」 「2.公立学校教職員の懲戒処分について」 |
| | 報告事項 (9件) | 「令和元年度「アクションプラン」について」外8件 |
| 7月17日 | 議 案 (2件) | 「1.鳥取県立図書館協議会委員の任命について」 「2.鳥取県立博物館協議会委員の任命について」 |
| | 報告事項 (8件) | 「教育委員会事務局局人事について」外7件 |
| 8月8日 | 議 案 (3件) | 「1.鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正について」 「2.令和2年度鳥取県立高等学校募集生徒数について」 「3.鳥取県立学校管理規則の一部改正について」 |
| | 報告事項 (12件) | 「未来とりっこわくわく大作戦啓発フォーラムの開催結果について」外11件 |
| 9月11日 | 議 案 (2件) | 「1.鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会委員の任命について」 「2.教育委員会事務局局職員の任免発令規程の一部改正について」 |
| | 報告事項 (9件) | 「第1回山陰教師サポート連携協議会 (S × T 協議会) の概要について」外8件 |
| 10月16日 | 議 案 (3件) | 「1.令和元年度鳥取県教育委員会表彰について」 「2.令和元年度末公立学校教職員人事異動方針等について」 「3.令和3年度県立高等学校の学級減について」 |
| | 報告事項 (11件) | 「令和2年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験について」外10件 |
| 11月20日 | 議 案 (1件) | 「1.鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について」 「琴の浦高等特別支援学校におけるフォークリフト資格取得の取組について」外 |
| | 報告事項 (7件) | 6件 |
| 12月20日 | 議 案 (2件) | 「1.鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について」 「2.鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正について」 |
| | 報告事項 (9件) | 「今後の市町村立学校事務のあり方について」外8件 |
| 1月15日 | 報告事項 (8件) | 「令和2年度使用教科用図書の採択変更について」外7件 |
| 2月6日 | 議 案 (3件) | 「1.公立学校教職員の懲戒処分について」 「2.鳥取県立博物館協議会委員の任命について」 「3.令和2年度鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準について」 |
| | 報告事項 (4件) | 「鳥取県立美術館整備運営事業に係る審査結果等について」外3件 |
| 2月20日 | 議 案 (4件) | 「1.鳥取県教育委員会委員の辞職の同意について」 「2.これからの時代における本県の特別支援教育の在り方に係る諮問について」 「3.鳥取県教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会委員の任命について」 「4.令和新時代の本県高等学校教育の在り方について (諮問) 」 |

3月20日

- 議 案 (14件) 「1.教育委員会事務局局人事(課長級以上)について」
「2.市町村(学校組合)立学校長人事について」
「3.県立学校長人事について」
「4.県立学校事務長(課長相当職)人事について」
「5.公立学校教職員の懲戒処分について」
「6.令和2年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について」
「7.令和2年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について」
「8.令和2年4月の組織改正等に伴う関係訓令の整備に関する訓令について」
「9.県立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則の新設について」
「10.鳥取県育英奨学資金貸与規則及び鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正について」
「11.みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン(鳥取県教育委員会特定事業主行動計画)について」
「12.鳥取県教育委員会障がい者活躍推進計画について」
「13.鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標について」
「14.現業職員の給与に関する規則の一部改正について」
- 報告事項 (31件) 「教育委員会事務局局人事について」外30件
- 協議事項 (1件) 「鳥取県教育審議会『夜間中学等調査研究部会』まとめ」及び今後の対応方針について」

委員研修会(年2回開催)

- 11月20日 「ICT等を活用した自宅学習支援事業の学習教材について」
1月15日 「サイバー犯罪の情勢と本件の取組について」

委員協議会(年15回開催)

- 4月18日 「令和元年度6月補正予算要求状況について(鳥取県教育振興基本計画 目標別)」外3件
5月24日 「令和元年度第1回鳥取県総合教育会議について」外4件
6月25日 「令和2年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験志願状況について」外8件
7月17日 「公立学校教職員の不祥事について」外4件
8月 8日 「鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」外8件
9月11日 「令和元年度鳥取県教育委員会表彰について」外6件
10月16日 「鳥取県教育委員会における障がい者雇用率の修正について」外7件
11月 7日 「未来の高校について」外1件
11月20日 「中国五県教育委員会委員全員協議会について」外7件
12月17日 「今後の県立高等学校の在り方について」外1件
12月20日 「令和2年度当初予算要求状況について(鳥取県教育振興基本計画)」外6件
1月25日 「令和元年度第2回総合教育会議について」外5件
2月 6日 「令和元年度第2回総合教育会議について」外19件
3月 8日 「教育委員会事務局局人事(課長級以上)について」外7件
3月20日 「県立高等学校推薦入試に係る合否結果の誤通知事案について」外2件

(3) 刊行物一覧

| 名 称 | 課・所名 | 発行時期 | 発行部数 | 頁 数 |
|---|-----------------|-------|---------|-----|
| 教育だより「とっとり夢ひろば」 | 教育総務課 | 年2回 | 202,000 | 8 |
| 心とからだいきいきキャンペーン啓発クリアファイル | 教育総務課 | R1.6 | 11,000 | - |
| 心とからだいきいきキャンペーン啓発自由帳 | 教育総務課 | R1.10 | 5,300 | 68 |
| ととりの教育(英語版・韓国語版) | 教育総務課 | R2.3 | 各300 | 8 |
| 鳥取県幼児教育センターリーフレット | 小中学校課 | H31.4 | 3,000 | 4 |
| とっとり子育て親育ちプログラム(改訂版) | 小中学校課 | R1.10 | 700 | 84 |
| みんなでつくろう!ととりの学び -平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査から-(小学校 学校用) | 小中学校課 | R1.10 | データ配信 | 4 |
| みんなでつくろう!ととりの学び -平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査から-(中学校 学校用) | 小中学校課 | R1.10 | データ配信 | 6 |
| みんなでつくろう!ととりの学び -平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査から-(小学校 児童・保護者用) | 小中学校課 | R1.11 | 31,830 | 8 |
| みんなでつくろう!ととりの学び -平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査から-(中学校 生徒・保護者用) | 小中学校課 | R1.11 | 16,780 | 8 |
| 鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)冊子 | 小中学校課 | R1.11 | 1,800 | 104 |
| 鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)概要版リーフレット | 小中学校課 | R1.11 | 5,000 | 4 |
| コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に係るパンフレット | 小中学校課 | R1.11 | 4,000 | 12 |
| とっとりふれあい家庭教育啓発ミニタオル | 小中学校課 | R1.7 | 300 | - |
| 小学生スタートブック | 小中学校課 | R2.1 | 5,850 | 8 |
| ふるさと鳥取企業読本 | 小中学校課 | R2.3 | 3,000 | 314 |
| 手話ハンドブック(入門編)増刷分 | 特別支援教育課 | R1.6 | 5,400 | 75 |
| 手話ハンドブック(活用編)増刷分 | 特別支援教育課 | R1.6 | 5,400 | 75 |
| 手話言語条例学習教材「AKASHI～証～」 | 特別支援教育課 | R1.7 | 15,900 | 28 |
| 特別支援教育の手引き | 特別支援教育課 | R2.3 | 800 | 130 |
| I C T活用実践事例集 | 高等学校課 | R1.5 | 50 | 100 |
| 中学校進路指導資料「輝け!夢」(令和元年度版) | 高等学校課 | R1.10 | 6,900 | 134 |
| もうひとつの「ふるさと」へ留学してみませんか? 鳥取県立高等学校県外生徒募集リーフレット | 高等学校課 | R1.6 | 800 | 14 |
| 令和2年度「高校ガイド」 | 高等学校課 | R1.7 | 7,100 | 16 |
| 「鳥取県立高等学校における通級による指導」のリーフレット | 高等学校課 | R1.12 | H P公開 | 2 |
| 高等学校における特別支援教育の手引き(第三版) | 高等学校課 | R2.3 | 200 | 74 |
| 相談窓口紹介クリアファイル | いじめ・不登校総合対策センター | R1.8 | 60,700 | - |
| 教育相談リーフレット | いじめ・不登校総合対策センター | R2.3 | 5,500 | 4 |
| 電子メディアとの付き合い方学習ノートA(委託) | 社会教育課 | R1.6 | 18,000 | 8 |
| 電子メディアとの付き合い方学習ノートB(委託) | 社会教育課 | R1.6 | 18,000 | 12 |
| 電子メディアとの付き合い方学習シートC(委託) | 社会教育課 | R1.6 | 36,000 | 4 |
| 電子メディア適正利用啓発チラシ(乳幼児保護者向け)幼い子どもにふさわしいメディア環境とは?(委託) | 社会教育課 | R1.8 | 25,600 | 2 |
| 読書啓発リーフレット「体にごはん、心に絵本」 | 社会教育課 | R2.1 | 60,000 | 4 |
| 読書啓発ポスター | 社会教育課 | R2.3 | 300 | 1 |
| 令和元年度インターネットの利用に関するアンケート結果冊子 | 社会教育課 | R2.3 | 450 | 148 |
| 社会教育委員の手引き(基礎編)増刷分 | 社会教育課 | R2.3 | 200 | 8 |
| 鳥取県生涯学習情報誌「ma・n・a・v・i」(生涯学習とっとり)(委託) | 社会教育課 | 年6回 | 4,500/回 | 26 |
| 船上山少年自然の家パンフレット | 船上山少年自然の家 | R2.3 | 1,000 | 4 |
| 大山青年の家パンフレット | 大山青年の家 | R2.3 | 23,000 | 6 |
| 「高校生にすすめたい本 2019」パンフレット | 図書館 | R1.9 | 16,500 | 8 |
| 「図書館を活用した『オレンジネットワーク鳥取モデル』推進事業」平成30年度・令和元年度報告書(パンフレット) | 図書館 | R1.12 | 500 | 12 |
| 学校生活ガイドブック(小学校・中学校編)<ベトナム語版> | 人権教育課 | R2.1 | H P公開 | 20 |
| 性の多様性から学ぶ学習資料 | 人権教育課 | R2.3 | H P公開 | 30 |
| 鳥取県立博物館年報第47号 平成30年度 | 博物館 | R1.8 | 300 | 104 |
| 鳥取県立博物館ニュース28 | 博物館 | R1.9 | 10,000 | 8 |
| 企画展「殿様の愛した禅 黄檗文化とその名宝」図録 | 博物館 | R1.10 | 600 | 161 |
| 企画展「塩谷定好とその時代」図録 | 博物館 | R1.11 | 600 | 274 |

| | | | | |
|-------------------------------------|-------|------|--------|-----|
| 企画展「生誕100年國領經郎展」図録 | 博物館 | R2.1 | 400 | 154 |
| 鳥取県立博物館ニュース29 | 博物館 | R2.3 | 10,000 | 8 |
| 鳥取県立博物館研究報告57号 | 博物館 | R2.3 | 400 | 94 |
| 鳥取県がん教育実践事例集 | 体育保健課 | R2.1 | 300 | 59 |
| 2019年度学校体育充実事業武道指導推進事業実践事例報告集 | 体育保健課 | R2.3 | 280 | 30 |
| 令和元年度「児童生徒の体力づくり」 | 体育保健課 | R2.3 | 410 | 104 |
| オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業報告リーフレット | 体育保健課 | R2.3 | 350 | 4 |